

始



5.9.4

大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告 第一輯

昭和五年三月



大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告 第一輯

發行所寄贈本



大阪府

凡例

一、府下に於ける史蹟名勝天然記念物の概括的調査の結果は昭和二年以來漸次刊行して第五冊大阪市堺市の部を殘すのみとなりたれど、その整理未だ充分ならざるを以て次期に譲り、別に本冊を發刊すること、なれり。

一、本冊收むところ九項、主として昭和四年度の調査にかゝる。都合上總て史蹟のみとなりたれど、名勝天然記念物の調査完了せるもの亦尠からざるを以て次輯より載録する所あるべし。而して京都帝國大學文學部考古學教室末永雅雄氏が多年の精査にかゝる狭山池に關する有益なる研究、大阪市大脇正一氏が濫蓄を傾けられたる天王寺及びその附近出土瓦に就ての報告を寄せられたるは深く感謝する所なり。

一、昭和三年度以來各調査委員は府下各市郡に亘りて夫々實地踏査するところありたり。就中昭和三年八月、泉北郡の概括的調査を試み、陶器山窯地の發掘を行ひ、昭和四年度に於ては本冊收むる諸項の實査の外、豊能郡箕面公園、泉北郡淺香山兩名勝の精査を終へ、中河内郡修徳館古墳の調査に従ひ、昭和五年に入りて、泉南郡西小山陵の發掘調査に従事せる等、特記すべく、これ等は何れも次輯を俟つて報告せんことを期せり。——而して此間調査委員會を開くこと數次、史蹟名勝天然記念物の保存及びこれが調査の方針その他について協議を遂げたり。保存に關しては、大阪市蜂須賀正勝墓史蹟、昭和四年四月十八日及び泉北郡淺香山(名勝、昭和五年一

月二十日三島郡今城塚(史蹟昭和五年一月二十日)が各々假指定によりて保存法の適用をうくるに至りたる外各所に標石を建て、顕彰する所あり、調査方針としては昭和五年度以來主として府下の古文書並に古墳の調査に従ふこと、なれり。

一、如上の調査に當りては、關係市町村學校長、神社祠官、寺院住職、地方特志家諸氏より公私その便を得たるどころ尠からず、而して本冊載するところの調査に就きては、就中、南河内郡古市町森田博三、八幡神社社掌高木保三郎、農學士狩野德太郎、狹山池耕地整理組合長喜田藏太郎、狹山村田中篤太郎、別所享、笠原精一、管生神社司安松昌吉、弘川寺住職高志諦觀、京都帝國大學文學部助教授中村直勝、同考古學教室島田貞彦、同理學部地質學教室黒田德米、三島郡普門寺住職遠山乾堂、富田町小方章太郎、芥川町長水谷鼎三、阿武野村長水室鐵心、繼體天皇陵墓守長清海、清兵衛大、阪府廳土木部都市計畫課畑浦濟美、大阪市蜂須賀千早、佐藤佐、松村莊二郎、八木博、大阪市民博物館長堀居左五郎、同館平林悅治、難波驛新築工事現場監督技師坪井誠一、同工事係員、南海電氣鐵道株式會社平田顯太郎、吉田卯之吉、京都市北野神社宮司山田新一郎、同社金津泰鯉、大阪市大依羅神社社司櫻谷兵吉、大阪商科大學教授山根德太郎、中河内郡府立修德館長熊野隆治、同館靜永秀雄、種渡常倫、高井田村松井巳之助、堺市前田長三郎、西岡祥吉、井上正夫等諸氏の好意に負ふところ多く、又寫真に就ては京都市鈴木増太郎、大阪市佐伯章二郎兩氏の盡力を得たり。特に記して感謝の意を表す。尙本府社寺兵事課長奥村泰助、社寺課屬辻尾規矩彦、赤坂考、前課長渡邊信男、前社寺課屬松尾幾太郎諸氏が煩瑣なる各種の事務に軼掌せられたることを深謝す。

昭和五年三月

(五十音順)

- | | | |
|------|----|-----|
| 調査委員 | 池田 | 谷久吉 |
| 同 | 今井 | 貫一 |
| 同 | 上原 | 精一郎 |
| 同 | 上松 | 寅三 |
| 同 | 魚澄 | 惣五郎 |
| 同 | 大屋 | 靈城 |
| 同 | 小中 | 正晴 |
| 同 | 三宮 | 元勝 |
| 同 | 天坊 | 幸彦 |
| 同 | 平尾 | 兵吾 |
| 同 | 山下 | 信太郎 |
| 調査囑託 | 岸本 | 準二 |

大阪府史蹟名勝天然
紀念物調査報告第二輯
正誤表

頁	行	誤	正
凡例 一	一〇	陶器山窯地	陶器山窯址
二	六	藏太郎	龜太郎
〃	七	昌吉	昌茂
目次 六	一	上背面	背面
本文一五	三	化輪寺址な	化輪寺址と
二三	一〇	弘長二年	弘長三年
三九	一三	木造、樋管	木造樋管
四二	五	長源	重源
四九	一四	(弘長三月十八日の奥出)	(弘長三年三月十八日付)
五〇	一	北野驛	北野田驛
五四	五	其文殆同様	其文略々同様
八三	一	重なるもの	主なるもの
一〇六	一三	至じと云ふ	至りしと云ふ
一〇七	一三	文學	文字
一二四	四	資料であるつて	資料であつて
一二八	一〇	問題になるか	問題になるか
一二五	一一	江名	法名
一三六	一二	塔籠	燈籠
一三八	一二	面して	而して
〃	一六	益々	益子
圖版 第二六		拓影	拓影

調査報告目次

南河内郡

- 第一 通法寺址及び源家三代の墓……………一
- 第二 狭山池……………一七
- 第三 菅生神社……………五〇

三島郡

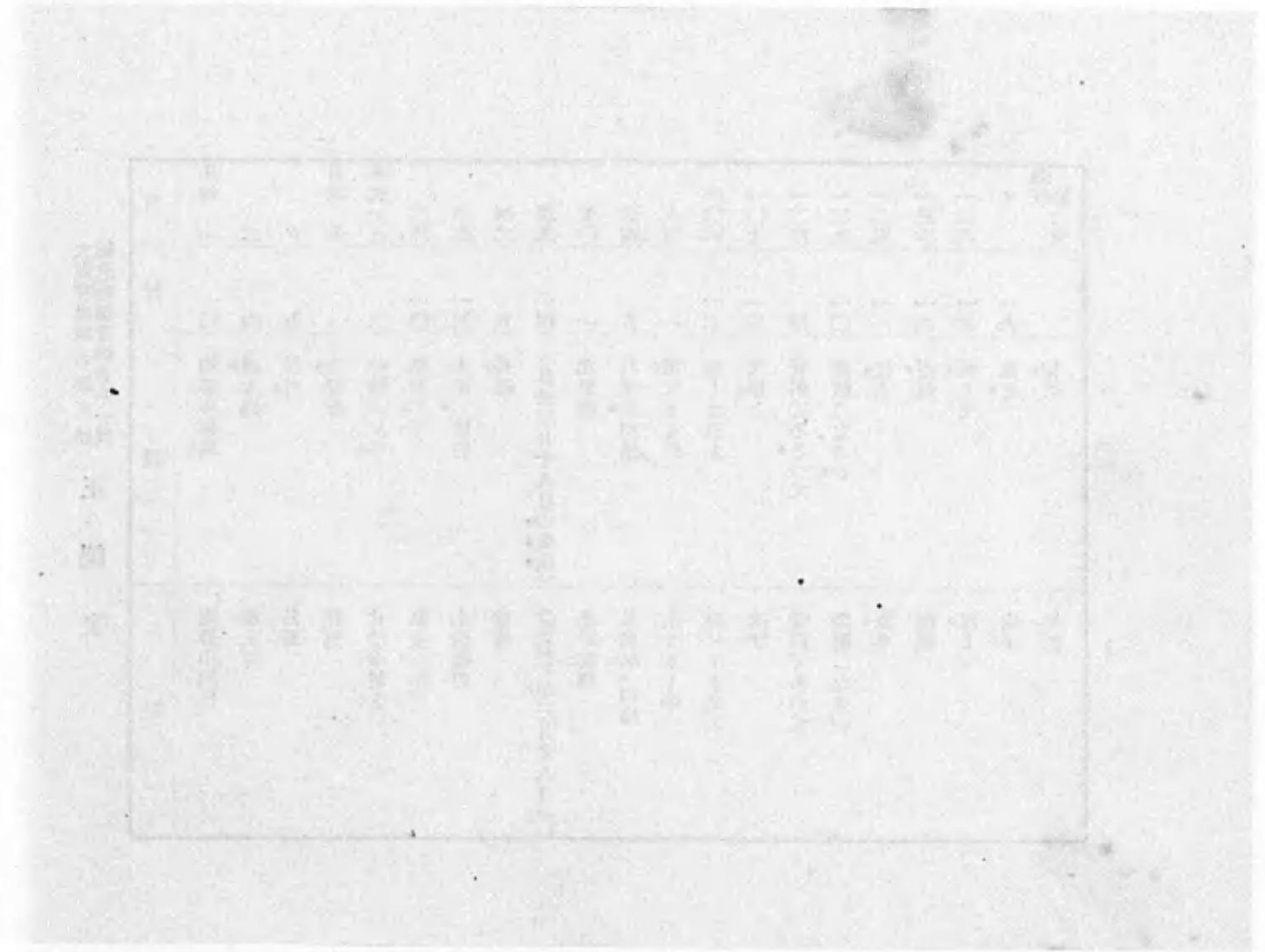
- 第四 今城塚……………九〇
- 第五 富田町普門寺……………一〇五

大阪市

- 第六 四天王寺出土瓦の一部と其附近出土瓦と難波宮址……………一五
- 第七 蜂須賀正勝墓……………二三
- 第八 難波驛構内遺物包含層……………三七

中河内郡

- 第九 烏坂寺址發掘鷗尾……………四五



圖版目次

第一	(一)	通法寺址	ソノ一
第二	(二)	通法寺址	ソノ二
第三	(一)	源頼信墓	ソノ三
第四	(二)	源頼義墓	
第五	(一)	源義家墓	
第六	(一)	永仁七年六波羅御教書	
第七	(二)	通法寺址背後の丘陵より石川を望む	
第八	(一)	狭山池西樋解体前	(夏)
第九	(二)	同上	
第十	(一)	同上	(冬)
第十一	(二)	同上	
第十二	(一)	狭山池中樋發見樋銘	
第十三	(二)	同釘	
第十四	(三)	同木槌	

第八	(上)	狭山池中樋末端部石樋使用の状態及歴石 石棺蓋
第九	(一)	狭山池中樋尻龜石出土状態 龜石其他
第一〇	(一)	狭山池中樋水路中に發見せる石樋 石樋等現存状態
第一一	(上)	狭山池西樋第三段解体工事
第一二	(下)	同上
第一三	(一)	狭山池西樋豎樋及埋没せる第四段樋 完成せる狭山池樋管
第一四	(二)	菅生神社
第一五	(一)	菅生神社
第一六	(二)	菅生神社
第一七	(一)	北野宮縁起
第一八	(二)	北野宮縁起
第一九	(一)	北野宮縁起
第二十	(二)	北野宮縁起
第二一	(一)	北野宮縁起
第二二	(二)	北野宮縁起
第二三	(一)	北野宮縁起
第二四	(二)	北野宮縁起
第二五	(三)	北野宮縁起

- 第一六 北野宮縁起 (ソノ六(下卷))
- 第一七 北野宮縁起奥書 (下卷末)
- (一) 天神畫像 (模本)
- (二) 菅生天神宮縁起 ソノ一
- 第一八 菅生天神宮縁起 ソノ二
- 第一九 菅生天神宮縁起 ソノ三(上下兩卷末)
- (一) 今城塚全景
- (二) 同上 クビレ部
- 第二〇 今城塚陪塚水室塚
- (一) 同上 前塚
- (二) 同上
- 第二一 普門寺方丈
- (一) 獅林額
- (二) 狩野安信筆襖畫
- 第二二 同上
- 第二三 細川勝元書狀二通
- (一) 龍溪詩幅
- (二) 普門寺開祖說嚴畫像
- 第二四 普門寺六世泰雲畫像
- (一) 同上
- (二) 同上

- 第二六 四天王寺出土瓦拓影 ソノ一
- 第二七 同上 ソノ二
- 第二八 同上 ソノ三
- 第二九 天王寺堂ヶ芝町豊川稻荷及大阪被服支廠出土瓦拓影
- 第三〇 蜂須賀正勝墓域
- (上) 同上
- (下) 難波驛新築工事現場
- 三一 難波驛新築工事現場
- (一) 同上
- (二) 難波驛構内出土土器 ソノ一
- 三二 同上 ソノ二
- 三三 難波驛構内主貝層砂塊
- 三四 同上 主貝層
- (一) 難波驛構内發見貝類の一部 ソノ一
- (二) 同上
- 三五 同上 ソノ二並ウニ
- 三六 カガミガヒ(a)オホノガヒ(b)
- 三七 鳥坂寺地鴟尾出土現場
- (一) 同上 鴟尾側面
- (二) 同上

第三八	(一) 同上	上背面
	(二) 同上	破片

挿圖目次

第一圖	通法寺址及び源家三代の墓附近地圖……………	二
第二圖	壺井八幡(向ッテ右)壺井權現(向ッテ左)……………	四
第三圖	(上) 壺井靈泉……………	六
	(下) 同井戸側石北面ノ彫刻阿彌陀如來像……………	六
第四圖	傳通法寺址出土寶塔瓦並平瓦拓影……………	一四
第五圖	狹山池近傍地圖……………	一八
第六圖	狹山池流域圖……………	一九
第七圖	西樋發見樋銘拓本……………	二六
第八圖	樋設計圖……………	二七
第九圖	釘錠實測圖……………	二八
第十圖	西樋第三段實測圖……………	二九、九〇
第十一圖	石造物實測圖……………	三六、七〇

第十二圖	石造物發見圖……………	三九
第十三圖	樋管及石樋實測圖……………	四〇、一〇一
第十四圖	狹山池修築記功文書……………	四一
第十五圖	菅生神社附近地圖……………	五〇
第十六圖	菅生神社境内菅生池並菅生神廟碑……………	五三
第十七圖	今城塚附近地圖……………	九一
第十八圖	今城塚實測圖……………	九二、三〇
第十九圖	繼體天皇御陵……………	九四
第二十圖	女九神社……………	一〇一
第二十一圖	普門寺附近地圖……………	一〇六
第二十二圖	和泉四ッ池出土土器……………	一三六
第二十三圖	難波驛構内出土土器實測圖……………	一三六、九四
第二十四圖	鳥坂寺址附近地圖……………	一四一
第二十五圖	鳥坂寺遺址發掘鴟尾斷片圖……………	一五〇、一〇一
第二十六圖	鳥坂寺遺址發掘鴟尾復原圖……………	一五〇、一〇一

大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告 〔第一輯〕

南河内郡

通法寺址及び源家三代の墓

〔圖版第一—第四〕



一 德川綱吉の復興によつて諸堂巍々と源家の宗廟とはなりぬ〔享和元年版、河内名所圖會〕と記された南河内郡駒ヶ谷村通法寺は享和から約百三十年を経た今は見る影も無く荒蕪してたゞあはれな廢墟を残すのみとなつた。近年まで綠樹滴る様であつた寺後の丘嶺も今は心なき人々によつて採伐されて、往時の景觀は全く見るべくもない。云ふまでもなく通法寺は河内源氏の本貫地に創創された古刹で域内には源家三代即ち頼信、頼義、義家の三代の墳墓がある。かく國史上に光輝ある一大史蹟であるから、その遺蹟を永遠に保存することは現下の急務であると信じ、本委員はこゝに本寺の沿革の概要を記し併せてその史蹟としての價値を述べて見やう。

二

大阪府の東部奈良縣に跨る金剛山脉は南北長さ約十二里に亘り蜿々として延びてゐるが、その中大和川から北は一に生駒山脉とも云ひ、海拔六百四十二米の生駒山が聳えてゐる。この山

脈は古來河内と大和との交通をさまたげるものであつて、たゞ暗峠(四四〇米)十三峠(四〇〇米)辻子越(五八七米)が從來その交通路となつてゐた。しかし峠越の難路であるから、距離は遠くなつても迂廻した大和川の溪谷が重要な大和への通路となつた。即ち川が生駒山脈を横断する



第一通法寺址及び源家三代の墓附近の地形圖

龜瀬の横谷に沿ふて通路が開かれたので、その南河内の平原に出でんとする咽喉が今の國分村堅下村であつて、その南北の丘陵には著名なる古墳が點綴されてゐる。壁面に裝飾文様があることで名高い高井田古墳や、修徳館古墳を初めとして、船氏の塋域たる松丘山古墳及び玉手山古墳群や、安福寺横穴墳等がある。その他一々こゝに記述するまでもない。而も高井田村には王朝以來列聖が屢々臨幸遊ばされた巨利智識寺や、鳥坂寺の寺址が認められる。また

聖武天皇の御偉績たる河内國分寺址もまたこの附近に考定せらるゝのであつて、この交通路と其の附近の古代人文の發達とが想像せらるゝであらう。

而も一たび溪谷を出て、南河内の平野に出ると、遙か東北難波京に向つて坦々として沃地が展

開し、その近き道明寺村には國府の政廳が北流する石川の河岸に設けられてゐた。石川と大和川との合流點は現在市村と稱し、國府に近き貨物集散市場があつたと思はれ、船橋村は古驛站に近く設けられた古代架橋から命名されたものであらう。石川を合せた大和川は更に東北流するが、その流域は到る處古代の遺蹟ならざるはなく、こゝに枚舉に遑がない。

石川は奈良縣との境界より北流して、河内國府附近で大和川に合流するのであつて、その附近には河内總社の遺址や、應神天皇陵と並んで譽田八幡社が鎮座し、また日本武尊陵、安閑天皇並同皇后陵を初めとし、南方磯長村には孝德天皇陵、用明天皇陵及び厩戸皇太子御墓の拜せらるゝ、叡福寺が建てられてゐる。

かくの如き平安朝以前わが文化の一大中心とも見らるべき大和川、石川の合流點附近は、飛鳥京、奈良京と難波とを連絡する重要地點であつた。而も通法寺は大和川の分れ、石川に沿ふて南約一里駒ヶ谷村の山麓に造營せられたので、而もその地が實に河内源氏の發祥地であつた。この附近には嘗ては蘇我氏の祖石川麿が別業を營んでゐたとも傳へられてゐる。かゝる恰好の地に河内國守であつた源賴信が、その一族の居住地を撰び、前に石川の清流に臨んだ山麓の斜面に一區域を獨占して、當時一面の森林であつたと思はれる一區を開拓し、次第に資源と武力を培はんとしたのは誠に自然の事と思はれる。のみならず遙か北方河内と攝津川邊との平野を横斷すれば、父源滿仲の本據である多田庄へは十里を距てない。いはゞ大和川、淀川の灌漑する河内攝津の豊饒なる大平原を南北相對して虎視眈々として、その一族擡頭の機を窺つてゐた様で



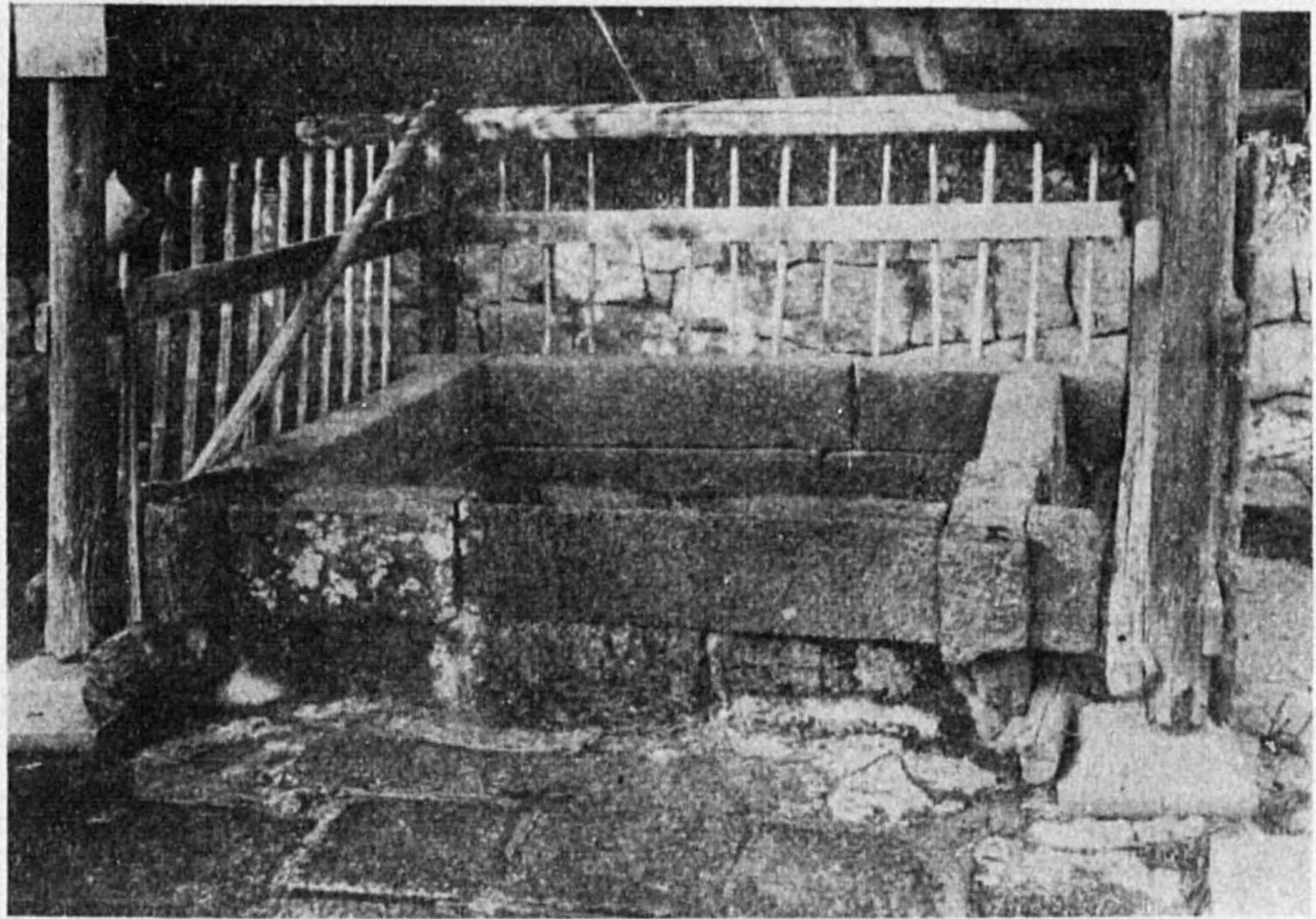
(左テツ向)現権井壺 (右テツ向)幡八井壺 圖二第

ある。要するに頼信がこゝに根據を求めたのは農圃の開拓を第一義とする其時代に於いて最も都合よく、また屢々領土掠奪の行はれやすい時代に於ける防禦の地帯としても背後に葛城の山塊を負ひ、前に石川の流に臨むことが適したからで、また氏族發展上文化交流の上から屈強の地であつたからであらう。

さて河内源氏の居住地に建てられたその氏寺通法寺に就いては次項に詳述するが、今通法寺址に近く約一町北の小高き丘陵に壺井八幡社が鎮座してゐる。社傳では後冷泉天皇の御代に源頼義が勅を奉じて奥州安倍貞任等の征討に出陣するに當り、石清水八幡宮に戰捷を祈念し、後征討の功を奏して康平七年凱旋したので八幡の神靈をこゝに勧請したと云はれてゐる。この社が頼義の勧請にかゝるものなることは恐らく信すべきであらう。何となればある一氏族が移住して他

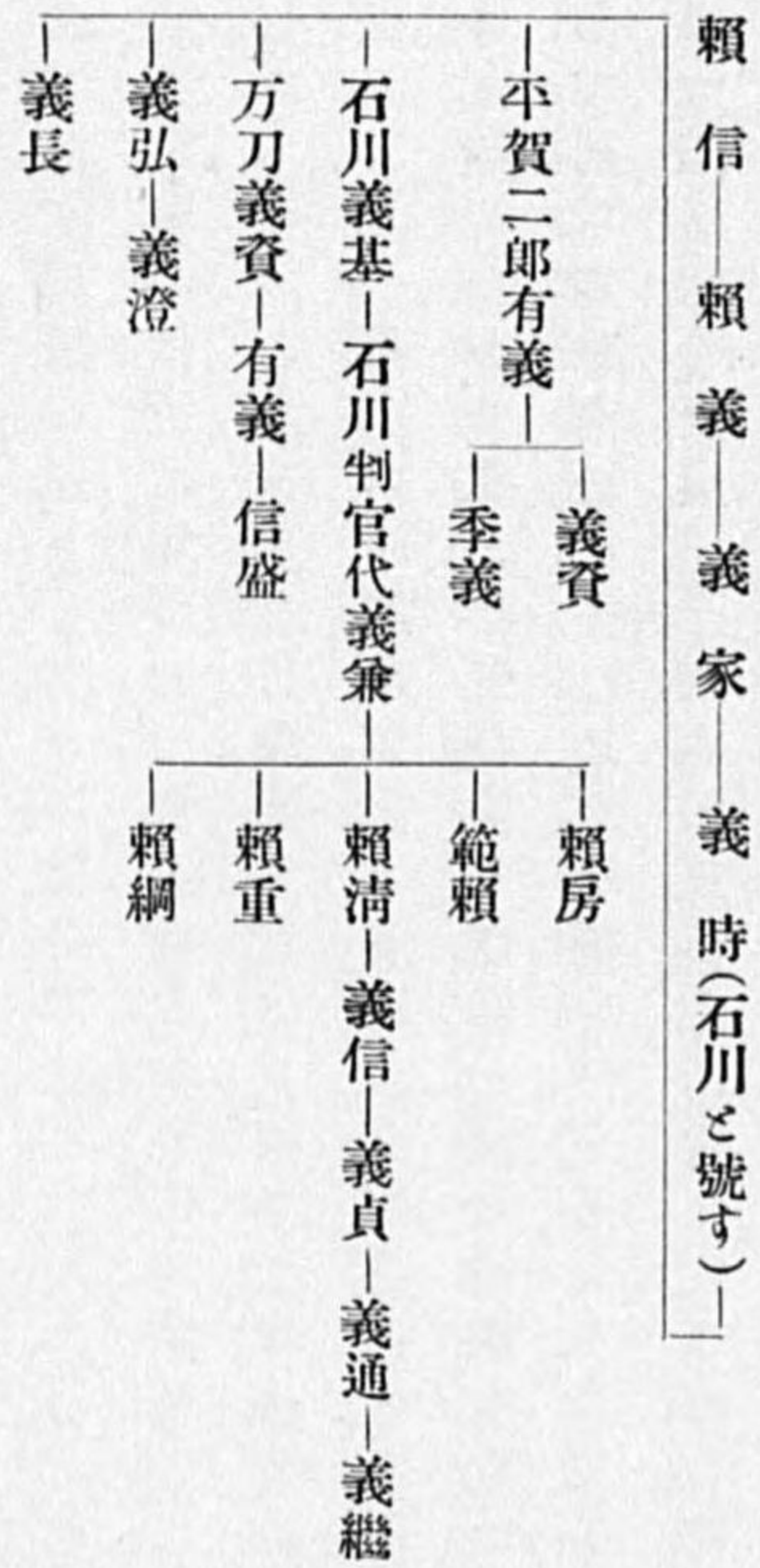
に居住地を點定する時、その發展するにつれて、その一族の氏神を其地に奉祀せんとするのはわが往古以來一般に見る所であつて、その氏神の社壇を中心として氏族の集團生活が行はれたのである。さればこの鎮守の社壇は通法寺と前後して創設せられたのであらう。今これを俗に別宮と呼んでゐる様で、これについてまだ明徴を見ないが、恐らく石清水八幡宮の別宮であつたと想像せらるゝ。別宮とは本宮に對する分祀の謂で、その地が本社領であるため、本社に祭る神を分祀して、その地方一圓の鎮守神と仰ぎ、永く本支の因縁を繋ぐのである。石清水文書(宮寺縁事抄)には保元三年の處分に河内國紺口莊や古市莊の地名が載せられ、吾妻鏡元久元年八月の條に高井田村が石清水八幡領であつたことや又正平九年には時の河内守楠木正儀が河内紺口莊を石清水八幡宮社家雜掌に交付してゐる文書等がある(天伴文書)。かく舊石川郡には石清水社領があつたことは明かであるから別宮と稱し、且清和源氏の嫡流が永く榮えた地方として特殊の深い關係があつたであらう。

また八幡の西隣には頼信、頼義、義家を合祀し、通法寺の鎮守として宗廟と崇めた壺井權現が鎮座してゐる。その創建等に就いては明かでないが、攝津多田庄に於ける多田權現と同様に考へらるべきもので、創立も古く、永くこの地方源氏一族の祖神として崇敬を集めたことであらう。境内石燈の下に壺井と呼ぶ靈泉がある。頼義に關する傳説が傳へられてゐる。井戸側石の一方内面に阿彌陀如來像一軀が刻せられてゐる。手法優秀で恐らく鎌倉時代を下るものではなからう。



第三圖
(上) 壺井靈泉
(下) 同井側北石面ノ彫刻阿彌陀如來像

かく源家三代の墳墓や、氏寺通法寺及びその鎮守壺井權現や、氏神八幡社が此地域に祀られて、これらの社寺を中心として河内源氏の一流が此地方に蟠踞したことを追懐すると、人文地理學上また興趣殊に深きを覺える。尊卑分脈によると、



とあつて、河内石川に於ける義家の子孫は石川、万刀、方戸及び平賀、紺戸、義弘、流等に分れて多くは祖先の舊地、父祖以來の故郷を中心として永く繁衍してゐたのである。されば平安末期にいたり源賴政が舉兵するや、河内國には石川郡を知行しける武藏權守入道義基、子息石川判官代義兼〔平家物語〕が應じて河内に兵を舉げ、壽永二年七月平家の都落にあつても河内源氏が都へ亂入したることなど、河内に於ける源氏の根據は活動を始めてゐる。吾妻鑑にも河内に於ける源氏即ち石川、紺戸などの活躍を記し、殊に石川兵衛判官代義資は、河内源氏隨一之者也〔吾妻鑑元暦元、六、四〕と記されてゐる。その後南北朝時代に於いて石川河原を中心とした戦は屢々であつて、石川附

近に於ける源氏の發展が想像せらるゝのである。

かくの如く通法寺並に源氏三代の墳塋を中心としたこの遺蹟は、國史に照耀せる河内源氏の發祥地として府下に於ける顯著なる史蹟と云はねばならない。

三

源滿仲の四男頼信は寛仁四年河内守に任せられ、古市郷香呂峯に居館を構へ、治安元年頼義こゝに誕生し、次いで頼義の男義家並びに義綱、義光、宗義もまたこゝに生る。その後長久四年九月頼義が仁海上人の舊蹟と傳ふる仁海谷に獵して、山中に千手觀音の靈像を得し、之れを負ふて歸り精舎を第宅の南に建立してこの像を本尊とし通法寺と稱したが、永承三年九月頼信卒したので、通法寺東南の山上に葬つた。頼義前九年役に出陣するに臨んで、山城石清水八幡宮に戰捷を祈念し、のち征討の功を奏して凱旋したので、康平七年八幡神をこゝに勸請した、それが今の壺井八幡社である。治暦四年頼信剃髮し、安部貞任等菩提のために壺井の西北に精舎一字を建てて化輪寺と號したが、永保二年頼義卒し、遺骸を通法寺觀音堂の下に葬つた。次いで長治二年義家が卒して通法寺東南の山上に墳墓を營んだ。

以上は大體、通法寺興廢記や河内源氏詞之傳等に記された縁起の大體であるが、もとより確證のある譯ではない。

然し通法寺が頼義の建立にかゝるものなることは殆んど疑ふことが出來ない。子爵田中光顯氏所藏の通法寺文書文治元年十二月通法寺衆徒の訴狀には次の如く記されてゐる。

件堂所鎌倉殿御先蹤之地且御教書旨顯然也早不可存狼藉之狀如件 時政花押

通法寺供僧寄人等解申請北條殿公文所裁事

請被特任道理停止他狼藉子細愁之狀

右謹檢案内當寺源氏之御願觀音之靈地也粗傳書契、情訪由緒故伊預入道殿在家之御時、河内國之中達磨山之麓、凌林樹之風、尋猪鹿之跡、瀝野草之露、駕驛驢之蹄、然間野火俄拂地、草堂雖化塵、等身千手觀音像、一体獨免、梅檀之煙、座蓮花之座、若是顯現金剛不壞之身、歟、將又不謬、火坑變池之願哉、爾時與州殿下暫停狩獵之思、非拭、隨喜之淚、壺井郷之畔、令建立精舎、其精舎中奉請被尊像、故字稱壺井御堂、額題通法寺也、此上皆金色阿彌陀如來一躰、忽終毗首之功、同遂開眼之志、奉安置一所、被恭敬二尊、其後共繼、故八幡殿之志、並六條判官殿御歸依尤盛也、然平家興盛之比、粗雖有中絶、鎌倉殿下之御時、令言上子細之處、如本御歸依且盛也、就中故八幡殿御前御墓所者、彼御堂之縁邊也、爰供僧寄人等之中、若有他之狼藉者、欲蒙可停止御下知矣、望請恩裁、任源家相承御歸依之旨、重貴下致御歸依、被成下御外題者、彌供僧等可奉祈御息災、延命增長福壽之由、仍錄子細言上如件

文治元年十二月 日

供僧寄人等

これに據つて見れば、頼義の卒去した永保二年から約九十年後の鎌倉幕府の初めである文治元年の頃には、通法寺が伊豫入道頼義が在俗の時の建立にかゝり、その後六條判官爲義が深く歸依したとの所傳があつたので、この頼義造營のことは事實と認めねばならぬ。又壺井八幡社所

藏文書弘安九年九月一日關東幕府の禁制には、通法寺に武士以下の亂入を禁斷し且つ本寺が關東嚴重之御祈禱所と記してゐるのみならず、永仁七年正月幕府下知狀には、「當寺者爲伊豫入道御建立之地」と云ひ、永徳三年七月の通法寺衆徒訴狀には佛燈油田として四町三段の安堵を請ひ、繪旨三通義家自筆寄進一通頼朝假名書御教書以下の證據文書を副へて訴へてゐる。その文言に、

右當寺者、御先祖頼義御建立之伽藍、右大將家御歸依之本尊也、仍爲源家之御氏寺、雖送三百年星霜、高驗猶日新歟、雖然今度動亂、被剝取借葺之博之間、堂朽雨露、庭生荆棘、破壞顛倒、只有今刻、隨御本尊千手觀音者、頼義有出狩庭之時、山中放光明、之草木變金色之間、成希代之思、有御覽者、因光中忽然而現、給千手觀音發露、啼泣而投五體於地、御歸依余奉負自身、建立伽藍所、被安置其內御本尊、今千手是也、然後八幡殿十二歲御時、天喜年中應干勅命、而爲追討朝敵之、御發向奥州之時、於被御本尊之御前立種々願、爲未來寄特、脫御直垂、被懸佛之御首、其時之帳絹、今猶在佛之御首、加之、八幡殿深有御祈誓之、造寫彼形像、懸于御守、暫時不被放身、有御下奥州、經十二年三月、被責彼貞任、宗任之間、於夢中有目出告、或俄雨紺之雪、或親花石、而奇瑞不思議也、仍枯木花、河逆流登者、蓋此謂歟、終責隨朝敵貞任、揚名於一天、普德於四海、事併依當寺御本尊千手擁護也、自夫以來、開天下靜謐之基、歸兆民無爲之德、先蹤既如是、當家御運何成、其疑之哉、是則三代御祈禱之持佛堂也、此等皆先祖之御事也、當家有御續其後裔之傳家弓箭、今猶新、仍良將無比倫、政德勝古賢、可謂自藍青德、爭忘思食御法度、而以

往古之燈油佛性田、忝可被充行軍勢之料所之哉、就中先年大地震之時、令崩倒伽藍之間、爲建立今御堂、引地之處、堀出石唐櫃之、其時寺僧等成不思議之思、可奉開彼蓋之哉、不開之哉、段進退難計之間、任御孔子開蓋而奉拜見者、御骨是歷然也、誠忝御事也、是則如緣起分明也、總而至此近邊當國之人、達於今下馬爲宗、致其敬、此等子細於國中、無其隱之者也、加之、此在所猶右在御賞翫、御自身撰地、植松、被築御廟之、伊豫入道殿、八幡殿、被立二基之五輪石塔、并御建立墓堂、而割分件免田四町三段所、有御支配通法寺並彼御墓之修理佛性田也、凡至爲源家之御子孫者、可與隆當寺、旨有御遺言云々、爰楠木正儀討負去年平尾合戰之、籠舊居之要害之後、當國勢可有御發向當國之由、大都令風聞、當寺別當供僧等、重預御寄進、當寺可繁昌之旨、幸成得折之勇、兼悅存之處、相違于思、向虛手、剩擬根本燈油佛性之要脚、募供僧住持之資糧、且爲令致御祈禱、且爲奉訪御先祖頼義御菩提、忝八幡殿自被染御筆、被成下右大將家假名書御教書、堅被定置四町三段之免田之間、尤當御代之崇敬、可他異之處、曾無其儀、一所弱之免田、被充行圓生谷遠房之條、歎有餘、難盡筆端、何事如之哉、假時之別當、有謀叛殺害之罪科、雖被處其身於科息、於彼寺領等、不可有相違之處、彼本尊有何咎歟、無左右可奉被收、公以住之免田哉、其上、於公家武家、別當不執弓箭、依何可爲闕所之哉、不便之次第也、隨而楠木正儀、思誤而暫雖被行料所、文書一見之後、去年三月二十二日、如元別當實尊被下知、畢、假楠木方之時、雖被行料所、於當御代者、可被任其例之哉、尤可有御許容之砌也、凡爲當寺多年之供僧、情案御先祖御遺跡零落盡者、終日滿思於胸、夜者通夜爲淚於枕邊者、將又自頼義御時、爲未來與

隆_二所_レ被_レ造置_二之上瓦三千二百枚充_三四貫八百文_一、當年三月二十日、遠房賣取畢、先代未聞珍事、言語道斷之濫惡也、天性縱雖住貪欲、他慮何不憚_レ之、聞而可_レ洗_レ耳、見可_レ卷_レ舌、自_二其日_一受_二重病_一、身體不合期、若於此時不蒙_二御下知_一者、未來又如_レ斯痛哉、奉_レ懸_二雨露於御本尊_一、悲哉、晝夜朝夕之勤行、令_二退轉_一、送_二日月_一、若及_二御不審_一者、以_二彼使_一可_レ被_レ見知_一者哉、所詮爲_二御先祖持佛堂_一、奉_レ祈_二源家之御繁昌_一之上者、不_レ被_レ混_二自余之御沙汰_一之、急速蒙_二安堵御下知_一者、彌仰_二廉直之政理_一、殊欲_レ抽_二御祈禱之懇志_一、仍粗言上如_レ件

永徳三年四月 日

とある。もとより通法寺領に關する衆徒の訴狀であるから、その有利に記述する由緒は悉く信ずることが出来ないにしても、足利初期に於ける所傳が明かで、本寺が頼義の建立にかゝるものなることは疑ふべくもない。而も創立の頃より約三百年経た永徳年間には既に「堂朽_二雨露_一、庭生荆棘」と云はれるまでに荒れはて、わたのであらう。殊に南北朝時代は楠木氏の根據であつたから、社家別當も戦亂の渦中に投じ、一時寺領を沒收さるゝ様なこともあつて、荒廢に歸したらしい。尤もこれより先正應五年六月に河内住人良壽行乗が通法寺領を押領して、公事を果さないで、六波羅府が命じて、元の如くせしめたことや、(壺井八幡社文書)永仁七年に通法寺執行琳海と供僧道覺、舜海等とが寺領に就いて爭論を惹き起し、六波羅府が裁決を下したこともあつた。

かくて室町時代を経て、江戸時代となつて、幕府の歸依殊に厚く、寺運は再び隆昌に赴いたのであつた。元祿十三年多田義直なるものが、通法寺の復興を將軍綱吉に懇請したので、綱吉も祖廟

たるの故で、方を致し堂舎再興の業を起し、本堂には阿彌陀、觀音、勢至の三尊を安置し、別に觀音堂を建て、頼義の感得したと傳へる觀音像を安じ、猶堂内に頼義の廟舎を入れて、漸く輪奐の美を復し、且つ寺領二百石を寄進した。

江戸時代に於ける通法寺の盛運に關しては、大和室生寺の荒木良仙氏の勞作にかゝる、通法寺史料に詳細に述べられてゐるから、今それによつて大體を記して見やう。護持院日記、元祿十三年十一月朔日の條に、

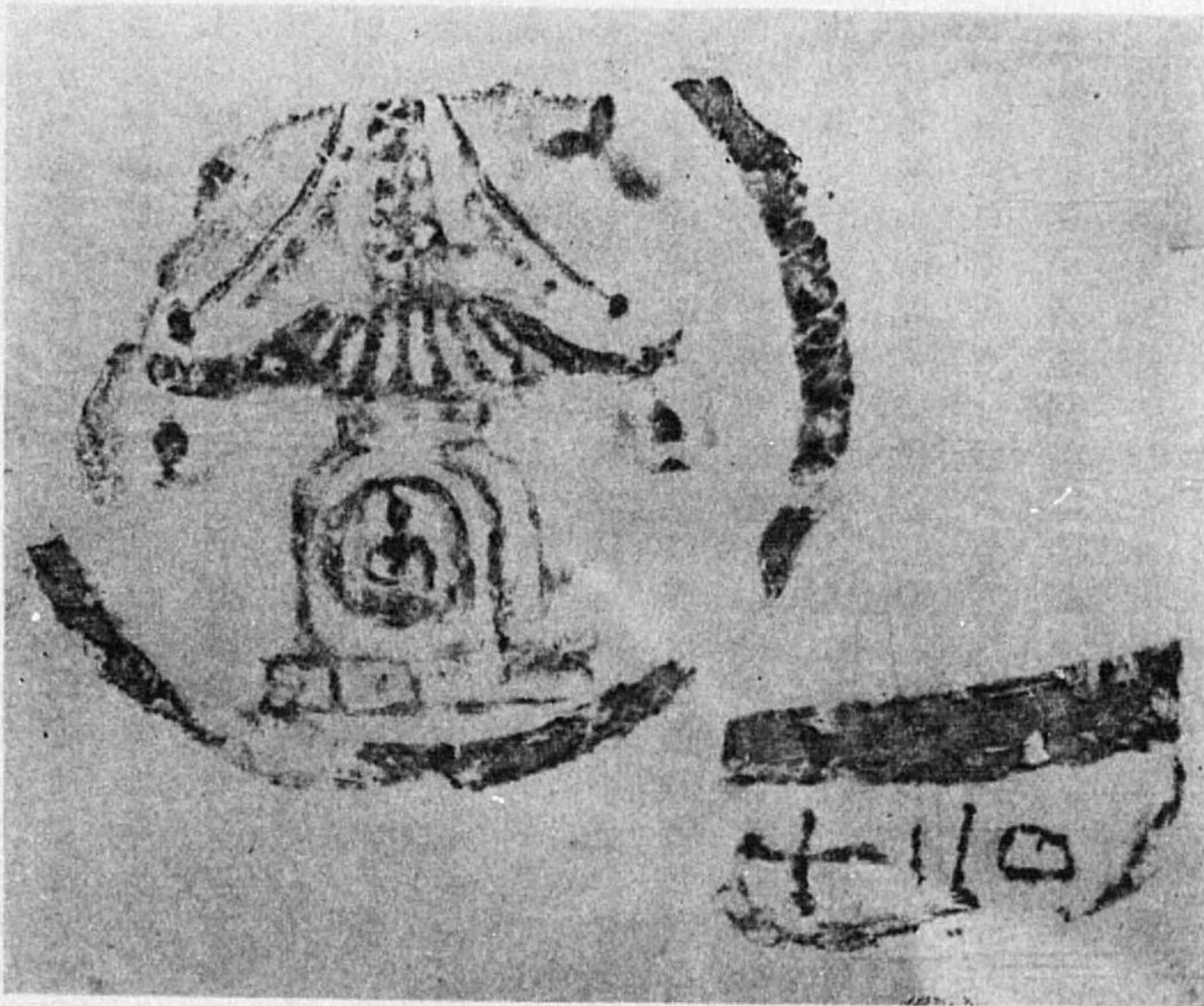
朔日、御禮如_レ常、河州通法寺並に壺井神主今日新知拜領之御禮申上、福壽院案内に遣_レ之、直に御老中若年寄、寺社奉行衆へも遣_レ之、

とあることなどから護持院隆光大僧正が通法寺復興に努めたことが窺はれるのである。而してこの目錄には江戸護國寺以下の當時の諸大寺と共に通法寺の名が見え、幕府との關係が常に深く、住持は特にその殊遇を受けてゐたことも知られ、又屢々江戸城に出入して將軍御前論議の講席に常に參加し、或は將軍と共に御能の拜見を許されてゐたらしい。尙この時代通法寺の住職は將軍家から直ちに任命したのであつて、寺は通法寺村一ヶ村だけは、直配と云つて、役僧の下に代官を置いて村内に罪人があれば玄關へ白洲を張つて吟味し、所追放まで執行出來たのであつた。「寺格帳」中新義眞言宗の條下に

御朱印

河州 通法寺

高貳百石



影拓瓦平並瓦塔寶土出址寺法通傳 圖四第

大阪市 大脇正一氏所藏

右住職於御白書院御椽類老中列座
被_レ仰渡

とあつて、住職任命についてもかく智積院護持院等と同様特殊の優遇を受け、その寺祿に於いても新義真言宗寺院中淺草大護院、四ヶ役寺の隨一たる根生院と同格であつた。

河内名所圖會によると石丸山通法寺と記し、大和長谷寺を本寺とし、當時享和年間觀音堂、鎮守上ノ社、賴義廟舎、賴義家墳墓等の諸堂宇があつた。その後退轉し、堂宇もまた烏有に歸したが、明治四年寺領を上地したるため、維持することが出来なくなつて、遂に明治六年廢寺となつた。

今寺址内江戸時代以前の殘礎、古瓦等の出土を見ないのは、寺址考察上頗る遺

憾とする所であるが、大阪市大脇正一氏の所藏に係る寶塔瓦並に在銘平瓦は俗に金堂芝と稱する所より發掘せられたもので、或は通法寺の往時を物語るものかも知れない。然し金堂芝と稱するは一般に化輪寺址を傳へらるゝもので、寺は壺井八幡社の境域に、近く賴義の創建せしものと云ふ。寶塔瓦、平瓦共にその様式平安後期に屬するもので、大脇氏の説によれば一は傳河内西琳寺出土の寶塔瓦に類し、塔身は大日如來座像らしく見える。平瓦は左書に「十二日」と記されてゐるが、同處から出土したものに仁安六年十二月十二日とある同種のものがあるから、それに相違ない。仁安は三年で嘉應と改元されてゐるから少し變に思はれる。仁安年中に通法寺の造營等に關係する文献は勿論ない。今はたゞ參考に記して置く。

四

以上記述したことによつて略通法寺の緣由を明かにしたが、源氏三代の墓がこの域内に存することを更らに注意せねばならぬ。

源賴義の墓は本寺址の左方の一隅にあつて東西五間、南北七間、高さ四尺許りの封土の上に石柵を繞らし、源賴義朝臣之墓と刻した墓標が立つてゐる。碑前左右には前後二對の石燈籠があつて、元祿十三年十一月に岡部美濃守と元祿十四年十二月に柳澤吉保の寄進にかゝるものである。境内より東南の丘陵に登ると山頂に平坦なる地點がある。景勝に富み、眺望が美しいが、其處に圓形の小丘が築かれて南面せる義家の墳墓があつて、墳上には石柵が設けられてゐる。その南約一町道の右側に前と同様の型式に據つた墳墓が賴信の塋域である。(圖版第二、第三參照)

この三墳墓はいづれも元祿十三年に修造されたものであつて、明治六年の廢寺以前には墓前に方二間の廟殿があつたと云はれてゐる。明治三十九年更に有志の人々によつて石柵等が修補せられ、賴義の墓碑もまたその時の造立にかゝる。

墳墓が寺域に存することはさきに掲げた永徳三年四月通法寺別當供僧等訴狀に明かに記されてゐて、他の所傳と相違しない。而もこの文書には御堂を建立せんとて、「引地之處、掘出岩唐櫃」と記し「御骨歴然也」とさへ云つてゐる。もしこれが事實であれば、寺内に賴義の墓のあつたことは疑ふべくもない。尤も前文書に「伊豫入道殿賴義八幡殿義家被立二基之石塔、並有御建立墓堂」とあるから、賴義、義家の墓は相並んで建てられたもの、様である。然らば現在舊寺址内の墓を賴義とするは肯かれるが、義家の墓とは餘りに懸隔せるは文書と齟齬してゐる様である。今日これを考定することは不可能のことであるから、何れとも判じ難い。或は元祿年間營築の時移されたかも知れない。

何れにしても、賴義、義家の墓の存することはかく根據のあることであるが、賴信墓については特に記されたものがない。然し尊卑分脈には、義家の條に「賴信、賴義、義家三代墳墓有河内國通法寺也」と記されてゐるから、このことも先づ信すべきであらう。殊に賴義、義家父子の墳墓のある所に、また賴信の墓あるは最も自然のことであり、この地に居館を撰んだのも彼であるから當然のこと、云はねばならぬ。(魚澄委員稿)

第二 狹山池

〔圖版第五、第一二〕

一、はしがき

河内の狹山池は、崇神天皇の大御心によつて之が築造の端緒を開かれ、我國農業史の第一頁を飾るべきものたるは勿論、而も創設千數百年を経過した現在、尙ほその當初の目的に向つて進展しつゝ、あることは、寔に吾々が一種の感激的態度を以てこれに對する所以である。

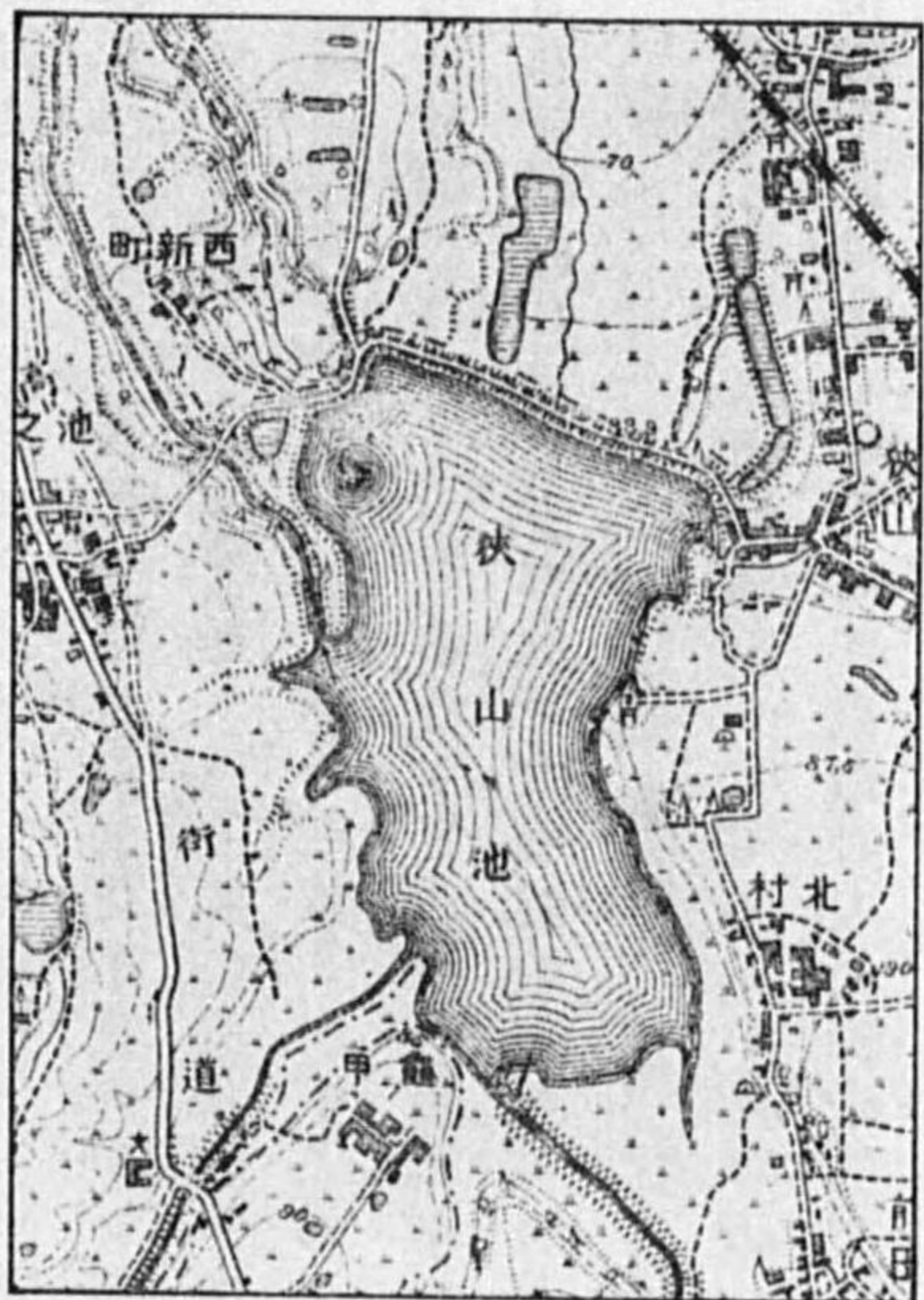
池に關する記述は、從來かなり多くある。(註一)従つて以下記述する場合にも、それ等と重複の免れ難いものがあるが、本篇は主として昭和元年以降の耕地整理工事により廢滅に歸した所の樋管及び同時に發見された考古學的遺物の報告を以て目的とする。

二、位置と地形

大阪市の難波驛を起點として紀伊の高野山に至る、南海鐵道高野線の電車が、大阪市を離れて南行し、堺市の東方を過ぎ、儼然たる仁徳帝陵を右方に眺めつゝ、田園を横ぎつて暫く南進を續けば約二十分にして電車は「狹山」と云ふ停車場に停るであらう。而して此驛を離れると程無く右方に老松鬱生する長堤を見る。即ちこれが狹山池の北堤である。今此池に行くには狹山驛で電車を捨て、南へ歩行すれば約五丁にして達するし、狹山驛より更に南の河内半田驛で下車すれば約二丁の距離に在る。こゝに注意して置かねばならぬことは、狹山驛の東方に近接して一

個の池のあるを見て往々それを狭山池と誤る人あることを私は電車に乗り合せた人達のうちによくその例を見るのであるがこれは太間池と稱し天平四年十二月—即ち狭山池に稍後れて築造された池なのである。或は之を狭山の下池と推されてゐる。(註二)

第五圖 狭山池近傍地圖



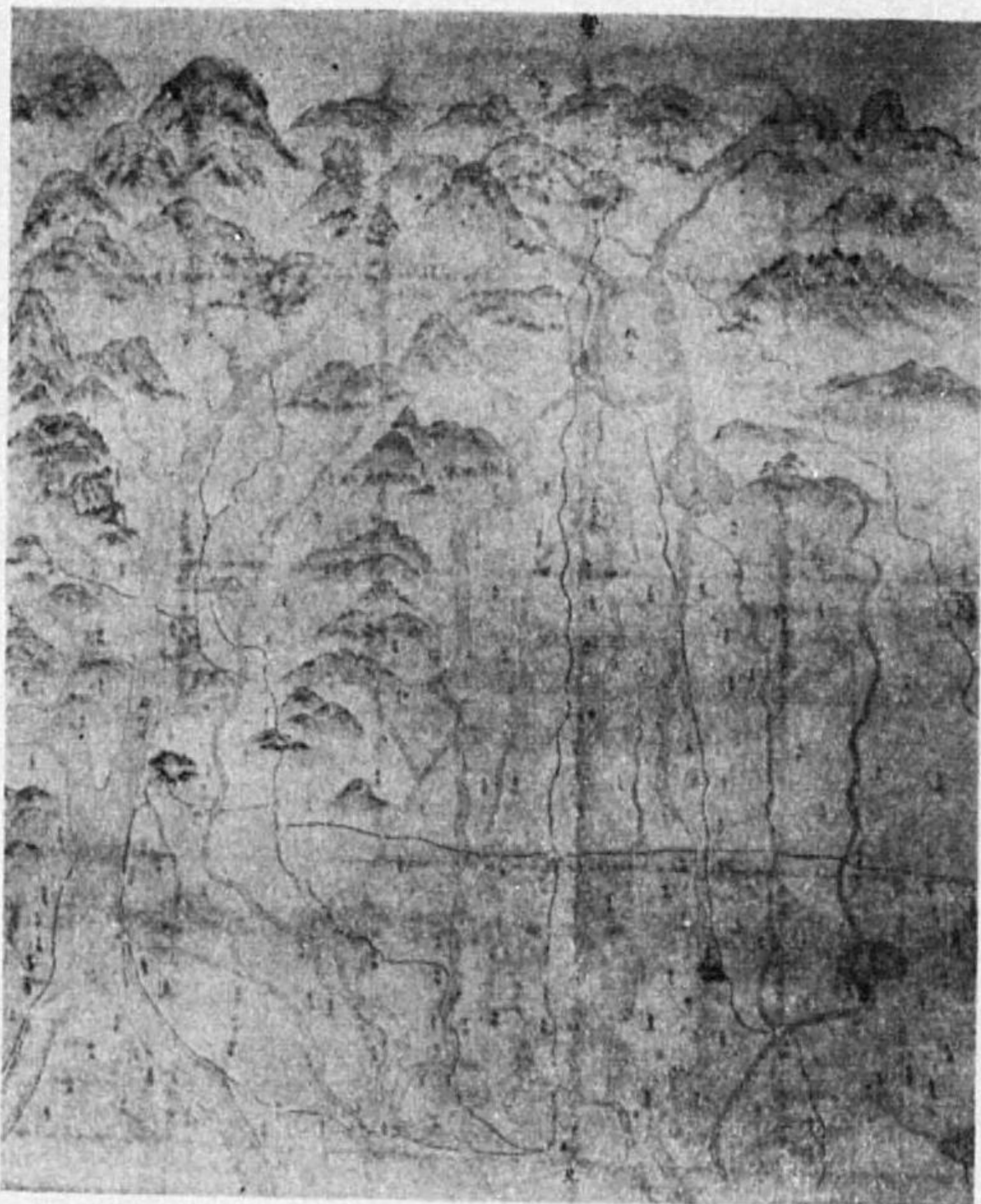
大體此附近の地形は金剛葛城の連峯が河内の東部に於て大和との國境に聳へてゐる。また河内と紀伊の界をなすものは岩湧山脈である。前者は略ぼ南北に、後者は東西の線を以て共に河内の南部及び東部を圍繞してゐる。従つて南部河内地方は他よりも著しく地勢興隆し上述の山脈から出る所の數條の支脈が延びてその末端部は大體大和川附近に至つて終りこれよりは地勢廣濶となり大阪市の東方より淀川の線に於て沃饒なる河

内平野を形成するのである。

既述の如き地形の東は羽曳山脈、西は和泉の岩室山の中間に更に羽曳山脈より出る一條の支脈が低く北方へ尾を引いてゐるのである。而してその殆ど終る部分の台地が古の狭山の庄の本郷であり現在の狭山村であるし、其西方凹地に北西に堤塘を築き貯水されてゐる面積約十

萬坪を有する池こそ則ち狭山池である。池の形状は築造當初よりは漸次變化しては居やうが北方に堰堤を設けて貯水したものであることは地形上まさに然るべきことであり且つこれは自ら貯水池築造の原則に據れるものであるは云ふ迄もない。池はいま二つの流れを受けて水源とし其集水面積は今池の面積の約五十倍と見られる。その大なる流を「天野川」と稱し源流を天野山に發し狭山池水源の根幹を爲し、他の一は「今熊川」と稱し天野川の西側より斜に狭山池に瀦いでゐる。

第六圖 狭山池流域圖



大依羅神社藏

桐且元之が奉行として伏せたものであり池の水は元祿以前に於ては遠く大阪の東に及び甚しく廣大な地域に亘つて灌漑するが爲に秀頼が此池の修築した事實と關聯して遂に大阪城との

軍事的關係をも考へられるに至つたが大和川改修後は東除川は惠我村より西除川は庭井村より大和川に合流して堺渡に入るのである。第六圖の大依羅神社所藏の狹山池流域圖は、大和川改修以前に屬し狹山池と依網池が相連絡せるを示してゐる點に於て特に注意して置きたい。さて斯る地形の下に構築された狹山池は慶長年度修築の際の古圖により大体その計劃實現を知られるけれども、田中氏保管の記録中安政五年の調査はや、詳しい記載があるから、次にそれを示さう。

河州狹山池間數並池由來書

安政五戊午年十二月

- 一、狹山池水掛リ口天野今熊川と申兩川々水引請申候
- 一、右池南北長凡 六百三拾三間
- 一、同 東西長凡 三百五十五間
- 一、同深ッ五間二尺五寸 但往古平均之深ッ
- 一、池北堤長凡四百貳拾間 根敷四拾五間
馬踏三間五尺
高ッ七間
- 一、同新腕堤長百貳拾五間 根敷五間
馬踏七尺

高ッ九尺

但此堤ハ西除崩レ流失ニ付池水カ、ヘ之爲メ御入用を以寶曆貳申年御奉行小川新右衛門様ニ而新ニ御築立西除次第ニ崩しやリ候ニ付南ノ方へ築足し亦之原付かさ置水下自普請に仕候ニ付小川様御築立々間數相延有之候

- 一、同水除貳ヶ所 西除口廣六間 東除口廣貳間半
- 一、同西伏樋長五拾貳間 内法貳尺貳寸貳分
- 一、同東伏樋長三拾九間 内法壹石五寸六分
- 一、右鑄東西共四重ニ而四柱建 但鑄下尺八樋
- 一、右池西側之岩室村領
- 一、右池南東側之半田村領
- 一、同北堤往還限リ池尻村領
- 一、同地内新開反別合五町貳反五畝步
- 一、往古水掛高五萬四千五百七拾六石三斗九升
村數八十ヶ村

内譯三萬千貳百五拾三石五斗七升

西樋筋四十五ヶ村

同 二萬三千三百貳拾貳石八斗貳升 東樋筋三十五ヶ村

右者慶長十七年七月十二日林又右衛門様小島吉右衛門様水割賦帳貳冊五人ニ被下御奉行ニ被相渡候都合高也此池元來

大阪御城御要害ニ候得共其節御料村多勞御用水ニ被下願出候村之分御帳にも結入候得

共取口水乘悪敷又新大和川川違ニ付相離候村多御座候

一當時水掛り高 貳萬九千六百拾四石貳斗壹升

内 貳萬五百拾九石七斗壹升 西樋筋十四ヶ村

八千六百拾四石五斗 東樋筋十三ヶ村

河州丹比南 卽村數 三拾七ヶ村

一西樋尻 分木 九尺四方

一東は太満池路樋尻 分木 六尺四方

高百石ニ付時刻壹時ニ平均西分木ノ五割引

三、狭山の聚落と狭山池

狭山村の西方凹地を以て狭山池とした事は前章に記述したから次に池の沿革を略述したいと思ふがそれに先つて池と最も離る可からざる密接の關係を有する狭山の聚落に就いて數行を割かう。則ち狭山なる名稱は地形上呼びなされたものであるから武藏山城日向等にも同様

の地名があつて特に武藏の狭山は多摩川の上流に位置し地形も河内の狭山と類似してゐるらしいことは千載集や新續古今集にある歌などによつても推されやう(註三)併し河内の狭山は歴史的にはそれ等よりも古く既に奈良朝文書に見へてゐる點が特に注意にのぼるのである。即ち正倉院文書 寫書所解 天平二十年四月二十五日 村山連首麻呂年廿五 河内國丹比郡狭山郷戸主少初位上村山連濱足が狭山郷の存在を明示してゐるその後和名抄諸國郡郷考には

狭山郷 佐也萬

風土記佐山郷土地上農民用繁多公穀二百一九 假粟百九佐山出松竹椎檜禽獸多出奇石奇菓とあり更に狭山に關する文献の代表的なものとしては玉葉に於ける建久二年の記載と奈良春日文書の弘長二年の太政官符である。(註四)而も此兩者は連絡を有してゐる點に於て興味を感ずることが深い。南北朝前後にも又此地が楠氏の根據地たる金剛千早に接近してゐるが爲に往々その名を散見する。足利末期以後では後北條氏が關東に於て覇を失ひ氏直の弟美濃守氏規が天正十八年八月九日初めて此地に來りて以來代々一萬石の大名として狭山藩主となつた。爾來明治維新まで存続したのであるが狭山村のうち半田及東野は秋元但馬守の領地として全然狭山藩の統治下に屬してゐなかつたし狭山池の樋役人なるものは字新宿と稱する部落を成して所謂天領として大阪町奉行に隸屬したが後ち半田の代官に移管された特に新宿は池とは密接の關係がありその住民中には尙ほ天野壺井末永が残存して樋役に關する記録等を傳へる

し北岸氏の所蔵に係る記録は既に本調査會報告や井上氏の大阪府全誌によつて紹介されてゐる。

狹山池の事は、日本書紀崇神天皇の條に見ゆるを以て最古となし、それには

六十二年秋七月乙卯朔内辰詔曰、農天下大本也、所恃以生也、今河内埴田水少、是以其國百姓怠農事、其多開池溝以寬民業

と詔せられて此處に(紀元六二五年)狹山池開發の濫觴となすが、此時は苜坂池、依網池等は著手されたが狹山池は單に計劃に止つたらしく次の垂仁帝の御時に至つて此事業を行はせられたと推察される事は、古事記垂仁帝條に

印色入日子命者作血沼池、又作狹山池、又作日下之高津池、
のことが見へ、大日本神祇史に

垂仁帝時五十瓊入彦命奉詔作狹山池、有功後蓋祀之稱堤神也

とあるも垂仁帝の御時に先帝の御計劃を完成遊ばされたと見られやう。その後僧行基が天平三年狹山池を修築したまでは特殊な事項を見出し得ないが、行基年譜には左の如くである。

行基年譜

行年六十四歲

聖武天皇八年 天平三年辛未

狹山池院 二月九日

尼院

己上在河内國丹比郡狹山里

狹山池 在河内國丹比郡狹山里

傑僧行基が最も力を灑いだ土木事業の功績を此狹山池にも遺してゐるのである。續日本紀に於ける

聖武天皇天平四年十二月丙戌築河内國丹比郡狹山下池

の記事は恐らくは行基修築の延長工事とも推察される、則ち此池は狹山池の北方大鳥太間の二つの池に推定せられた場合もあるが明でないし、むしろ私は考慮を要することと思ふがそれは本篇の中心から遠ざかることであるから他日に譲る。

その後東大寺の僧重源が此池を修築して石の樋を伏せた記事が作善集に見へてゐるし、田中篤太郎氏所藏記録中にも其事實を知るものがあるがこれは後段、樋の記述に於て説く。尤も重源の修築の前後にも修築の事はあつた(註五)らしいが明かに傳へられるものは少い。鎌倉時代以後には畠山家の臣安見美作守が永祿年中に修築したが之は完成しなかつたことは第七圖の天保六年發見の樋銘に明かである。(註六)

慶長十三年の修築は秀頼の命を奉じて片桐且元が統裁して恐らくは重源の時の修築よりも遙に大事業であつたと推されるし現在の狹山池の状態は此時に築かれた面目を遺すものであるは勿論のこと、今回廢滅した東西八門の樋も又此時に創設された形式が漸次補足改修したも



第七圖 西發見樋銘拓本

のである。

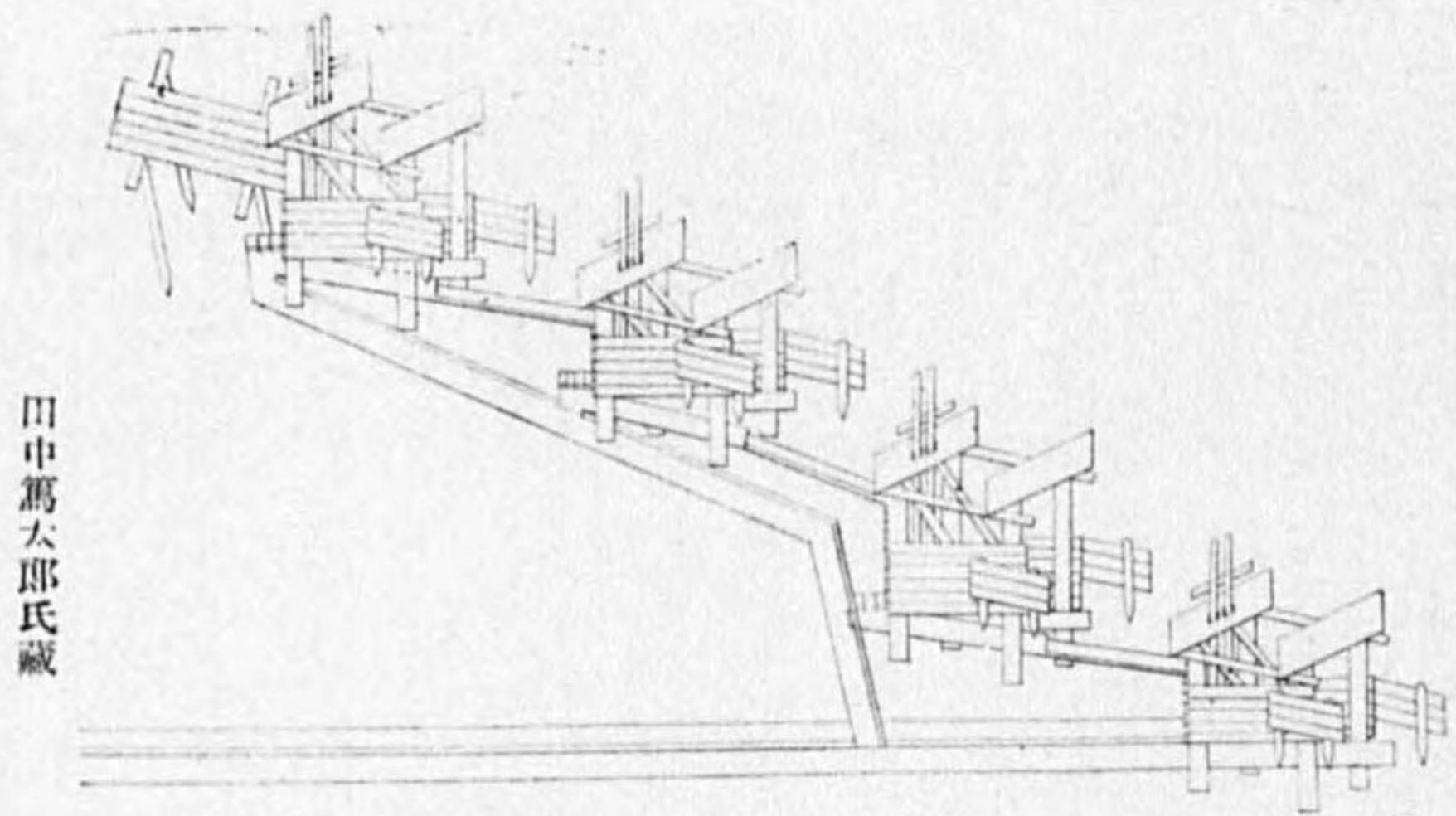
四、樋の調査

第八圖に示した樋は、何れも同一の形式を以て表はされてはゐるが事實は漸次下段となるに随ひ構造が稍縮少されてゐる。尤もその事は次に引用した樋の設計書によつて明瞭に判ることである。そして最近に於ては最下段の樋(第四)は東西共に土砂の爲に埋没して何れも樋蓋の開閉は不可能な状態に在つた、則ち第四段の樋は笠木を没する迄泥土の爲に覆はれてゐたことは單に此附近のみではなく、池底全体が上流より流入する土砂が堆積して著しく池の貯水量を減殺してゐたし、他の三個の樋も又故障を發生する場合が少くなかつたが爲に斷然改造を敢行されるに至つたのである。

樋の構造は四ツ柱建の形式に屬しその第一―第四段を連ねた線は約四十度の假定線上にある。而して四門の樋を四段に設置しその各は大體十尺餘の間隔を執つてゐる。樋管は伏樋と立樋があり立樋は更に之を二つに分つことが出来るその一は伏樋に連絡する略ぼ垂直に設けられた樋管であり第三段の樋は之に通じ他はその上部に於て斜位をなして第一第二段の樋門より排水される所の水を受けて立樋を通じて伏樋に輸送する役目

をなすものでその樋管が第一第二段の樋門に接続する状態が恰も尺八の一部に類似を示すが爲に所謂尺八樋の名稱の所以をなすと云ふ。第四段の樋のみは伏樋と直接連続するが如く製作され此尺八樋は最も巧妙に水の壓力を利用した様式である。

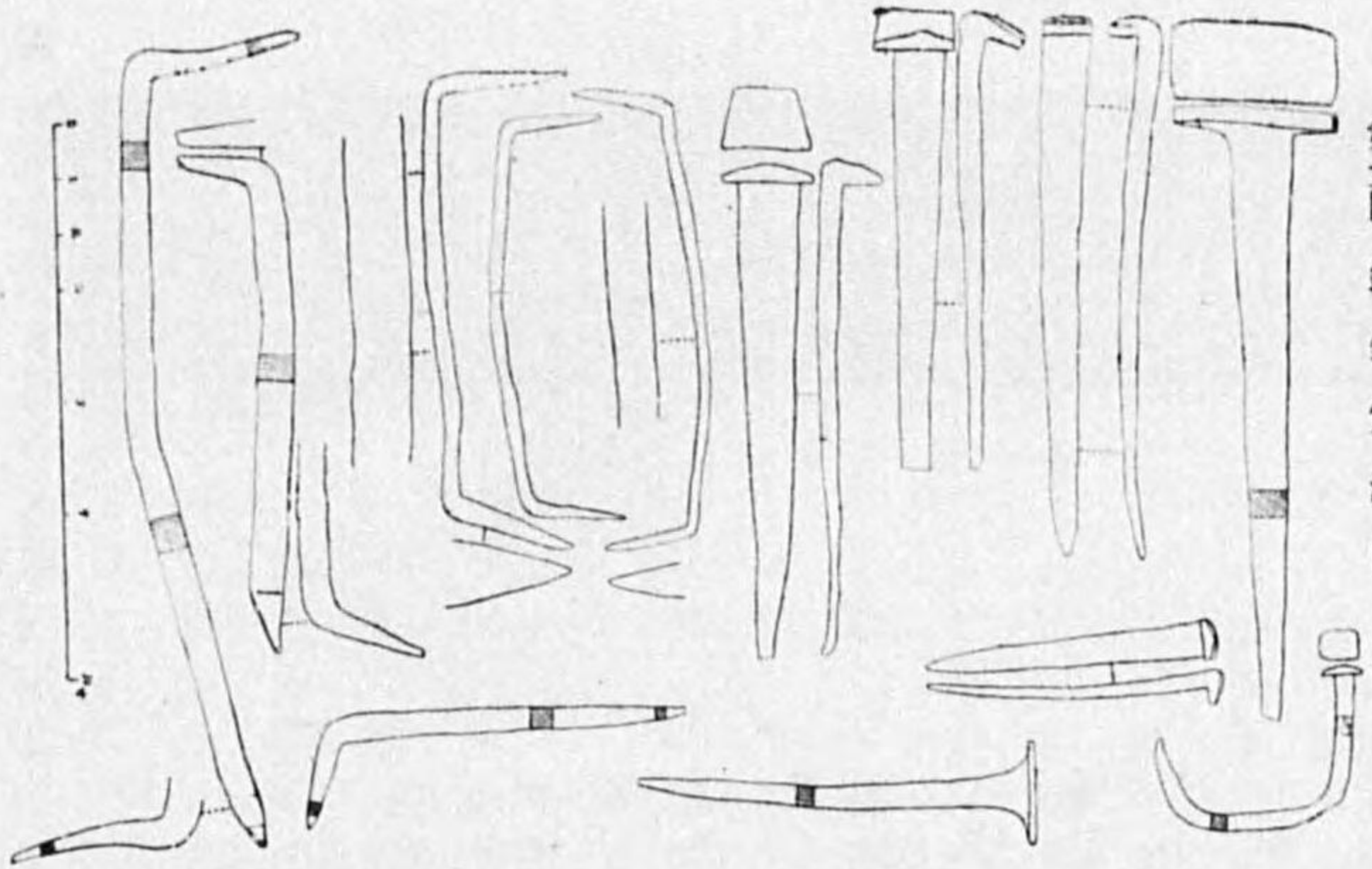
(第十圖参照)



田中篤太郎氏藏

の設備があつて之を東樋と稱したと云ふによると云はれてゐる、我家に傳へられる記録には、東

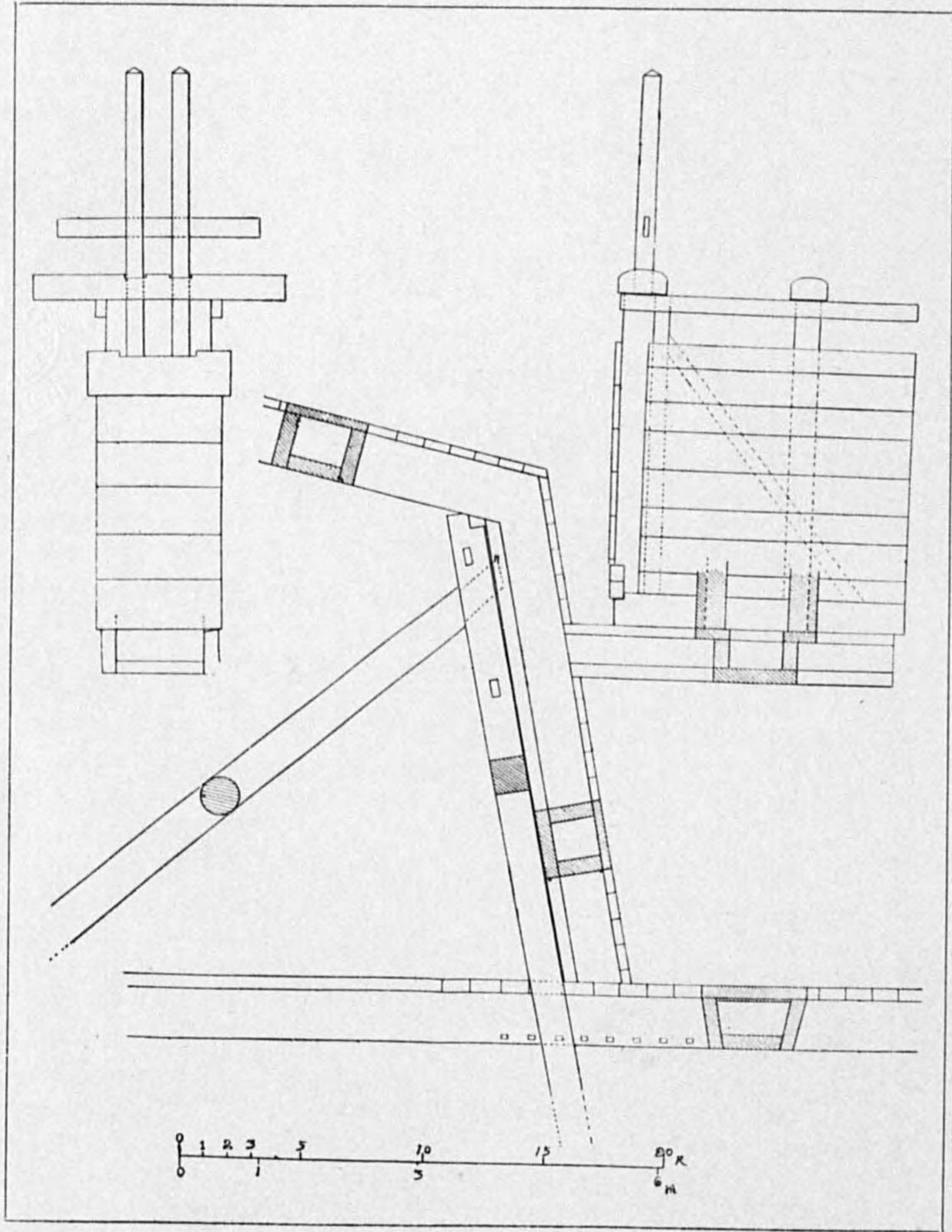
樋、此樋鉄之由申傳候今は埋り通路無御座候、ごあつて西樋及中樋の状態を舉げてゐるから否定し難い點もあるが大依羅神社所藏の今一枚の狭山池古圖には明かに中樋の位置に於て「東樋」と記してゐる。その圖は少くとも徳川中世を降るべきものでないことは書風や紙質の上ら推定されるから前記の如く北堤の東方に更に樋の有つたと云ふことに對しては一應考慮せねばなるまい。併し狭山池の東方―東樋のあつたと云はれる地點は舊狭山藩の濠があるから或はそれに通ずる爲めの設備があつたかも知れないことを推測される可能はあるがその形式は他の樋と同様であつたかを考へる點に於て餘程の隔りがある様に思はれる。



第九圖 釘鑿實測圖

扱て右に掲げた八門の樋は慶長十三年度の修築に於て小和田久右衛門父子の製作に係るものの形式を傳承せるは云ふ迄もないが爾來幾度かの修補により當初の形とはどの程まで變化してゐるか、明でないが今回廢滅した樋は大部分は近年の修理に係るもので其變化も可なり著し

第十圖 西樋第三段實測圖



いと推測するのである。それは第八圖に示した天保年度の圖より見て可なり酷しい變化を見る事を第十圖の實測圖に比較して其變化の差が諒解されるであらう。

西樋之部

- 一、伏 樋 五十二間 板厚九寸五分 内法貳尺貳寸貳分
- 一、建 樋 長延九間五尺 上六間三尺五寸 下三間一尺五寸 内法貳尺貳寸貳分 板厚七寸

西壹番樋傍 戸前四ツ柱建

- 一、戸 井 鋪 板 長貳間壹尺 厚中 五寸
- 一、同 兩 側 板 長貳間半 厚中 六寸
- 一、同 留 關 板 長四尺 厚中 六寸
- 一、同 砂 蓋 長四尺 厚中 七寸
- 一、敷 船 梁 長五尺 厚中 四寸
- 一、上 船 梁 長五尺 厚中 四寸
- 一、右 立 枕 木 長一尺九寸 厚中 四寸
- 一、上 樋 樋口より尺八蓋取付 板 長四尺 厚中 七寸
- 一、同 妻 板 長貳尺八寸 厚中 七寸
- 一、戸 前 樋 蓋 長參尺八寸 厚中 七寸
- 一、戸 棹 長貳間四尺 厚中 七寸

一、前	一、向	一、摺	一、先	一、長	一、手	一、向	一、棚	一、前	一、兩	一、扇	一、同	一、敷	一、步	一、步	一、同	一、同	一、同
笠	笠	柱	柱	柱	柱	指	板	壁	壁	板	扣	枕	板	板	柱	柱	柱
長九尺五寸	長九尺	長九尺	長九尺	長九尺	長六尺	長一丈一尺	長九尺	長五尺	長九尺	長六尺	長九尺	長六尺	長六尺	長五尺	長八尺	長八尺	長六尺
アハ八尺七寸	アハ七尺五寸	アハ七尺四寸	アハ七尺四寸	アハ七尺四寸	アハ七尺四寸	アハ四寸	アハ三寸	アハ三寸	アハ三寸	アハ三寸	アハ四寸	アハ五寸	アハ五寸	アハ五寸	アハ五寸	アハ五寸	アハ五寸
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

一、土中鋪枕土台

西貳番樋

一、戸	一、前	一、向	一、前	一、兩	一、扇	一、同
棹	笠	木	壁	壁	板	扣
長貳間半	長八尺	長七尺	長五尺	長九尺	長六尺	長八尺
アハ七寸角	アハ八尺六寸	アハ七尺五寸	アハ三寸	アハ三寸	アハ三寸	アハ四寸角
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
本	枚	枚	枚	枚	枚	枚

西參番樋

西貳拾四點之内右七點壹番樋に違殘拾七點壹番に長寸同様

一、戸	一、前	一、向	一、摺	一、先
棹	木	木	柱	柱
長參間壹尺	長九尺	長八尺	長貳間貳尺五寸	長貳間貳尺五寸
アハ七寸角	アハ九尺八寸	アハ八尺四寸	アハ七尺四寸	アハ七尺五分
貳	壹	壹	貳	貳
本	枚	枚	枚	本

一、前壁板	長六尺	アハ三壹寸尺	九枚
一、兩壁板	長九尺	アハ三壹寸尺	拾八枚
一、扇板	長九尺	アハ三壹寸尺	拾貳枚
一、同抱扣柱	長九尺	アハ三壹寸尺	六枚
一、手木	長六尺五寸	アハ七寸五分	壹枚

廿壹點之内右八點壹ばんに違残り拾四點壹番に同寸

三ばん筋に上戸並妻關板留此類無用

西四番、三番に同斷に付爰に略之

東樋之部

一、伏樋	長三拾九間	板厚七寸	内法壹尺五寸六分
一、建樋	長延九間壹尺	上下五間五尺	内法壹尺五寸六分
東壹番樋筋	戸前四ツ柱建		板厚七寸
一、戸井敷板	長貳間壹尺	アハ五壹寸尺	四枚四分
一、同兩側板	長貳間半	アハ六壹寸尺	四枚八分
一、砂蓋	長參尺八寸	アハ七壹寸尺	六枚
一、戸井關留	長四尺	アハ六壹寸尺	貳枚四分
一、敷船梁	長五尺	アハ四五寸尺	貳枚

一、上船梁	長四尺	アハ四五寸尺	貳枚
一、立枕	長一尺九寸	アハ四五寸尺	四枚
一、上戸兩側	長四尺	アハ七尺三寸	貳枚
一、同妻	長貳尺八寸	アハ七尺三寸	貳枚
一、戸前蓋	長參尺八寸	アハ七尺三寸	貳枚六分
一、戸棹	長貳間半	アハ七寸角	貳枚
一、前笠	長九尺五寸	アハ八尺六寸	壹枚
一、向笠	長八尺	アハ七寸五分	壹枚
一、摺柱	長壹丈	アハ七尺四寸	貳枚
一、先柱	長壹丈	アハ七寸角	貳枚
一、長押	長九尺	アハ五寸角	貳枚
一、手木	長六尺	アハ七寸五分	壹枚
一、向指	長壹丈壹寸	アハ四寸角	貳枚
一、棚板	長九尺	アハ三寸尺	貳枚
一、前壁板	長五尺	アハ三寸尺	七枚
一、兩壁板	長九尺	アハ三寸尺	拾四枚
一、扇板	長六尺	アハ三寸尺	八枚

一、同抱扣柱	長八尺五寸	四寸角	六	本
一、土中敷枕木	長貳間	七寸角	壹	本
一、歩板	長貳間	アハ四寸尺	五	枚
一、同持梁	長五尺	五寸角	貳	本
一、同柱堅 ^ノ 横	長八尺	アハ五寸角	四	本
一、土中鋪枕土台	長貳間半	六寸角	壹	本

ノ貳拾九點

東貳番樋

一、戸井敷板	長貳間五寸	アハ五寸尺	四	枚四分
一、同兩側板	長貳間貳尺	アハ六寸尺	四	枚八分
一、戸棹	長貳間貳尺	七寸角	貳	本
一、前笠木	長九尺	アハ八尺六寸	壹	枚
一、向笠木	長八尺	アハ七尺一五分	壹	枚
一、前壁板	長五尺	アハ三寸尺	五	枚
一、兩壁板	長九尺	アハ三寸尺	拾	枚

ノ廿四點の内右七點は壹番に遠殘拾七點壹番に同寸

東參ばん樋

一、戸棹	長參間	七寸角	貳	本
一、前笠木	長九尺	アハ九尺八寸	壹	枚
一、向笠木	長八尺	アハ八尺四寸	壹	枚
一、摺柱	長貳間貳尺	アハ七尺四寸五分	貳	枚
一、先柱	長貳間貳尺	七寸五分角	貳	本
一、長押	長九尺五寸	六寸角	貳	本
一、向指	長貳間壹尺	六寸角	貳	本
一、前壁板	長六尺	アハ三寸尺	九	枚
一、扇板	長九尺	アハ三寸尺	拾	枚
一、同抱扣柱	長九尺	八寸角	六	本
一、手木	長六尺五寸	アハ二寸五分	壹	枚

ノ廿壹點之内拾壹點壹番に遠殘拾點壹番に同寸上戸妻無用
東四番 參番に同斷に付略之

以上の記載を第八圖並に第十圖樋實測圖を對照すれば略ぼ樋の製作の詳細を知り得られるが、今回調査に係るものは稍外觀上相異なる點がある、則ち中樋の第一第二段には笠木と樋板を花崗岩の板石を用ひ、また前板にも同様の設備をなしてゐた等である。けれども根本的な部分



は概ね變化はなかつたと見て差支へない様である。樋を述べた終りに附記して置きたいことは、大正十五年の晩秋筆者が現場に至つたとき、中樋は悉く解体されてゐて僅に伏樋の一部分のみ寫眞を撮り得たに過ぎなかつたことは返す／＼も惜しく思ふのである。

五、發見遺物

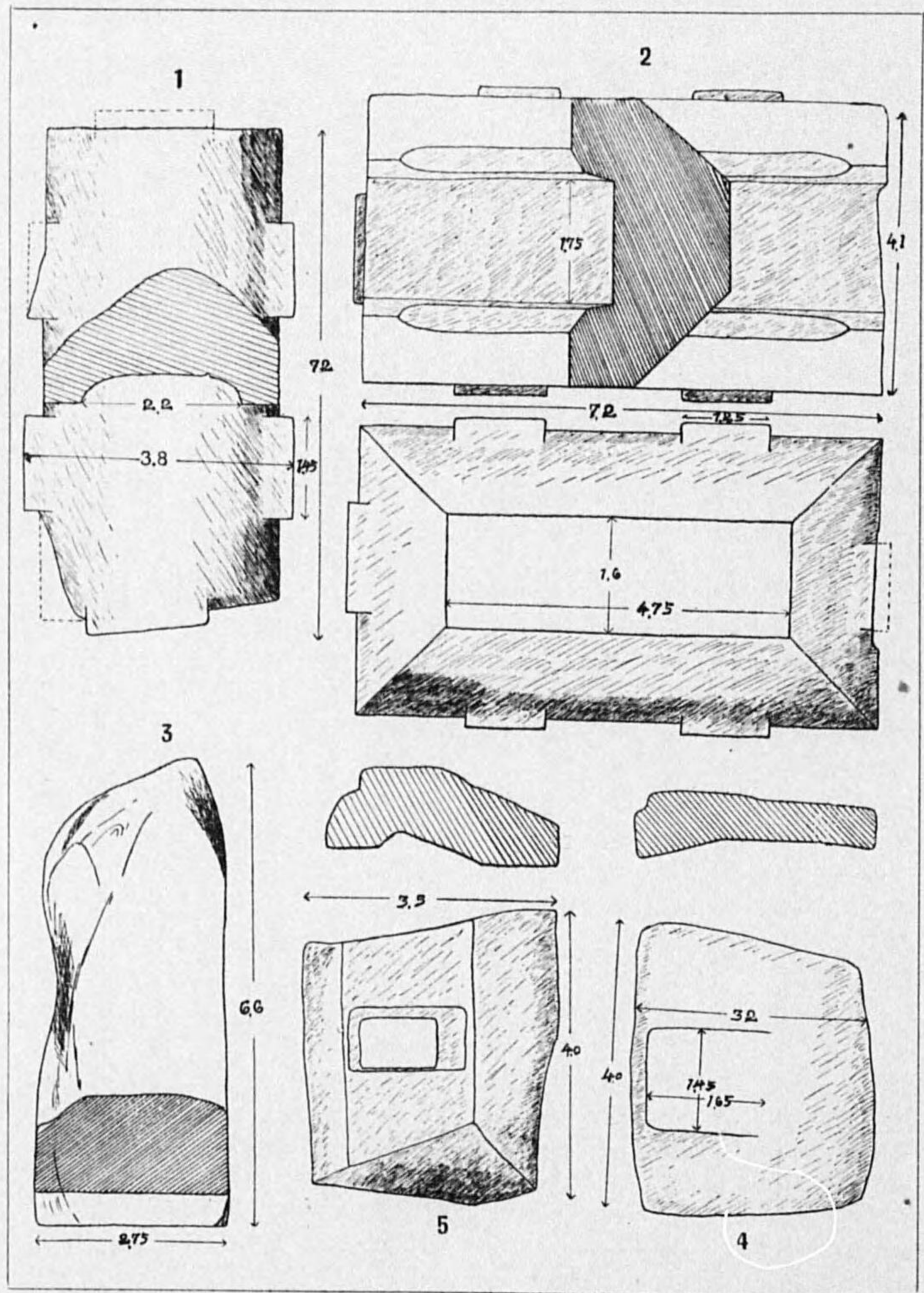
さて以上に掲げた樋が大正十五年秋、先づ中樋より其除去工事に掛つた。而してその工事中發見された遺物は左の數種であつた、以下記述しやう。

樋管の伏せられてある上部の堤は切斷されて、其斷層を見るに、堤は他の溜池の堰堤が内部に「ハガネ」と稱して粘土を用ひてあるを一般様式とするに反して此處には「ハガネ」を用ひてゐない點が先づ注意に上る、而も高さ五十七尺馬踏二十三尺の壯大な設備であるにも拘らず斯る堰堤は特殊な形式と見られる。そして堤の内部には無数の「イワイベ」土器片の混在するを見た、それは狹山池附近一帯の地は隨所に「イワイベ」の窯跡が存在するから附近より採取した土を以て築堤したからである。堤の切斷と同時に樋の解体工事が行はれ第三段の樋の上部が毀たれて立樋に及んだとき、その左外部(東側)に銘文を發見した。(圖版第七參照)

銘文は立樋の左側外部に藥研彫りに鑿狀の利器を以て力強く

弘政三年
午正月吉辰 泉州堺戎嶋舟大工大五

と刻してゐる。弘政なる年號は我歷朝年號中に見ない點に疑義を存するが堺市の戎島は寶暦年間に開拓されてゐるから恐らくそれ以後であらねばならぬ、而もその書風が徳川末期らしく



第十一圖 石造物實測圖

見られる點や舟大工大五は幕末明治へかけて常に狹山池の種の修理に雇傭した大工であること、寶曆以後に於て干支の合致するのは弘化三年である理由に基ひて之を弘化三年の誤りではないかとする推測は蓋し容されない事であらうか。ともかく注意すべき事柄である。

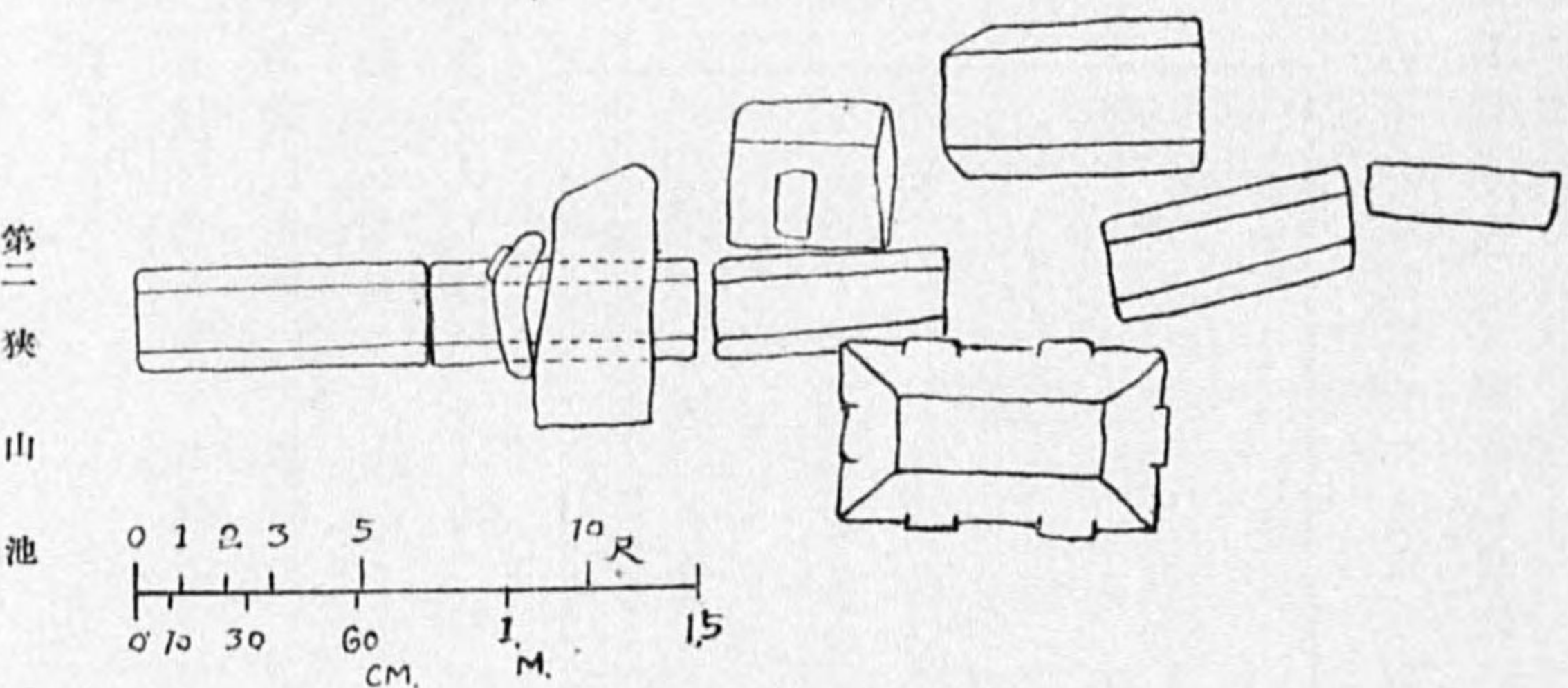
次に發見されたものは木槌である。(圖版第七參照)これは右の立種の下を伏種が通つてゐる、その伏種の上部に立種に接近して柄の頭を南に、柄を伏種の長軸(南北)に沿ふて正位置に置かれてあつた。槌は檜材にして頭の長さ九寸、直徑三寸三分の圓形、柄は長さ三尺三寸、徑八分、幅六分餘の圓形棒にして頭に挿入の部分のみ方形をなしてゐる。而して全く此槌は使用の跡を見ない(現在一部に損傷はあるが發掘の際傷けたもの)尤も泥土中に埋没してゐたのと乾燥した爲に荒朽の状態更に著しきを加ふるが、發掘當時に於てはよくその舊形を知るに足り決してこれは使用中の槌が偶然此處に埋没したとは全然考へられないで一種信仰的？な關係を自ら推察せしむるものがある。此の外に炭化せる立木の切株が發見されたことは著しく注意を要すべきものでもないが、舊種管の撤去が終つて新らしく建設さるべき種の圓塔の基礎工事の爲に地盤を約三尺掘り下げたとき直徑一尺余の立木の土際より切斷した根の部分が炭化して現れた、勿論自然木である(立種の東側南方)。この切株は除去の必要が無かつたから一部を削つて上部よりコンクリートがかけられて今尚ほ埋没されてゐる、丁度此位置は狹山池流域下の田面と略ぼ高さと同じうし標高約七〇Mを示してゐる、云ふ迄もなく此切株は種の設置に當つて切り取られた立木の株であつた唯だ炭化の状態は著しく年代を經過したとは觀察し難いことと水中若し

くは泥土中に埋没した場合炭化の速度を早めるから注意せねばならぬけれども慶長以前に於ける本堰堤の築造の前に存在したことを推し得られ、また現在の池底面は、切株の在った位置より約十七尺の高さにあつて、少くとも十數尺の土砂が永年の間に堆積して池底面を高め従つて蓄水量を減じてゐる事を如實に知られる。

これより前、銘文ある立樋の附近の掘鑿工事が進捗したとき樋管の西方稍離れた地點に一個の石棺の蓋が内部を上、その長軸を略ぼ南北にして横れるを掘り當てた。(圖版第八、挿圖第十一圖參照) その製作は凝灰岩を以て作られた所謂家形石棺の形式にして長方形の突起が左右に各二、前後に各一を有する粗造なもので、長さ七尺二寸、幅三尺八寸、突起二寸、長さ一尺四寸五分、巾四寸五分の長方形の全く形式的突起であり、且つ前部の一個(かりに前後と定めて)が削取されてゐる點に注意せねばならない。本品はその加工の程度厚さ等に於て甚しく不整であつて未成品の如き感がある。その後樋管の終端部に至るまでの發掘工事には顯著な發見品が無く、僅に一個の加工せる凝灰岩の破片と巨大なる花崗岩質の自然石を見たに過ぎないがこれ等は何れも現位置に置いて、工事の進捗を防げなかつたから移動しなかつた。

その後、發見したものは他の一個の石棺の蓋と數個の石樋及石造品であつた。尤もそのうちには工事の前後に存在を知られてゐたものもあつたが、大部は今回初めて發見に係るものである。(圖版第九、第一〇、挿圖第十一、第十三圖參照)

石棺の蓋は前に記述したよりは、余程精巧に製作された家形石棺の蓋であつて、これは樋管の



第二十圖 石造物發見圖

末端に接近して置かれて在つて、その上端は水中に露出し一般附近の人々は「龜石」と稱してゐた。前者と同じく凝灰岩を以て造られ、すべて磨琢を加へられ、手法鮮明なる點に於て見るべきものあり、長さ七尺二寸、幅四尺、厚さ九寸五分、而して前後左右に長方形の突起を有することは前者同様であり、形式又異なる所がない。且つ前後のうちの一方の突起の削取されてゐる點も同じである。此點に就いては後述しやう。ともかく傳へる所によれば、此石棺の蓋は、南河内郡新堂村西方の「お龜古墳」より運搬し來つたと云ふ。果して然るか否かは、今直ちに斷し得ないけれども、手法の上からは極く酷似する點がある。

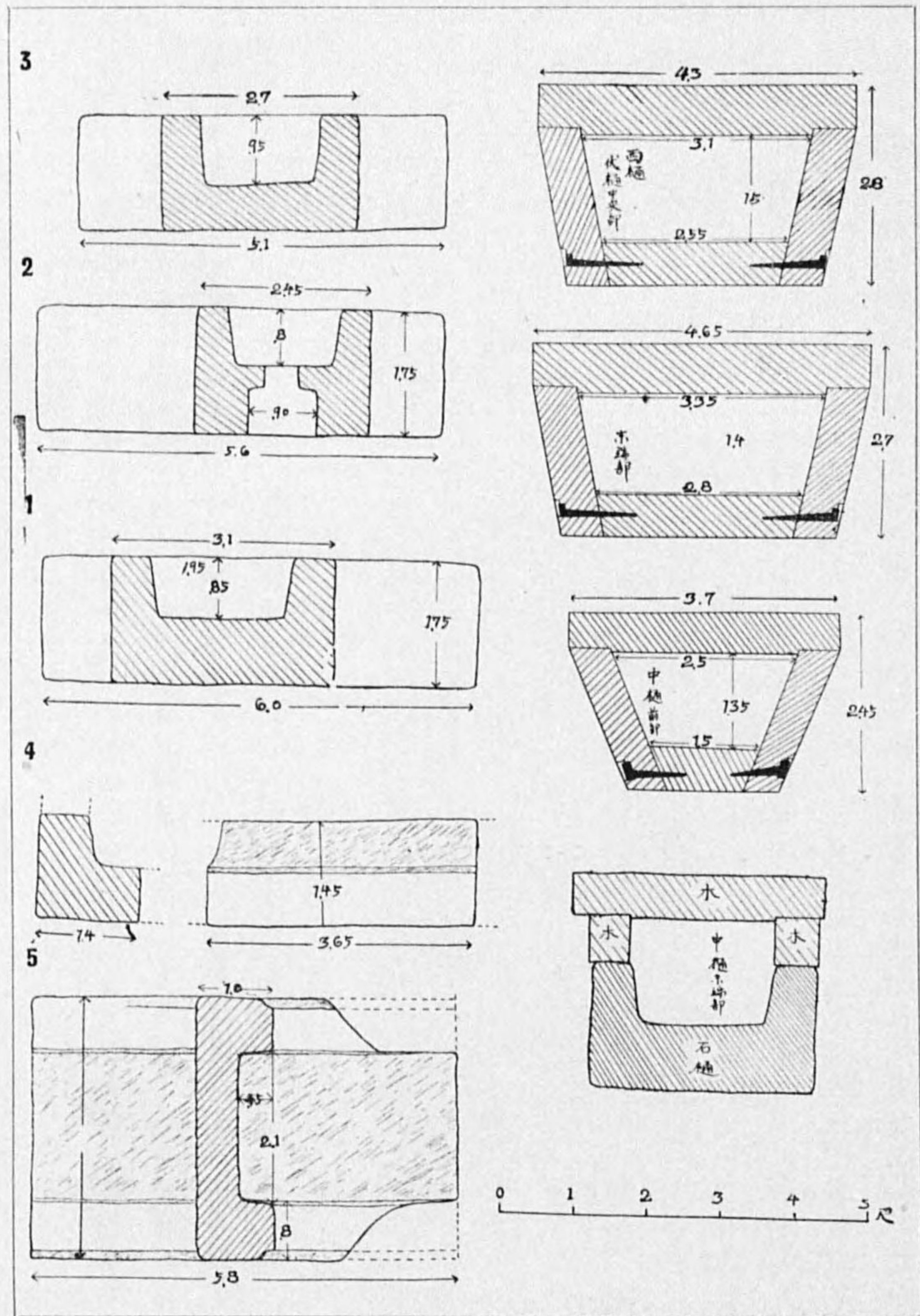
次に擧ぐべき重要な遺物は石樋である。(圖版第九參照) 石樋は木造樋管の末端部最後に於て二本だけが使用されてゐて、他の石樋は悉く水路中に埋没して前の「お龜石」がそのうちの一個の上に載つてゐた(圖版第一〇參照) 併しそれ等石樋は何れもその長軸を南北線にして、略ぼ池中より伏せられ來つた樋管と一致の状態を示し、曾つてはそれ等各のが連続せし事を物語る。

つてゐた。

石樋は現在其數四個の完形品を遺す外、工事の最初に當つて破碎されたもの一個(樋管終端部に使用してゐた二個のうち)並に他に尙ほ一個の同種の破片により合計六個の石樋の存在せしを認め得られる。但しそのうち一個のみは形式稍他に異なる(挿圖第十三圖参照)それ等石質は何れも凝灰岩より成れるは前の石棺の蓋と同じ、今説明の便宜上番號を付して左表に擧げる。

番號	長さ	幅	底部の厚さ	兩側の厚さ	水深	備考
1	六尺	三尺一寸	九寸	六寸	八寸五分	水通し 水通底部一端より一尺六寸にして直徑五寸餘の圓孔あり、圓孔の下部(石樋の底部)は廣くして九寸あり挿圖 第一と同形式 (挿圖第四の上水際に見ゆるものなるも破壊さる)
2	五尺六寸	二尺四寸五分	九寸五分	四寸	一尺九寸五分	
3	五尺一寸	二尺七寸	七寸	五寸五分	一尺七寸	
4	五尺八寸	三尺三寸六分	五寸五分	一方一七寸 他方一八寸	二尺一寸	
5						
6						

右と共に注意すべきは一個の長方形の巨石であるが此石は一方を残す外全部鑿削を加へられ其形よりして何等の目的の下に加工された物の未成作に終つたとも推測し得られる。(挿圖第十二圖の3参照)此石は次に示すものと共に樋管最終端部の上部に壓石として置かれてあつてこれ



第十三圖 樋管及石樋實測圖

は勿論表面に露出してゐた。(圖版第八の上参照)

此長方形の石に凭せ掛けてあつた所の一個の石は恰も瓦の如きへ字形の反りを有し其表面には中央部に高さ二寸長さ一尺六寸五分幅一尺四寸五分の長方形の突起を有し石は長さ四尺、幅二尺二寸五分、一方三尺の稍梯形をなし厚さ一方八寸他方一尺五分あり、著しく風化してゐる。

なほ、これと同様

式の製作に係るものが水路中に埋没して樋管と共に發掘された(挿圖第十一の4、5参照)長さ四尺幅中央にて三尺四寸、品は地中埋没してゐた爲に風化の度が少い。



第十四圖 狭山池修築記功文書

厚さ六寸餘、一方や、狭り中央部表面に高さ二寸長さ一尺四寸五分幅八寸の突起ある等、すべて前者に同じきも、本

六、遺物に就いて

さて以上の石造物は何の爲に斯の如く多數に同一の場所から發見せしやは云ふ迄もなく樋管の用をなしたものである。而して之等遺物は元來古墳の石棺を利用したるは勿論、恐らくそれをなした人は東大寺の僧、俊乘坊重源であると云ふことの推定が可なり有力に、否斷定的に知り得た點に於て最も深き興味を感ずるのである。

則ち、重源の事蹟を集めた南無阿彌陀佛作善集（京都帝國大學文學部藏本）には、河内國狹山池者行基舊跡也而堤壞壞崩既同山野爲彼改復臥石樋二十六段と誌されてゐる事が何等の躊躇も無く今回發見の石造物に比定し得ると思ふ。作善集と併せて注意すべき記録がなほ他にも存してゐる、その文書は慶長十三年にそれよりも更に古い文書を謄寫したと推されるもので第一四圖に示した如く三段に別たれ上段には長源以下の修業關係者を記し中段は修築の功程を表し下段には六首の和歌を記してゐる。而して最後には比丘秀雅僧都の書くところとあるからその以前の文書を影寫した事は明である。先づ順次此處に記さう。上段には

梵字(五大種子)

大勸進造榮東大寺大和尚

南無阿彌陀佛

少勸進阿闍梨梵字阿彌陀佛

梵字 淨阿彌陀佛

梵字

梵字

梵字(光明真言)

番匠廿人之内

河東大寺大工行執

日輪部屬里

五疋人三人之内大工宗保

の文字が記され中段は

敬白三世十方諸佛菩薩等

狹山池修復事

右池者昔行基菩薩行梵字六十四歳之

春比天平三梵字歳次未別袂〇堤

伏樋百秀布清淨返鋤礎爰依接津

河内和泉三箇國流末五十余郷人

民之諸梵字大和尚南無阿彌陀佛

行秀八十二歳而白定仁二秀歳次

天伏春徐修復卯歳二月七日始紐秀

以四月八日始伏石樋同八十四日終

四樋間道俗名廿沙紛少部元伺沛人

三〇〇石築者也

これは解し難い所が多いけれども大體狹山池の修築功程を知られるのみならずその文意も又鎌倉時代の色調を窺ふことが出来やう。下段には

右此地は河内國丹南郡之内狹山池

仁王十代宗神天皇乃御宇に初而

つかせ給ふ時の御歌なり

はるふかきさ山の池の根たまこの

くるしけもなしかはつなくなり

ますけおふるあらたに水をまかすれば

うれしかほにもかはつなくなり

ほのかなるかすみのすえのあら小田に

かはつものはるのくれおしむなり

わか菜つむあこ田の面の夕かすみ

分るたもとにひはりたつなり

へそくはなたちはなに風過て

山ほととぎす雲になくなり

かへるへきあしのため人待ちかねて

みやこの月にころもうつなり

右のうち下段の記載は他に比して同一と観られるや否かを疑ふものであるが堀川院次郎百首の

春深みさやまの池のねんはにくるしけもなく蛙鳴らん

は最初の歌と略は同様であるが如き謄寫の不注意による誤寫と云ふことも考へねばなるまい。ごもかく上述の記録が示す所は作善集の記事と相俟つて曾ては行基により完成された狹山の池を行基を追慕する重源に依り再び修補を加へられ而も其遺業尙ほ歴然として今回の工事に當つて發見されたのである。

斯の如く此石樋は鎌倉の昔俊乗坊重源の遺業として疑ふ可き餘地を存しないことは之を縷述したが元來石樋はごもかくも二個の石樋の蓋はその製作年代は重源の時代より更に古く溯る筈のものである。これに就いて若干の記述を進め様と思ふ。

河内名所圖會には或云池底に石樋あり行基菩薩の造しめ給ふとぞと記したり和漢三才圖會にも狹山池の部に「僧行基鋪石資於底以防堤」と云つてゐるのは重源の事業を誤り傳へたかも知れぬ。また狹山に於ては此等石造物に對する特殊な傳説或は歴史的記述を存してはゐないけれども南河内郡新堂村では字お龜石の石棺が狹山地の樋の材料として其處に運ばれたと云ふ傳説を存してゐる。なほその理由として狹山池の堤防決潰すること多く氾濫が絶へないが爲にお龜石の石棺を以て樋の材料とした所がその以後、歷年完全を保つたと傳へられるが如きは一種尊崇する古墳の材料を使用したのが爲に以後の氾濫が絶へたと云ふ神秘的な思想も考へられてゐる點にも注意すべきであらう。

斯る傳説はその石樋やまた他の石造物に就いて觀れば直ちにその肯定すべきを知られるの

は既に幾度か記述した。のみならず前出の石棺の蓋のうち龜石は、もちろん形状の上からの名稱として石棺が持つ所の一般的な稱呼であるとしても、いま新堂村のお龜石古墳より此龜石が運ばれ來つたとして暫くその傳説を信するより外はない。而もその手法様式の最も酷似する點に於て更にその首肯すべきを感ずるのである。但し現存するお龜石古墳は略ぼ完形を有し、たゞ羨道部天井石が存してゐない點から或は龜石はそれであつたかも知れないけれども恐らく現在のお龜石古墳と同一のグループに在つた所の古墳の石棺が樋として利用されたと推察することが至當であるかの如く觀察される。則ち、石樋は、現在全く樋狀に造られてはゐるけれども、これも一個の石材から削成して石樋を造つたと考へるよりも、剝拔石棺の身の兩端を削つてそのまま、樋に利用したと推される可能が多い、それを推察し得るのは底部に圓孔のあることや形式上類似の石棺は勿論お龜石古墳の横口式石棺身が先づそれを示し、その外、河内南部には往々その實例を存してゐる。例へば南河内郡埴生村埴生大鐵電車埴生停留所北方石棺身の如きものを挙げられやう。けれども之は絶對的に石棺身の利用を推測すべからざる事實も存してゐる、それは圖版第八に示した樋管の上部に壓石としてあつた長持形の石材は、いま周圍の大部分は加工されてその幅や長さ等形状の上から、これは石樋を作る材料石たるをも推測すべき點があり或はある程度までの加工をされたが何かの理由の下に完成せずして現在に至つたと考へて然るべきものであるから、少くとも石樋の全部が石棺身を利用したか否かは、今直ちに定め難い問題である。いま私は殘存する石樋を觀察するとき、可なり石棺身に著しい類似を示す

と斯の如く石棺の蓋が使用されてゐる等から石棺身を利用したと考へることの妥當性に富むことを知るも亦他面それに眩惑される様な場合を顧慮せねばならないと思ふ。

さて以上の石棺等は何時の時代に運ばれ來つたか、それに就いては適切に解釋すべき資料を有しないが大體に於て次の様な推論からやはり慶長以前に溯るべきものである、則ち、堤防下に於て發見された石棺の蓋は全く他の一群とは隔離した位地に存在したこと、他の石造物は夫々樋の末端部に於てなほ實用的配置を認められたから此堤防が慶長十三年度の修築に係るものであるからその最下層部に在つて全く不用状態に埋没した一個の石棺の蓋は恐らく慶長十三年以前より存在したものと觀るべきが至當であるからそれと同じかるべき石造物に就いては自ら同様であらう、唯だ使用されたと否とによつてその位地を斯の如く變じたに過ぎない、此事は反つて右の石樋等が慶長以前より存在した事を推せしめる有利な状態を示すものと解される、従つて重源の遺業を證明する傍證ともならう。

既述の如く此石樋の當初の形は云ふ迄もなく樋狀に削つた石棺身を樋管とし蓋をその上部に覆つたことは當然考へらるべきである。前きに蓋の説明に當つて、その前後の突起の一個が何れも削取されてゐる點に注意して置いた。(第三八頁參照)則ちこれは二個の蓋を石樋上に並べて覆つたとき兩者を完全に接著せしめんが爲に之を缺き取つたと見られる。たゞそれにしては蓋と樋管の長さが一致しない憾みがある。併しなほ他に二個の瓦狀の反りを有する稍短い石蓋の如きものがあるから(挿圖第十一の4、5參照)此點はなほ後考に俟つべき餘地を存する。

七、結 び

以上私は今次の狭山地耕地整理工事に當つて廢滅に歸した樋及發見遺物に就いて若干の記述を遂げた。元來狭山池に關しては單に如上の記述を以て盡きるものではないことは云ふまでもなく自餘の事柄に於ては亦來るべき機會を待たう。

最後に今まで敘し來つた跡を顧ると我が狭山池は崇神天皇の創始から天平年間の行基の業蹟更に鎌倉時代に於ける俊乗坊重源が荒廢山野に等しきに至つた此池を修築しその後片桐且元が秀頼の命を奉して大體現在の狭山池を形成し遂に今日又大工事を敢行して面目を一新してその能率の増大を實現せんとしつゝあることは偶然ながら或一定のポイントを以て劃期的に此池が面目を更めつゝ當初の目的に向つて進んで居ることを知ることが出來、またそこに或一種の宿命的因縁の伴ふ様にも考へられて深い興味を感じるのである。

斯様にして重源の伏せた所の石樋も、小和田父子の創作と傳へる所謂尺八樋も、今は遂にその形迹を止めるに過ぎないのは寔に惜むべきには違ひはないが、それも、建設の爲の破壊として到底已むを得ないことであるから之等は夫々適當な保存法を講じることによつて狭山池の歴史的意義は更に深きを加ふるであらう。(末永雅雄氏稿)

註一、狭山池の記載は極めて多い、最近では、井上正夫氏の大坂府全誌や大坂府史蹟名勝天然紀念物第一冊等に見るべきものが多く、南河内郡誌にも記載されてゐる、故に此等に收められたものとの重複を避けて本篇には省略したが尙ほ已むを得ず重複する場合があつた。

註二、續日本紀天平四年十二月、築三河内國丹比郡狭山下池一書紀通證には、下池を大鳥太間と推定してゐる。

註三、入間川の上流、多摩川入間川の中間の丘陵と云ふ(或は大里郡三ヶ尻山の野中にある山を武藏名所の狭山とも云ふ)

千載集、五月やみ狭山か峯にとしす火は雲の絶間の星かこを見る 顯季
新編古今集、ともしする狭山か峯の狩衣秋にもまさる袖の露かな 家隆

六帖、武藏なる狭山の池のみくり細ひかば絶へすや吾そ戀ぬる

註四、玉葉には多くの狭山に關する記事を見るが左の一章を抜萃する。

建久二年三月

一日己酉陰晴不定、依三風氣一不レ出三御燈一遣三職事陰陽師等於三河原一令レ修由被一又行三句被一後行レ之余著三衣冠一降三庭中一遙三拜大神宮春日御社等一如レ例依三去夜召一右大辨親雅朝臣來、召三簾前一仰三狭山庄之聞事並和泉春日神人等訴申事及逐電票僧事等……………

親雅重申云狭山庄事付三國司陳狀一河内國……………

五月三日庚戌(天)晴午刻……………即以件人申三條々事一割取事同訴事、天山袖訴事……………

斷三子細等具以奏聞……………狭山庄事返々聞食齋不少以此旨問國司……………

四日辛(天)晴……………爲三別當僧止覺憲使一申三條々事一右大辨親雅相具參人也、以三兼時一傳三申之三余又仰三含子細一了問注事、川原寺機失事、同境殺害人又召三寄良慶已講一仰先日別當僧正所申之事等返事一狭山庄事昨日參院申三披子細一、大略可有勅許之様有天氣事也入夜所領没官事……………

左大辨定長奉三院宣一送三御教書於親雅之許一狭山庄事可レ防三國司防一之由被仰了云々 早成副長者宣可三總下知一之由仰之春日文書 第一卷 古文書第十八 三〇四 太政官符 一通引合二枚 (弘長三月十八日の奥出)

太政官符河内國司

應停止向後寺務以下甲乙輩妨 永爲一圓地令宛置寺中止住學侶供料興福寺領當國丹比郡内狭山庄新開發田畠等事

在管丹比郡

四至

東限狭山河 南限自久佐々峯道經大鳥郡境道

西限自大鳥丹比二郡境道經佐志久美岡北限丈六池並龍園寺南

以下省略

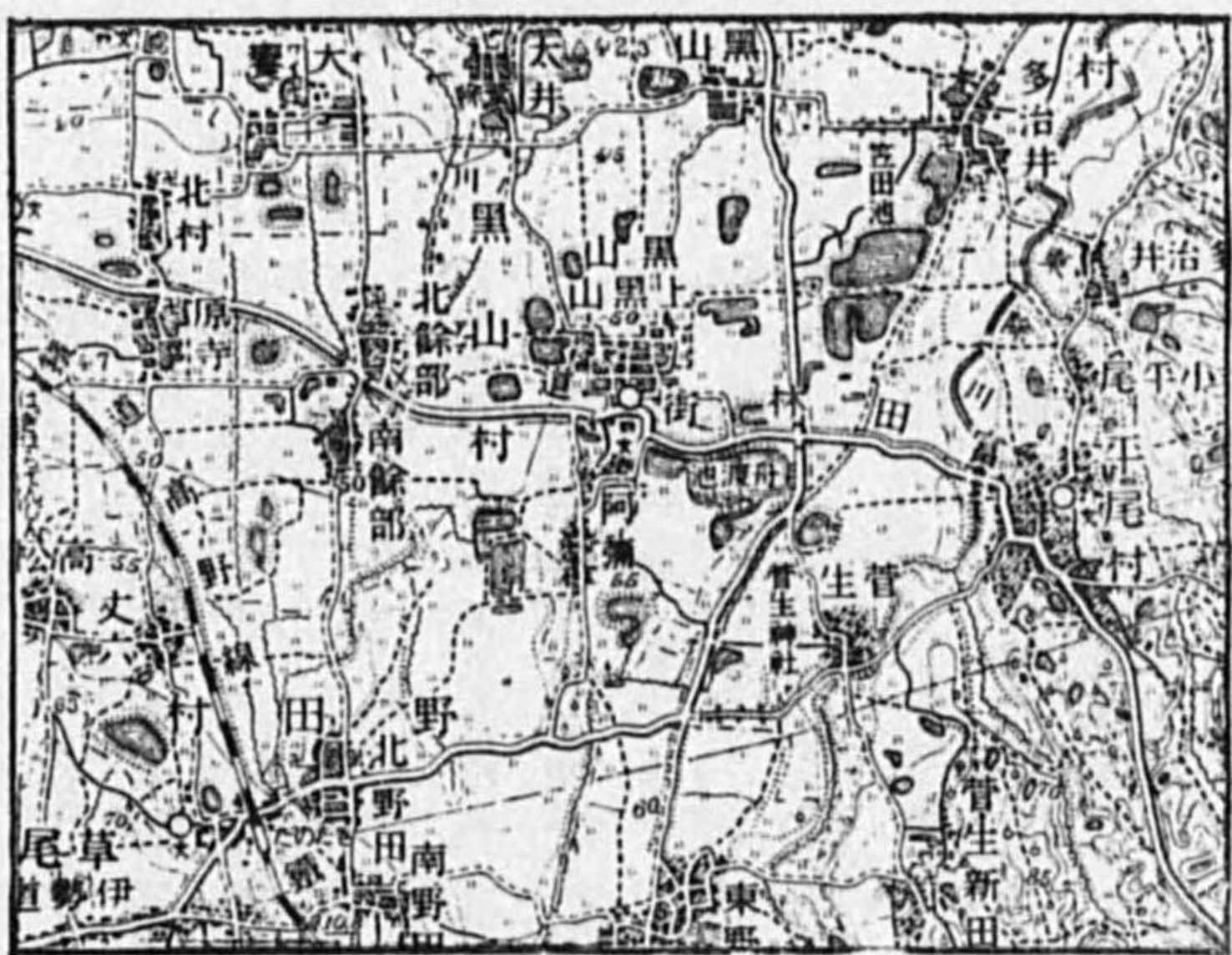
註五、姓氏錄、河内國未定雜姓 池後臣 天彦麻須命之後也 續日本記 天平寶字六年四月丁巳 河内國狭山池堤決以單功八萬三千人修造一畢

大阪府全誌——一二九、法雲寺永和中狭山池堤防壞決するや寺其衝に當り爲に堂宇悉く流亡せり。

註六、天保六年發見の樋銘は、本調査會報告を初めとし收録されたるもの多し。

第三 菅生神社

〔圖版第一三一第一九〕



第五十圖 菅生神社附近地圖

菅生神社は南河内郡平尾村大字菅生にあり。大阪高野鐵道北野驛に下車し東すること約十五町にして達すべし。神社は大字菅生の西方高燥の地に位置し、四方開豁遠く河泉の連山を望む景勝の地を占めたり。南北に走る平野街道は社の側を過ぎ北して往昔の平野郷を経て大阪市に達すべく、又堺市と富田林とをつなぐ富田林街道は社に近くその東と北とをめぐるを以て、この地は往昔亦交通の要路に當りしなり。

當社は現在菅原道實と天兒屋根命の二神を祭神とし、菅原道實を本社殿に天兒屋根命を其の東隣の小殿内に祀れり、明治七年郷社に列し、同四十年附近七社を合祀して氏地は現在平尾野田黒山大草の四村に及べり。

當社創建當時の祭神に就きては、渡會氏神名帳考証、神祇

寶典、特選神名牒等には天兒屋根命となし、神社叢錄、大日本史神祇志等には菅生朝臣祖神歟と載せ、神祇志料には菅生朝臣祖神地名辭書には菅生朝臣の後也と記したり。而してこの菅生の地は往昔の丹比郡菅生郷にして、丹比郡は既に古くより聞え、仁德天皇の難波京より直ちに南を指し丹比大道を造營せられたる、又反正天皇の丹比柴垣宮の處在を以て特に名あり。その郡名に就きては、日本書紀以下の六國史には丹比とし、古事記には丹治比と記し、延喜式には丹比と見えたり。和名抄によれば

丹比郡菅生須加不

と載せられ、この和名抄著作年代たる平安朝中期頃より丹南、丹北の區別起りて菅生郷は丹南に屬し爾來丹南藩に及べり。而して新撰姓氏錄を見るに、その河内神別の條には

菅生朝臣、大中臣同祖津速魂命三世孫天兒屋根命之後也。

とあれば、この地方には古く菅生朝臣の一族廣く居住せしものなるべく、この同族としては續日本紀天平十八年五月の條に見ゆる菅生古麻呂、其他正倉院文書等に見ゆる菅生氏をあげうるならん。尙新撰姓氏錄に徵すれば河内地方には天兒屋根命を祖とする氏族數多繁延せしを見る、かく考へ來れば、當社は此地方に古く居住せし菅生氏一族がその祖神天兒屋根命を祀りしに創れるものなるべく、諸書の記する所蓋し當を得たるものと云ふべし。而して菅原道實を祭神とせる事は既に普く人の知るが如く、後に天神信仰の全國的に廣まり高まりし際に當社にも勸請せしものたること他の多くの神社に於て見るが如くならん。この點に就きては後に記すべし。

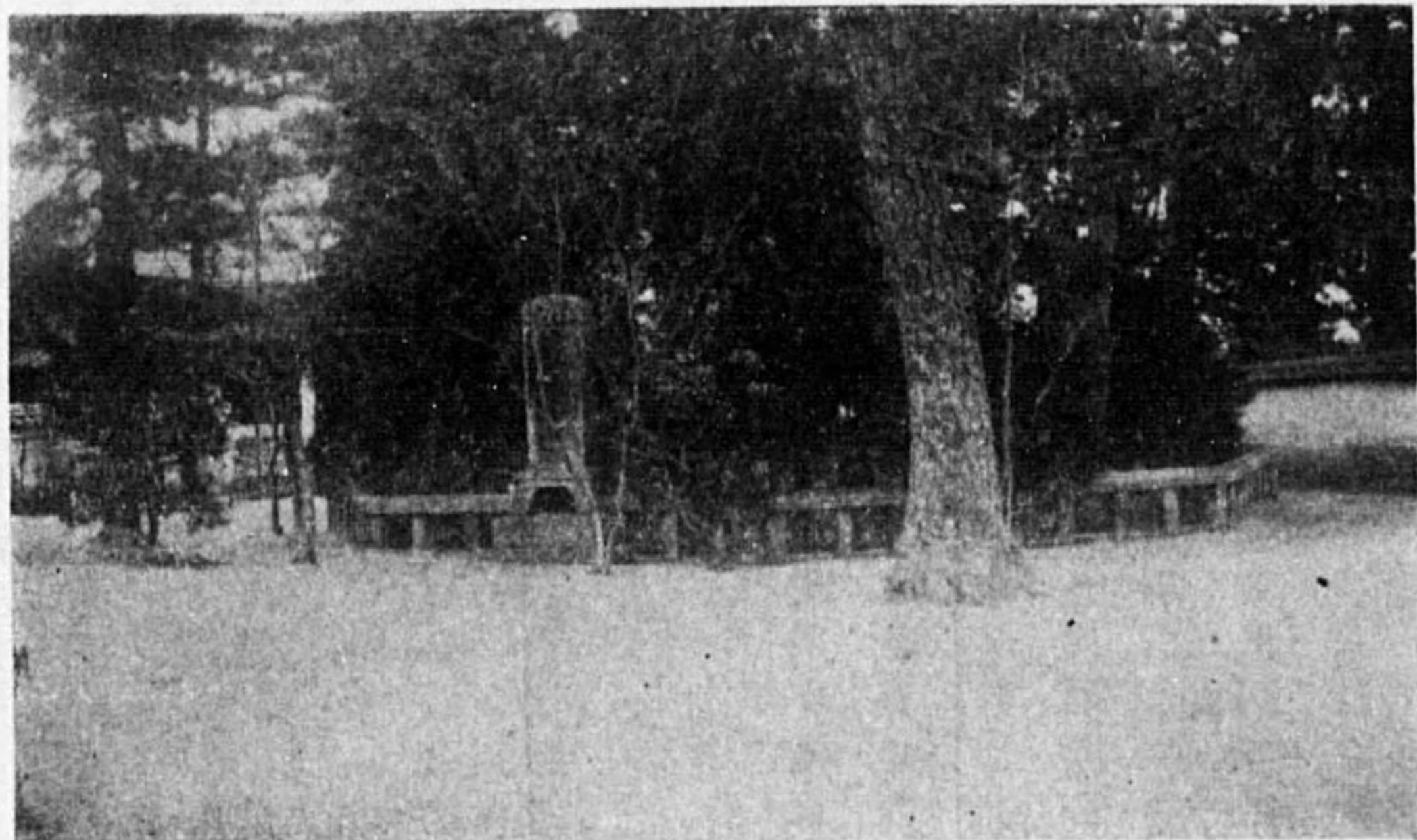
當社創建の時代並に沿革等に就きては當社より丹南藩に提出せし菅生神社取調帳に、建武元甲戌年、曆應辛巳年二度兵燹に罹りて社殿什寶皆烏有に歸する云々とある如く、古記録、古文書、其他の什寶の、以て徵證となすべきもの殆んど存せざれども、既に新抄格勅符によれば孝謙天皇の天平寶字八年本國封一戸を充て奉ると見え、三代實錄には、清和天皇貞觀元年正月二十五日甲申、從五位下より從五位上を授けられたるを記し、醍醐天皇の延喜の制に於ては、大社に列し、祈年月次新嘗の案上幣帛に預る事、延喜式に載せられたれば、當時既に名社に屬したりしを知るべし。以後の沿革を辿るべき史料を欠き、之を明にする能はず。僅かに前掲菅生神社取調帳に、南北朝初期建武、曆應の二度の兵燹に罹りたを記すあるのみ。もとより後世の記録にかゝると雖も、當時この地方の兵馬の巷たりしを考へ合すれば、無下に却くべきにもあらず。

降つて室町時代に於ては既に天神の勸請せられるたりしもの、如く、爾來菅生天神として世人の崇敬をあつめて今に至れり、而して當社には高松山金剛院天門寺といへる眞言宗に屬する神宮寺ありて十一面觀音を安置し、社僧の神事に奉仕するありたりしが、明治維新後神佛分離の際に廢絶に歸せり。幸に天神勸請以後の二三の史料を所藏せるため、僅かながらその沿革及信仰の狀を窺ひ得べく、應永卅四年の奥書ある北野宮緣起三卷、享德三年の年號ある天神畫像一軸、延寶八年の奥書ある菅生天神宮緣起二卷等、即是なり。

四

當社に天神を勸請したる年代はその記録を欠きて之を明にする能はず。天滿天神信仰の發展を考ふる事によりて、纔かに想像し得べき外途なし。先づ前掲菅生天神宮緣起の語る所によれば、菅原道實が當社の境内現今菅生池と稱する所より、忽然として權化出生せりと稱し、この地を以て菅原道實の誕生地となし、神慮御宥めの爲め、勅によりて諸國に天神を勸請せし時、この所縁を以て特に社殿を壯嚴に造營して天神を奉祀し、菅生宮と名けて野田の里人の舉りて氏神として崇拜したることを記せり。この地を以て菅公の誕生地となすなごも、より信すべからざる所にして、菅生の地名に附會せしものなるは論を俟たず。

この緣起の作者金剛院賢海等當社社僧の種々の傳説等より考へ出だせるものといふべし。この傳説の菅生池は現在境内山門を入りて直ぐ右側にあり。池は徑約五、六間の略圓形をなせる淺きものにして、杉樹



第六十圖 菅生神社境内菅生池並菅生神社神碑

茂り、その周圍に石の玉垣を繞せり。池の前面に菅生神廟碑なるものを建てたり。元文第二年丁巳秋月穀旦崎陽御門墨香拜住持苾芻智空敬立の碑銘を刻し菅公誕生の來歴と語れり。これ亦社僧の考案になる縁起等よりその誤りを傳へたるものといふべし。然らば當社に於ける天神に就ての最初にして且確實なる史料となるべきは前掲の當社所藏北野宮縁起三卷なりとす。而して三卷共に奥書を存し其文殆同様に上卷奥書には

右依爲多年願望而所奉彼御縁起書者也、仍所奉安置河内國野田庄惣社高松宮也、更ニ以不可出他所從而毎年兩度二月廿五日、六月廿五日可奉披之旨、衆議如此

菅應永卅二年三月日

願主 誓願寺 住 杲 盛

右筆 弘川寺 曼 陀 羅 院(梵字)

ごあり。之に依れば應永卅四年既に北野宮縁起三卷を奉納するありて、神殿の内陣深く秘藏したるものなるべく毎年二月廿五日、六月廿五日の兩日之を披き奉ることを衆議によつて決せしことを記せり。因に二月廿五日は延喜三年菅原道實の大宰府に薨せし日にして六月廿五日は承和十二年乙丑夏六月二十五日菅原是善の南庭に化權せしと傳ふる日なり。即ち應永卅四年には既に當社に天神を勸請しこの地方の信仰を集めたることを示せり、而してこの縁起の筆者弘川寺曼陀羅院(梵字)とある弘川寺は現在南河内郡河内村大字弘川にありてその位置大和國に近し、之亦當社の信仰地域を窺ふに足る一材料をなすべきか。尙當社がその當時神宮寺の山號なる高松山より高松宮と稱せしこともこの縁起の奥書によりて知りうべし。この縁起の奉納

年月を以て直ちに天神勸請の時代となすはもとより當らず寧ろ時代をさかのぼりて考ふべきものなるべし。

由來天神信仰は世間周知の如く、道實薨去の延暦三年を去ること四十五年村上天皇の天暦元年に北野神社創建せられ、一條天皇の正暦二年に至り初めて官幣を賜はり、次で寛弘元年始めて北野に行幸の事ありてより天神信仰一段と發展し朝野の崇敬を集むるに至れり。

而して天神の諸國諸社に勸請せられたる年月に就きては之を確實にする能はず諸國の天滿宮に傳ふる所或は勅によりて諸國諸社に勸請せしとき共に勸請したりとなし全國一齊に勸請したるもの、如くなれど然るべきものに非ずして天神信仰の發展と共に次第／＼に諸國に勸請するに至りしものならん。而して菅原道實と特に關係ある地例へば大宰府天滿宮或は道明寺天滿宮の如きは北野神社の創建と略年代を同じくし、其他道實と縁故ある地より次第に勸請せられ次で全國に廣まりしなるべし。尙天滿天神の信仰の狀を見るに、平安時代に於ては怨恨神、荒神、風雨火水神、罪惡懲罰神として祭られたるが鎌倉時代に入りては以上の外正直を守り邪を懲し冤罪を救ふ神、慈悲神、後生救濟神として信せられ室町時代に入りてはいよいよ發展し、尙文學の神、儒道の神、諸藝道の保護神として崇められて今に至れり(長沼賢海著、日本佛教史の研究第五編、天滿天神の信仰の變遷)。この天滿天神の信仰内容の増加は直ちにその信仰の發展を考ふべく、従つて又諸國勸請の狀態を察せしむるものにして鎌倉室町に入るに從ひ次第に多きを加へたるを考へしむ。尙天神に就いて記する書又鎌倉室町に入るに從ひ次第に繁く、現在の北野縁起の類並に

天神御影は鎌倉時代を始めとしてその多くは室町時代に成れるものなり、かくて當社天神勸請の年代も略窺ひうべし。

而して勸請の最初に於ては恐らく境内に一攝社の如くなりしならんも、遂には主客轉倒して現在に於ける如く主祭神として本社殿に、創建の祭神天兒屋根命が却つて攝社の如く奉祀さるゝに至りしなり。

當社の里人信仰の状態は前掲菅生天神宮縁起にて窺ひうべく、之によれば、當社の祭禮は毎年八月十日に行はれ、丹の瑞籬影を御手洗の池水にうつし、王の寶輦光りを福井野の廣庭に輝かせり、其御幸の路は狭山池の流れを諄て、凡十町ばかりほど清き砂を敷て穢れ有ものを通さざる程に嚴に且莊麗に、その御還幸の儀式は、宮人は幣神を擧げて拜殿に伺候し、社僧は梵唄を唱へて大床に列座す、巫祝乙女は神樂を奏し御湯をすゝめ、猿樂田樂は舞の袖を翻へし、藝御を盡して神慮を慰め奉る有様にして、之に依つていよ／＼人々の崇敬の念を加へたものなるべし、藝道の保護神としての信仰も之によりて窺ふべく、又特に詩歌の神として崇められたること北野神社等に於けると同じく、後花園院の御宇連歌の宗匠、宗砌、紹本、能阿の人々、常に當社に歩みを運び、月次、法樂の連歌の會解ることなき状態にして、享徳三年五月廿五日會席事終て後紹本年比祕め置ける菅丞相自畫自贊の御願の下に、三物を書き付て寄付せり、と見ゆる享徳三年五月廿五日紹本の奉納したる自畫自贊と傳ふる天神畫像一軸、現に當社に藏せり。而して以上はもとより菅生天神宮縁起の製作年代延寶頃の状態を示せるものと見るべし、雖も又之によりて往時を推し得べきならんか。

五

當社の建築はすべて近世の造營にかゝり、特記すべきものなし、雖も、四周白塀を繞らし正面に山門を殘せるなど多く、寺院建築の様式を存せるは注意すべき點なるべし。社寶として北野宮縁起三卷、天神宮畫像一軸、菅生天神縁起二卷の外、天神繪傳とも稱すべき十二幅の掛物あり、太宰府天神縁起十二幅に類するものなるも、徳川中期以降のものに屬し、繪につきても特に記すべき程のことなし。以下前三者につきて紹介する所あるべし。

北野宮縁起三卷 この三卷は久しく寶庫の中に埋れて知る人なかりしが、最近に至り京都帝國大學文學部考古學教室末永雅雄氏一日當社に遊び寶庫をさぐりてこの縁起を發見したり、この縁起の世に出づるに至れるは同氏の力によるものなり。而してこの縁起は北野縁起乃至は天滿天神の信仰研究の好資料たるべきを信するが故にその全文を録載すべし。

北野宮縁起上

王城鎮守神々おほくましませど、北野宮の利生ことにすぐれて、あけのたまがきに再拜する人は、現當のねがひあゆみにしたがひてみち、一念をいたしく擁護をねがふ輩は、眞俗の、ぞみ思にしたがひ、□たる名稱夷域にきこゑ靈驗本朝にひやくた、けば必こたへ、仰は必のぞむ、月の水にうかぶにもことならず、曉の鐘の霜に和するにもにたる哉、かるがゆへに、本地を繪像にかきあらはしまいらせて、結縁の諸人の隨喜のこゝろをもよをさば、一佛淨土の縁として、必天滿

大自在天神あはれみをたれまし／＼て二世の大願成就せしめ給へ、爰に一條院御宇寛弘元年甲辰十一月廿一日、始て行幸なりしより承久元年卯今にいたるまで、聖主十九代、つもる月日二百十六年、其間北野天神をたのみあふぎまします人は、誰が利生をかふらぬ人は侍や、昔を尋ば、文道の大祖也、風月の本主也、或は天下の鹽梅として、帝圖を補導し、或は天上に日月として、國土を照し給へり、あはれめでたかりける權者の化現かな、菅原院と申は、菅相公是善家也、相公平生のそのかみ、彼家の南庭に五六歳ばかりなる小兒のあそび給けるを、相公見給て、ようがんだ、人にあらずとおぼして申給様、君はいづれの家の子男ぞ、なに、よりに來りあそび給ぞとの給に、この兒こたえ給様、させるさだまれる居處もなし、父もなく母もなし、相公をおやとせんと思侍と被仰ければ、相公返々悦てかきいだき給けり、是を菅贈大相國とは申也と、日記に侍り、

(畫圖)

さるほどに生年十一歳になり給けるに、相公試に詩つくり給てんやとのたまひければ、ことばもかはらぬに、

月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房聲。

とぞつくりまし／＼ける、十三四になり給ては、相公の才智にも殆どすぐれ給へり、天下にならぶ人なくおはしけり、

氷報水面聞無浪、雪點林頭見有花。

これこそ十四歳にてつくりせ給ける秀句とぞうけ給はれ、

(畫圖)

傳教大師大唐にわたりて、圓頓の菩薩の大戒つたへて、叡山に戒壇をたてんとせし時、諸宗のゆるさざりしかば、大師顯戒論三卷をつくりて、弘仁天皇にたてまつり給しかば、諸宗のうれへにもよらずして、同十三年六月十一日、叡山の上に戒壇を建立し給べきよし、宣旨下されにき、されども、論者東西にあひたがひに鋒楯せしかば、慈覺大師これをいたみて、顯揚大戒論をえらび給しに、安慧和尚先師の一言にかんじて八卷となして、是を三際につたへ十方にひろめんと思て、くびにかけて菅相公の家にいたりて、此文序書てたまはらんと給に、相公思食ける、此文は朝家のたから衆生の燈也、みづからはゑか、じ子なりともこの君にこそか、せまいらせめと思食て、かくて申給ければ、貞觀八年十一月の事なれば、天神は御年廿二にて、位官もいまだあさく、文章生にてまし／＼けれども、か、せ給たりける序の文こそ、天台宗の第一のたからにて、あら人神のお筆なればとて、今日いま、で目出きふしぎと申あひけれ、どころ／＼申侍べし、

我本朝馳神眞際、求法道邦、先請業者、偏執律儀、後研精者、更得圓戒、猶如前途覆車而未歸、晚進指南而必達、乃殊恨保執者自謂、除非小律儀、更無大乘戒、遂毀梵網宗、以爲沙彌宗、貶三聚教、以爲非僧教、悲哉、知其一二而未知其二三、至我大師慈覺博鏡三權之膏旨、新増一實之脂粉、

こそか、せ給たれ、哀めでたき權者の利益哉、

(畫圖) (圖版第一四參照)

貞觀十二年青陽の春のころ、都良香が家にして、門生等が弓あそびをしけるにゆきあひ給たりけり、人々思やう、此君はとほそとちしきむをいでずして、机案にひちをくだしつ、弓のもどす系しらせ給はじと思て、試に御弓いさせ給てんやと申たまひければ、ゆばについたちて、弓にやをさしはげて、ひきわたし給たるすがた、養由がかひなつき、まのあたりも見つるかなど、おのく、目もおごろく程に、二たびはなち給へば、二たびあたりも、たびはなち給へば、も、たびあたる、昔もきかず、いまも見ず、いきおひたいはひ、たとへんかたおはし、まさず、都良香人々におどろきあざみ申ける、やがてその年の三月廿三日に、献策しまし、きみやこの中の人々目出ためしにぞ、申あひ侍ける、

(畫圖)

寛平六年なが月のころ、門徒の人々高も賤も吉祥院にあつまりて、五十の御年のよろこびの會修せしめける時、法會の庭のおもてを見やれば、わらぐつはゞきしたるおきな、願文に砂金をとりそえて、漸あゆみよりつ、堂の前への案の上のうちおきて、いふ事もなくて、いそぎにげさりぬ、あやしと思て、披ければ、

傳聞菅家門客共賀知命之年、弟子雖削跡人間、無名世上、而數記淳教之風、多改其志、昧之過、古人有言、無德不報、無言不酬、深感彼義、欲罷不能、故福田之地、捨此砂金、以表中誠之、不輕、沙以祈上壽之、無涯、莫疑其人、可求其志、遠居北闕之以北、遙增南山之和南、

とこそか、れて侍りけれ、干時、少僧都勝延、その日の導師にて讃歎しき、かたじけなく天子の所修也、希代の勝事とぞ、ふるなの辯舌をのへ給ける、

(畫圖) (圖版第一四參照)

同七年三月廿二日、延喜のみかど春宮にておはしましけるに、令旨をくだされき、われきく、大唐國に、一日に百首詩をつくりたる人有、汝才智ならびなく、七步あとを尋たり、試に、一時のうち、十首の詩をつくりてんやとて、則十事の題目を給りて、酉の刻よりいぬのときにぞつくりてたてまつり給ける、

送春不用動舟車、唯別殘鶯與落花、

若使韶光和我意、今宵旅宿在詩家、

さてつぎのとし、かさねて又令旨を承りて、二時のうちに廿首の詩つくりてまいらせ給ければ、むかしも今もかゝるふしぎなしとぞ、の、しりあひ給ける、又寛平九年六月にぞ、中納言より大納言にのぼりて、やがてその日大將の宣旨くだりしかば、三度まで御辭退ありしかどゆるされずして、其年の七月に延喜のみかど位につかせ給ては、万機を攝録して、

(畫圖)

昌泰二年二月にぞ、右大臣にあがらせ給ける、昌泰三年八月かどよ、祖父三位の家の集菅相公の家の集我文章二十卷もらさず、天覽にそなへ給しに、寂感のあまりに、詩をぞつくりさせ給ける、

門風自古是儒林、今日文花皆悉金、

唯詠^レ一聯^ニ知^ル氣味^ハ、況^ヤ連^テ三代^ノ飽^ク清吟^一、
 琢^ル磨^ル寒^ク玉^ノ聲^ハ々^々麗^シ、裁^ハ製^セ餘^カ霞^ノ句^々々^々侵^ム、
 更^ニ有^リ管^家勝^ル白^ク様^一、從^テ茲^レ抛^テ去^リ匣^塵深^ク、

(畫圖)

さて昌泰三年正月三日、朱雀院に行幸ならせ給て、延喜の御門と寛平法と、御ひたいあわせて蜜事ありけり、左右大臣のともに天下のまつりごとをする事、あしきことなり、菅丞相者重代にあらずといへども、涓水のながれをくみ、商山の風を仰給へり、賢をえらび徳をたどふ人なればとて、此人にさだめられぬ、胡廣、累世之農夫也、伯始致位、公相、黃憲、牛醫之胤子也、齊度名動京師、かるがゆへに、法皇と御門との御前にめしだされて、天下のまつり事は一人して奏下すへき也と、おほせくだされぬ、此事を菅丞相はしきりに御辭退申給けれども、おさまらず、左大臣此事をいきどおりて、うらみふかくなりて、様々の無實をかまへて、光卿、定國卿、菅根朝臣もろともに、勅宣と稱して、種々の珍寶をあたえて、冥衆をまつり、しきをふせしかども、菅丞相はた、人におはしまさねば、咒咀更におはせ給はず、しかりといへども、延喜のひじりのみかどの御時、御年十六七ばかりにや、いとけなくおはしますべきほどなれど、仁流、秋津洲之外、惠茂、筑波山之蔭、紫霄之上、星位、靜蒼海之中、浪聲和か也、おもはざりき、昌泰四年正月廿九日に、左大臣の讒奏によりて、太宰權師にうつされて、流罪の宣旨くださるべしとは、菅丞相かなしみのあまりにたへずして、此歌をよみて、亭子法皇にぞたてまつり給ける、

ながれゆくわれはみくづとなりぬとも

きみしがらみとなりてとめよ

法王此うたを御覽じて、かなしみの涙にむせびて、さりとも御門も我御子なれば、申さんになどかかなわざらんとおぼしめしつゝ、十善の御あしにきたなき沼をふみ付て、上西門をさしいりて、清凉殿にちかづきましゝて、かくまいりたるよし被仰けれども、そのとき菅根卿藏人頭に昔殿上の庚申のよ御遊に、つらをうたれまいらせたりけるうらみふかくて、そうじ申給はざりければ、よの中あちきなくうらめしくおぼしめして、おゝにはのむくの木をうらめしく御覽じて、赤日山のはにかたぶき、なみだにもくれつゝ、還御なりしこそ、あはれにもあさましくはおぼし給れ、

(畫圖)

其後勅宣おもくして、男女の御子息廿三人の中に、男子四人はおなじく四方にながされき、おどなくおはしましけるひめぎみは京のうちにどめられて、いとけなききむだちはぐしまいらせて、出させ給ける事のおはれさ、たとゑんかたもなかりけり、さて紅梅殿にあひせさせ給ける梅を御覽じて、

東ふかばにはひおこせよむめの花

あるじなしとてはるをわするな

さくらばなぬしをわすれぬものならば

ふきこんかせにことづてはせよ

さて此御歌のゆへにつくしへ此むめは飛てまいりたりとぞ申侍める、このあひだのあはれさ、かきつくすべからず、

(畫圖)

おもはざりき大臣の大將より大宰の權師にうつりて、流罪のつたなき名をつくすべしとは、あしたの露をば神の上のうちにはらひよぶことりのこゑこそ、まくらのうへにともなへ、承和四年にうまれて仁明文徳の御代には、いとけなくまし／＼き、貞觀よりつかへて、五代帝王のみゆきに、一度もはづれずつかまつりしに、あらぬすがたにて西海におもむく事、いかにすべしともおぼえず、生死の無常まのあたり來りて、おつる涙をともとし、あしわけふねにのりゐて、なみにたゞよひて、こゝろならずこがれゆくこそ、昔のつみのむくひはづかしく、心にまかせぬ命もうらめしくはおぼしめされければ、傳築は巖邊の耦苑、舟は湖上の篇、我身いかなる宿業にひかれて、旅のそらにたゞよひて、三峽五湖の波に涙もながれそひ、吳坂を嶺のよな／＼の嵐に目のみさましつゝ、宮をいで、月日かさなれども、ねぶる事なければ、ゆめに見る事なし、今はたゞ、たな心をあはせて、罪業のふかきを懺悔して、極樂へまいらんと思えども、やすからぬ思むねにみちてかなはず、これらをおぼしめしつゞけて、つくらせ給ける廿八韻の詩をきくこそ、なみだもどゞまらね、ごころ／＼申侍べし、

自從勅使驅將去、父子一時五處離

口不能言、眼中血、俯仰天神與地祇、
東行西行雲、眇々、三月三日遅々、
重關警固、知聞斷、單寢辛酸夢見稀、
山河遼矣、隨行隔、風景暗然在路移、
平到、謫所誰與食、生及秋、風定無衣、
古之三友一生樂、今之三友一生悲、

(畫圖)

みちのごほくなりゆけば、心ぼそくおぼえて、きたのかたえたてまつらせ給ける御歌を聞こそ、あわれに侍れ、みやこには此御歌を御覽じて、紅の涙をながさせ給けるぞ、まことにいかばかりの事おぼしめしけむ、

きみがすむやごのこす系をゆく／＼と

かくるゝまでにかへりみし哉

秋ぎりのうへにかりかねのきこへければ、つくらせ給ける

我爲遷客、汝來賓、共是蕭々旅漂身、
欹枕思量、歸去日、我知何年汝明春、

又こゝろのうちにおもはせ給ける、

離家三四月、落涙百千行、

万事皆如夢、時々仰彼蒼、

この詩をぞ御意のうちにごそおきて、口のほかへもいだし給はざりけれども、大唐國には、人々あまた詠しけるこそ、おそろしくは侍れ、かやうなる詩歌ども、道のあひだ、つくしに中一年おりしまし、ましけるに、おり／＼につけ、ものによそへて其の數をしらす、けぶりのたちけるを御覽じて、

ゆふざれば野にも山にも立けふり

なげきよりこそもえまさりけれ

又あめのふりけるに、

あめのしたかくる、人もなければや

きてしぬれぎぬひるよしもなき

(畫圖)

これらをみきく人なみだをながさぬはなかりき、抑昌泰三年なが月の十日宴には、正三位右大臣の大將にて、榮花は菊さともにひらけたり、敬感はしぐれとおなじくたりき、其九日の後朝ぞかし、

君富春秋、臣漸老、思無涯岸、報猶遲

とつくらせ給たりし、敬感のあまりに御衣ぬぎてかづけ給たりしを、つくしまで身にそえて、宮このかたみには御覽じけり、つくしにて次年の九月十日、ごぞの今日おぼしめしいで、つくら

せ給けんこそ、あはれにはおぼゆれ、

去年今夜侍、清涼、秋思詩篇、獨斷腸、

恩賜御衣、今在是、捧持毎日、拜餘香、

まことに菅家の御作には、こゝろもおよぶべくもあらずこそ、はかせたちは申あひける、

都府樓、纒看瓦色、觀音寺、只聞鐘聲、

といふ詩をば、白居易、遺愛寺鐘、欵枕聞、香爐峰、雪撥簾、看といふ詩には、まされりこそ、はかせた

ちは申侍ける。

(畫圖)

右依爲多年願望、而所奉彼御縁起書者也、仍所奉安置河内國野田庄惣社高松宮也、更ニ以不出他所、從而毎年兩度二月廿五日、六月廿五日可奉披之旨、衆議如此

昌應永卅二年三月日

願主 誓願寺住杲盛
右筆 弘川寺曼陀羅院(梵字)

北野宮縁起中

鎮西におはしましける間、御身に罪なきよしの祭文をつくりて、高き山にのぼりて、七ヶ日の程、天道に訴え申させ給ける時、祭文漸飛のぼつて雲を分て入にけり、上梵天までも至りぬらんとぞおぼえし、釋迦尊は往却に底沙佛のみもとにて、七日七夜あしのゆびをつまだて、

天地此界多聞室、逝宮夫處十方無、

丈夫牛王大沙門、尋地山林遍無等、

と讃歎せしかば、九劫を越て彌勒に先立て佛にぞ成給しぞかし、菅丞相は現身に七日七夜蒼天に仰ぎて、身を碎き心を盡て、あなおそろし天滿大自在天神とぞ成せ給たる。延喜三年癸二月廿五日こそ、十二縁にやごされたる五陰のすがた捨つとはしめし給ける。昔尺迦入滅の二月十五日のかなしみには、五十二類ちの涙をながし、今の太宰府の二月廿五日のわかれには、六十餘州の身のけぞよだちける。

(畫圖) (圖版第一五參照)

さて筑前國四堂のほとりに御墓所を點じておさめをきたてまつらんとしけるに、御車忽に路中にとゞまりて牛はたらかず、其所をはじめて御墓所と定めて、今の安樂寺と申也、

(畫圖) (圖版第一五參照)

其後いくばくもへずして、延暦寺第十三の座主法性房尊意贈僧正は、其時御年は四十ばかりやおはしけん、月日はたしかにおぼえず、三伏の夏の夜、五更いまだいたらず、人しづかなるに、四明山のうへ、九識のまくのうち、十餘の床のほとりに智水たへ、三密の壇の前に觀月をすましておはしましけるに、思がけす房の妻戸ほとりととなりければ、おしあけて見給に、菅丞相の化來しておはしましける也、敬ひかしこまりたてまつりて、持佛堂へ請入まいらせてありければ、菅丞相被仰けり、我すでに梵天帝尺のゆるされをかぶり、神祇のいさめもあるまじ、花の都にいたりつ、龍顔にちかづき、うれえをのべ、あだをもほうせんと思ふ、禪室ばかりこそ、法驗をもほど

こしおさへ給べきに、たとひ宣旨なりといふとも、あなかしこうけ申させ給事あるべからず、としごろの師壇のちぎりはこれにありと被仰けるに、法性房申させ給様、師壇のむつびは一世のちぎりにあらず、眼をくじるとも、なにかはいたからん、たゞし天下はみな王土なり、此ちにすみながら、宣旨三度にいたらば如何かと申させ給しに、御氣色すこしかはらせ給て、御のごかはかせ給らんとて、すゝめまいらせたりける、柘榴をつまごにはきかけて出させ給にける、其柘榴はむらにあがりてつまごにもえつきたりければ、僧正灑水の印をむすびてかければ、その火きへにけり、こがれたりけるつまごはいまに本房にあり、世の末のふしぎなり、

(畫圖) (圖版第一五參照)

其時おそろしき雷電しきりにして、よのなかくれふたがりて、いかづちのこゑにおゝくの人きも心もくだけてしにまごひけり、清涼殿のうちには、本院のおとゞ一人、大刀をぬきて、朝につかへ給ひしにも我つきにこそおわせしかば、今神と成給たらんからに、我にどころおかと思ふがごとくにはさすがにいかでかひが事にこそとて、にらみやりてぞたち給たりし、

(畫圖)

さて御門おそれさはぎて、御性房の贈僧正のもとへ宣旨三度までなされしかば、僧正まいり給き、賀茂川の洪水さりのきて、陸地になしてとほり給しぞ、法驗も目出度、皇威もおそろしかりし、さてやうくこしらへたいらげたてまつりてぞ、しばしはなだめ申たりしかど、ついにはか

(畫圖)

なはで、延喜八年十月のころ、すがねの卿はあらたにけころされ、同九年の三月に、本院のおとやなやみ給に、さまんくの御祈もしるしなく、春日大明神もすて給かとおぼえて、菅丞相の靈氣とは心のうちにさざりにしを、法驗ばかりにやたすけ給とて、玄照律師の弟子、善相公の胤子、淨藏貴所こそ、ごしいまだはたちにもたらねども、驗とくいたりてたつとく、種々の才藝ならびなして、四月四日しやうじよせ給て、祈らせ給けり、その日午刻ばかりに、善相公とぶらひにまいり給たりければ、おとやのうら上の耳より、あをきくちなわのかしらをさし出して、善相公につけてしめしけるやう、我申文をつくりて、梵天帝尺にうつたえ申によりて、はやく怨敵をほろぼせと、事はりをかふれり、汝が子の淨藏、我をかうふくせんとす、せいせられよと、くちなは舌をひろふとす、善相公おそれをの、きかしこまりて、淨藏につけて、やがて出にける、其時本院のおとやは、軼而こうじ給にけり、又御むすめの女御御孫の春宮も、又一男八條大將伊忠三男敦忠中納言も、いづれもくのこらすとこころされ給にけり、右大臣あきたののみこそ、二位の大臣までならせ給たれ、それは菅丞相の御事をふかくおそれ給て、大臣まで六年をはしましければ、御ありきには御せんをだにもぐし給はず、よろづにおそれて、晝夜菅丞相を祈念しまいらせて、おはしける、たゞし此御するなれど、佛道にこころざしをはこぶ僧たちばかりぞ、くらひつかさもまさりてたひらかにおはしける。

(畫圖)

小松天皇の御孫、延喜の御門にはいとこにて、右大辨公忠と申人おはしけり、延喜廿三年卯月の

ころ、頓死して三日といふによみがへり給て、家の人々につけて申けり、我をかへして内裏へ来てまいれと申ければ、人々ものにくるふと申あひけり、されどもそのことばねんごろにて、あながちに申ければ、そのきんだちのぶあきら、のぶたか二人にたすけひかれて、内裏へまいりて、事のよしをそうじ申給ければ、延喜の御門おどろきさはぎて出むかひ給しに、そうじ申給やうこそ、おそろしくはおぼえ、公忠頓死して、炎魔王宮へまいりて、門のまえにてしばし見るほどに、たけ一丈あまりなる人の、身にはそくたひうるはしくして、手には金のふみはさみに文をさしはさみて、さしあげもて、うつたへ申給を、み、をそばだて、承はりてしかば、延喜御門のしわざも、やすからずと、やう／＼にことばをつくして、うたへられしに、菅丞相とはさざりぬ、其時あけやむらさきまごひたる冥臣三十餘人ならびたりしが、第二座にいたる人すこしあざわらいて、延喜の帝こそ、頗くわうりやうなれ、もし改元もあらばいかゞと申されてし也と、そうじ申てかへり給にき、御門これをきこしめして、おそれおぼしめす事かぎりなし、さて四月廿一日、菅丞相をばもこのごとく右大臣として、一階をくはへて正二位をぞおくり給ける、やがて昌泰四年の二月廿五日、宣旨をばやき捨られにけり、五月廿五日、延喜の年號をあらためて、延長となされし事は、此ゆへなり、また菅丞相の清涼殿に化現まし／＼て、龍顏にまみえ、たてまつりて、あやまたざりし事をのべ申給けると、御門おそれ給て、こしらゑ申給事もありけり、

(畫圖)

延長八年六月廿六日、清涼殿の未申のはしらの上に雷火出きて、大納言清貫卿のうへのきぬに

火つきて、ふしまろびおめげごもきえざりき、右中辨希世朝臣、かほやけてはしらのもとにたうれふし、これもとの朝臣は、ゆみをとりてむかへば、たちどころにけころされ、近衛のたゞかね、紀かねつら、ほのをにむせびて悶絶す、これ天満大自在天神の十六萬八千の眷屬のなかの、第三の使者火雷火氣毒王のしわざ也。

(畫圖)

其日毒の氣はじめて御門の御身にいりつゝ、たへがたくおはしましければ、九月廿二日、御位を第十一皇子朱雀天皇にゆづりまいらせて、九月廿九日にぞ、御年四十六にて御出家しおはしまし、まじけれごも、つひにはかなくならせおはしましにける。

(畫圖)

其比、金峯山に日藏聖人と申人、金剛藏王のおしえにて、三界六道見ぬところもなく見めぐりけり、承平四年四月十六日、しやうのいはやにこもりて、おこなひける程に、八月一日午時ばかりに秘密上乘のゆかの上に、鈴をにぎりながら、にはかに、しにいりたる事ありけり、十三日にぞよみがへりたりける、その程ゆめにもあらず、うつゝにもなくして、金剛藏王のよくだくみたる方便にて、天満大自在天神のおはします處、ならびに都卒の内院炎魔王宮地獄などを見せめぐりたりけり、地獄と都卒との依正二報苦樂のありさま、聖教にのべたるにつゆもたがふところなし、天満天神をば太政威徳天と申て、十方の往來は大王の即位の行幸のけしきにもすぐれたり、御かたちなどは申さんにつけておそれあり、侍従眷屬の異類雜形のたぐひかすえ盡すべから

ず、或は金剛力士のごとくなるあり、或は雷神鬼王夜叉羅刹のごとし、御住所宮殿は申さんも事おろかなり、極樂淨土の庄嚴のごとし、微妙のたからみちみりて、天神日藏におほせられける、我はじめには思き、ながれしなみだをたゝへて、日本國をひたしほろぼす大海となして、八十年をへて、後國土をこんりうして、我すみかどせんと思しに、普賢龍樹等の佛教をひろむる國なれば、佛法をあひするこゝろかるからず、顯密聖教のちからにて、昔の怨心十分か一はやすまりぬ、其上に往古の如來法身の大神悲願力のゆへに、名を明神にかりて、此國にみち給へるが、おのゝ智力をつくして、我をすかしなだめ給へば、巨害をばいたさざるなり、たゞし我眷屬十六萬八千の惡神等、ごころんゝにしたがひて、損害をいたすをば、我猶ごゝめがたきなり、日藏上人此事を承はりて、うやまひかしこまりて申けるやう、日本國の中には、火雷天神と稱して、たうどうおもうしまいらする事、十號の世尊のごとくなり、なんぞ惡心おはしますべきと申給しかば、太政威徳天おほせられけり、たれの人か尊重すべき、佛にならざらんかざりは、いづれのとさにかうらみをおぼするべき、但人信心ありて、我形像をあらはして、我名號をとなへて、ねんごろにいのりこふ事あるならば、我かならず感應をたれん事ひゞきのこゑにしたがふがごとし、ごそ、ちぎりしめし給けれ、日藏聖人、金剛藏王の神通の力にのりて、閻羅王界にいたり、王のつかひをあひぐして、諸大地獄をへめぐり見るに、一の地獄の中に、穢窟苦所と云所あり、それに四人の罪人あり、其かたちくろき事すみのごとし、一人はかたの上を衣をおへり、三人ははだかなり、あかき火の上をうすくまりて、うちゐるゆかもなくして、むせびかなしむ事かぎりなし、王のつかひをし

ていはく、かたをかくせる一人の罪人は延喜の御門なり、のこり三人は其臣下也、君も臣もおなじくくるしみをうく、延喜御門日藏をまねき給へば、御門冥途には罪なきをあるじとす、ひじり我をうやまふ事なかれ、我ち、寛平法王の御心をたがへまいらせ、無實によりて菅丞相をながせりしつみによりて、此地獄におちたり、なんぢ娑婆に歸りて我が王子に此苦患をたすけ給へと申へしとて、涙をながさせ給けり。

(畫圖)

日藏よみがへりて、此よしくはしく御門に申たまひたれば、種々の善根をいとなみ御訪ありけり、お、よそ國土のさいへんは、皆天神のしわざなりとぞ、藏王被仰ける。

(畫圖)

日藏上人、其後穢惡のさりなきすまひをふりすて、清淨のめでたきはちすのうでなにのぼりけり。

右依爲多年願望、而所奉彼御縁起書者也、仍所奉安置河内國野田庄惣社高松宮也、更ニ以不可出他所、從而每年兩度二月廿五日、六月廿五日可奉披之旨、衆議如此、

貞應永卅二年三月日

願主 阿闍梨 杲 盛

右筆 弘川寺曼陀羅院(梵字)

北野宮縁起下

天慶五年七月十二日、西京七條二坊に住けりししづのむすめあやこといひしものに託宣しま



し、て、我昔世にありし時、しばしば右近馬場に遊事多年、都のほとりの閑勝の地、此所にしくはなし、されども非道のつみをかぶりて、西海はるかのなみにしづむといへども、ひそかに彼所に行てあそぶときばかりぞ、すこし心なぐさむほこらをかまへて、たちよるをえしめよと、御託宣はあれども、身の程のいやしきには、ばかりて、社をもつくりまいらせ、しばのいほりのほとりにいかきをむすびて、五十年之間はあがめまいらせし程に、天曆元年六月九日ぞ、北野にはうつしたてまいりける。

(畫圖) [圖版第一五参照]

天慶九年近江國比良の宮にして、禰宜みこの良種が子のわらはの七歳なるに御託宣ありき、我もの、ぐどもはこれにきたりぬしはじめにおける也、佛舍利、玉のおびこがねづくりのたち尺の(笏さか)かみあり、老松富部とて二人の侍従あり、笏をば老松にもたせ、舍利をば富部にもたせたり、これらはつくしより我どもにきたれるもの也、此二人は甚不調のものどもぞ、こゝろゆしなせそ、我わたる左右におきたれ、老松して我いたらん所に松のたねをばまかする也、我昔大臣たりし時、夢に松身におひて、則おれぬと見えしは、ながさるべきそ、う也、我嗔恚のほむら天にみたり、もろくの鬼王は十萬五千あり、よろづの災變は皆是等がするなり、不信ならむ物をばけころし、正直ならんものをばまはらむ、皆人は賀茂八幡とのみいひて、我をばものどもせず、いづれの神々といふとも、我事をばえおしふせ給はじ、右近馬場こそ我すみかなれ、そこには松をお、すべし、たゞし此所にありし時、佛物をなん申とめたりき、天臺の燈分なんごめたる事

ありき、その懺悔のために法花三昧堂をたて、大法のほらをふくならば、いかにうれしか覽一
大事の因縁は不可思議也、後集にのせられたる離家三四月といふ詩と、又鴈足粘持疑、繁、帛、鳥
頭、點、着、懷、歸、家、この句を誦せんともがら、いかにうれしからんといひて、此わらはさめにけり、

(畫圖) (圖版第一六參照)

良種此よしの御詫宣を身にそへて、右近馬場にむかひて、朝日寺の住僧最鎮、法儀鎮世等にむか
ひて、事の子細を相談しけるあひだ、一夜の中に松おひて、數歩のはやしとぞなりにける、さて最
鎮と弘家とあやこが伴類、寺主滿増と星河の秋永と力を合、こゝろを一にしてあがめあふぎま
いらせければ、利生をかぶり繁昌をいたすともがら、まのあたりお、かりけり、天曆元年より天
德にいたるまで十四年の間、御殿をつくりあらたむる事は五ヶ度なり、天德三年己の歲、九條右
丞相屋舎をつくりまし、たから物をまいらせさせ給ける、此ゆへに、九條殿の御子孫いま、で攝
籙もたふる事なく、皇胤もつゞき給へるは、九條殿の信心のちから、天滿天神の御めぐみ也、

(畫圖)

圓融院の御時、貞元々年より天元五年にいたるまで七年の間、三度まで内裏焼亡ありけり、其時
番匠あつまりまいりて、南殿のうらいたにかなかけみがきて、次の朝にまいりて見ければ、うら
いたにすこしす、けたる所あり、あやしと思てよく、此を見ければ、ひとよの程にあざやに
かにむしの三十一字をくひつけたりけるなりけり、
つくるとも又もやけなんすがはらや

むねのいたまのあらんかぎりは

(畫圖)

一條院の御宇に、從一位左大臣の官位をばおくりたてまつり給き、彼位記詔書等勅使菅原幹正、
正曆四年八月十九日大宰府にくだりつきて、廿日末時に安樂寺にまいりて、御位記のほを案
の上におき再拜してよみあげ給しに、一の絶句の詩の化現してありしぞ、第一の不思議ともお
ぼえき、おそろしくも侍れ、

忽驚朝使排荆棘、官品高加拜感成、
雖悅仁恩覃遠窟、但着存没左遷名、

件の正文は外記の局におさめられて侍也、道風が筆跡にすこしもたがふ事なかりけり、實に弘
法大師の管丞相は我違世の身也、野道風は我順世の身なりとしめし給たるも、是等にてぞまこ
と、はおぼゆる、今度の勅答神慮猶心よからすと群議をはりて、同五年の比、正一位大政大臣の
官位をぞおくりたてまつり給ける、其度ぞ天神御心たひらぎて、一の詩をぞ詫宣させ給ける、
昨爲北闕被悲士、今作西都雪恥尸、
生恨死歡其我奈、今須望足護皇基、

この詩こそは、世人ひとたびも詠するものは、一日に七度守護せんぞ、ちかひまし／＼けること
うけ給はれ、

(畫圖)

北野の宮の繁昌村上の御よ、りとぞ承る。官位をもとめ福利をねがふたぐひ祈禱さらにたがはず新なり、無實にかゝりたるもがら、あゆみをはこび、かうべをかたぶくれば、立所に靈驗に預る。侍賢門院のきさきの宮と申けるとき、女房のきぬうせたるをあやしきさまにいはれる女房、北野のみやにこもりて、

おもいつやなき名たつ身はうかりきと

あら人神になりし昔を

とよみたりければ、其日やがてしきしまといふはした物ぬすみたりけるが、てづからいたゞきて、鳥羽院の御まへにぞくるひまはりける、

(畫圖)

治部卿通俊の子にて、世尊寺のあざり仁俊と申て、たつとき人おはしき、ある女房、鳥羽院に伴僧は女心あるよしさうけむし申たりければ、阿闍梨やすからず思て、北野にこもりて、

あはれとも神々ならばおもふらん

人こそひとのみちをたつとも

とよみたりけるとき、かの女房くれなるのはかまばかりにまへをかくして、手には錫杖をふりて、仁俊にそら事をいひつけたるむくひよと申て、くるひまいければ、院宣にて彼阿闍梨を北野よりめし、い出して、たすくべきよし仰をかぶりて、一度慈悲救みてしかば、やがてさめにけり、あざりにはうすゞみといふ御馬なんひかれたりける、

(畫圖)

仁和寺なりける阿闍梨の北野の御こし西京の旅所におはしましけるに、車にのりながらとおりけるに、其牛にはかにたうれふしてしぬ、阿闍梨かちよりにげにけり、其後病つきて三年なやみて、北野にこかくたいしやう申ていきたりける、かやうのことゞもかすへつくすべからず、八月の御祭も村上の御時ぞはじまりし、公家の御沙汰大藏省のつとめなり、神威嚴重に儀式稀代也、

(畫圖)

後三條院御時延久三年九月の比、仁和寺のいけがみに僧西念と申もの、年五十ばかりにて、北野に百日こもりて終日通夜してきせいする事ありけり、人々あやしみて無實などおひたるかと申あふ程に、九十三日と申あかつき、師匠にたのみたる住僧をよびてなく、申けり、西念はすでにとしごろの所望かなひて候、此正月に熊野那智山にまいりて百日こもりして、臨終正念往生極樂の定日いづれの日といふ事しめし給へと申侍りしに、百日と申夜の夢に、御とをひらきて七十よの老僧の、ひたいのなみきびしう頭のしもさへたる、けだかくしめしおほせられつ、なんじが申所の往生の日を、心にはからひがたし、北野宮にまいりて祈申べし、其御はからひにてあるべしと示現をかぶりて、さてかくまいりて申ほごに、このあか月しばしまごろむとおぼしきに夢かうつ、かともいどわかす、御殿よりなおしの袖ばかりいで、なんぢのぞみ申ことたやすからずといへども、往生の志ねんごろなり、來年の二月の彼岸の七日といはん朝たをこ

すべし、そのほごおもひわする事なく、阿彌陀佛にむかひて念佛申べし、いかなる人も志を思へば往生はやすけれども、臨終の時の魔えんきびしくて、とくる事かたし、我にかく申せば、かならず成就すべきなりと御示現をかうぶりてしとて、なくく出にけり、此僧つぎのさしの件日、たづねゆきて見ければ、思のごとく臨終正念にして、いきやうくんじて往生をさげてけり、

(畫圖)

白河天皇御時承保二年に、西七條にまづしきあか、ねさいくありけり、女子二人もちたりけり、十二、十四ばかりにて、母わづらひけるに、此子どもをねんごろにいとおしう思て、おとこにかゝるすくちぎり申やう、あなかしこ、此子どもありつかん程、ま、は、にみせ給などなくく申て、はかなくなりけり、おとこちぎりおきしことばをもわすれにけるにや、其年いと程もなくめをなんうけたりけり、今も昔もなさぬ中のならひにて、此ま、むすめをあながちににくみけり、四五日ものをだにもくわせ給なんして、いのちをた、むとぞしける、さすがにいたく人のけしきをも思ひしらぬ程ならねば、此事をうらめしう思て、あねおと、北野にまいりてこもりにけり、よるひる涙をながして、ねがはくば天神たすけさせ給へとうれゑ申て、うせにし母のけうやうほうおん思はせぬ程の身ならずば、いのちをめせと申ける程に、御詫宜あらたにて、まいりあひこもりたりける播磨守ありたとおどろきて、あねをよびよせてそのゆへをき、て、やがてめにしてけり、おと、をばみやづかへさせせる程に、宮うみまいらせなんどして目出度さかへて、父母のけうやうおもうさまにし侍ける、御詫宜には、まやう養の心ざしねんごろなるによ

りて、かんおうありて、我まほりさいわうべしとぞ、おほせられける、凡天神に心ざしをいたし、あゆみをはこばんともがら、はいかなるのぞみかむなしかるべきとぞ。

(畫圖)

さてはりまのかみの女になりて心のま、にさかゑて、ち、は、のけうやう思のごとくして、つゐに往生をさげてけりとなん、

(畫圖)

右依^レ爲^ニ多年願望、而所^レ奉^ニ彼御縁起書也、仍所^レ奉^ニ安置河内國野田庄惣社高松宮也、更^ニ以不可^レ出^ニ他所、從而毎年兩度二月廿五日、六月廿五日可^レ奉^ニ披^ニ之旨、衆議如^レ此

菅應永卅二年三月日
願主 阿闍梨 杲 盛
右筆 弘川寺曼陀羅院(梵字)

(句點は筆者之を付せり、尙漢詩文には解讀したりと覺しく送假名及び返點と思はるゝ朱點をうてり。通ぜざる所あれども送假名は原文の如くし、只返點は筆者他の類本によりて之を附せり)

三卷共に破損して外題を欠き殊に上卷は甚しく、且蠹蝕多くして讀み下し難き點ありたりしが、是等は多く類本を校合して僅かに解讀するを得たり。詞書の文字並に畫風よりして奥書の示す如く應永卅四年に作成せられたるものと見るべし、天地一尺一寸あり。願主誓願寺住職杲盛に就きては之を明にせず、筆者弘川寺曼陀羅院某とある弘川寺は南河内郡大字弘川に存する眞言宗の寺院にして、天智天皇の四年、役小角の草創にかゝり行基の來住、空海の留錫西行の隱棲

を傳へ、近世に入りては慈雲法師の遺跡地として名あり。葛城山脚の西に走れる溪間に位置し、古來風光の美を賞せらる。弘川寺に就きて調査したれど、曼陀羅院某とあるもの之を明にする能はざりき。而して同寺古來支院の存在を記するものなければ、或は寺僧の自稱せしものなるべきか。

詞書の文は他の北野縁起の類と大同小異にして、特に記する所なし。先存したる北野縁起を寫したるものなるべし。而して、この縁起の原となりしものは明にしえざれども、北野神社所藏の信實本と稱せらる、承久の根本縁起の詞書の存する限りに於て最も近し。上巻最初の「王城鎮守神とおほくましませご……真俗の、ぞみ思にしたがひ□たる名稱異域にきこえ」(以下略)とある中に一字を欠きたるが根本縁起にはその文字磨損して讀みがたく、他の極めて小部分を省略する外殆んど同様なり。それ以後の詞書の文は群書類神祇部所收北野縁起、同在柄天神縁起等と略同様に於て文に長短あるのみ。唯この縁起の漢詩文に送假名を附し、及び返點と覺しき朱點ありて、或は讀本となりたるやを思はしむるは特に注意すべきものなり。畫圖も亦他の縁起と撰を同じくし、各畫圖の配置在柄天神縁起のそれと同様に於て、又根本縁起を簡單にせると思はしむる點もありて、畫中主要の點のみを置きて他は多く抄略したり。頗る簡素にして全體として極めて粗なれど、一種の雅味を帯びてよく室町時代の精神を現せり。當時存したるこの種縁起を參照して書きたるものにして、まゝ、室町時代の風俗を窺ふに足るべきものあり。由來北野縁起の類はその數頗る多く北野文叢、増補考古畫譜、好古小錄等によりても二十幾種を擧げ

うべく、現存の重なるものに北野神社に四種、即ち信實本と稱せられる承久年間の根本縁起九卷、弘安本と稱せられる、もの二卷、光信本と稱せられる文龜三年のもの三卷、光起本と稱せられる寛延三年のもの三卷、應長元年の奥書ある周防國松ヶ崎社藏松崎天神縁起六卷、元應元年の奥書ある前田家所藏在柄天神縁起三卷、應永十年の奥書ある加賀國梯社藏天神縁起一卷等あり。今茲にこの菅生神社所藏の北野宮縁起三卷を添加しえたるを喜ぶ。

天神畫像一軸 横一尺三寸五分、縦三尺の絹地の中央に東帯にて笏をもてる帶劍の坐像を畫き、袍は黒色にして唐草の地紋を浮かせり。而して上部の左右に夫々菅公自讃と稱する詩一篇、和歌一首を書きたり。右方詩の讀には金泥の松と波と雲とを現はせる又左方和歌の讀には同じく梅と雲とを現はせる下繪あり、下部には菅生天神宮縁起に見ゆる宗砌紹本能阿の連歌を書けり。すべて縁起に記すると同じく只その次に

當庄惣社爲月次法樂本尊奉寄附也

享德三年五月廿五日 紹本

と見えたり。これによれば月次法樂の際本尊として掲げられたるもの、如し。畫面剝落甚しく鮮明を欠くと雖も享徳頃の作たるは疑なし、而して當社には尙徳川中期頃の模本を藏す、圖版第一七に掲げたるは即ちその模本なり。

菅生天神宮縁起二卷 この縁起は天地一尺二寸二分ありて、上卷末式部大輔菅原忠長の奥書の示す如く延寶八年社僧金剛院賢海の奔走によりて成就したるものにて縁起の詞書の作者は

社僧賢海筆者は大乗院門主梅園三品にして畫圖は狩野永納の筆にかゝる、狩野永納の畫く所なること又下巻最後の畫圖の落款によりても明なり。而して既にこれより先縁起の存在したりしが中比之が焼失したるによりこの靈地の縁起の絶えなん事を恐れて作成したることを記せり。詞書の文縁起の習として附會の記事ありと雖も、當地方の風物を多く取り入れたるは珍重すべし。畫圖の筆者狩野永納は既に人の普く知れるが如く、狩野派に於ける有数の人物なり。狩野山雪の長男に生れ初め畫法を父に學びたるも後狩野安信に就きて其の奥旨を極め父山雪の風を捨て、狩野の正風によりて遂に一家を成すに至れり。一陽齋、梅岳、山靜居翁等と號し伯受、縫殿助はその字なり。彼の畫は父山雪に及ばず上乘のものと稱すべきにあらねども彼の文藻を好み博學畫の鑒識に至つては當代に於ける第一の人物なり。曾て本朝畫史を著はして世に喧傳せられたり、本朝畫人の傳あるは實に此を以て嚆矢とすべく、後の類書の此書に負ふ所頗る多く鑑定家の又據りて以て證とする所なり、彼は元祿十年三月七日六十七歳を以て歿し泉涌寺に葬らる。この縁起の畫は彼の大作の一なるべく、蓋し永納に關する好研究資料を提供するものなるを信す。

〔外題〕〔菅生天神宮縁起上〕

河内國丹南郡野田庄菅生宮並高松山天門寺縁起

夫神は神たり、明は明たり、測らざるを神といひ、曇りなきを明といふ、人の心の邪正を鑑み給ふ事明らかなる鏡の能よしあしの顔をうつすがごとし、其儀はかるべからず是を神明と申奉る。

邇は、我朝は神明擁護の國として佛法流布の地なり、これすなはち諸佛菩薩大悲の願力を以て我朝の衆生濟度のために八百萬の神と現れ給へる事、かの三聖を遣して震旦を化し給ふがごとくなるしるしなるべし、故に身に影の從ふがごとくにして、人の守りとなり、もろくの願ひを滿給ふ、誠に神明の恩徳高くして極りなく、佛陀の慈悲深くしてはかりがたし、其恩徳、其慈悲何れの神明、いづれの佛體も勝劣有るべからずといへ共、殊に靈驗はなはだあらたにして、利生類ひなきは、天滿大自在天神救世觀自在菩薩にてぞまし、ける、つらく、其由來を尋ね奉れば、此所にいにしへより小堂あり、高松山天門寺と名く、十一面觀音の靈儀を安置せり、然るに承和十二の春、此堂前の澤の菅の中より、容顏美麗なる兒忽然として化現し、光をはなちて飛去、菅相公是善卿の南庭の梅の樹の下に降りて、すなはち相公の親とし終に菅丞相と成給へり、是た本地十一面觀音自在菩薩宰官身を以て得度すべきもの、ために假に人間にあとたれ給ひて菅丞相と現れしつらく、鹽梅の賢臣と成て國の政道をおこなひ、上一人をうやまひ、下萬民をあはれびたまひ、終に天滿大自在天神の神號を立て、國家の守護神と成人間の願ひを滿しめたまへる也、是しかながら救世觀世音〔菩薩〕の大悲願力の止事あたはざる謂れにあらすや、凡其御在世滅後の靈威は、國史並に諸社の神傳に明らかに記せり、事繁きがゆへに具にしるす事あたはず、信仰の人々は拜見有べし。

(畫圖)

抑當社勸請の濫觴は、佞人の讒言によりて無實の罪を蒙りたまひ、御憤り深くして祟りを成た

まふがゆへに、神慮御宥めのために國々に勅して勸請せしめたまひし時、最初化現の地なるを以て、殊に宮居を嚴りつゝ、勸請し奉り、菅生宮と名け、野田の里人舉つて氏神とぞ崇め奉りける。菅の中より化現して菅原を姓としたまへる事、誠に淺からざる因縁なるをや。

(畫圖)

慇懃に尊重せば、我かならず擁護せむと宣ふ、御ちかひ空しからず、此里この御神を氏神として敬ひ奉りしより、穀みのり里さかゝて民の竈賑ひにけり、有がたきかな、和光同塵の物を利益したまふ事、貴賤を選ばず、道俗をいはす、誠心に敬ひをいたすものは、願ひとしてみたと云事なし。

(畫圖)

是によりて人の敬ひ殊に深く、神の徳ますく、新にして、年ごとに、八月の初めの十日には、神事祭禮はなはだ嚴か也、丹の瑞籬影を御手洗の池水にうつし、玉の寶瑩光りを福井野の廣庭に耀かせり、其御幸の路、狭山池の流れを、諄て凡十町ばかりがほご、清き砂を敷て穢れ有ものを通さず、御社の東南、菅生の澤のほとりに、別に御幸の門を構へたり、中途にして地を點じて寶蓋をすへ、神酒を進め奉る、幣の木の芝といふ、其邊りにまた袴着の芝といふあり、錦部の郡市村の里人、例に任せて、駕輿丁の役に來りける時、裝束せる所なり。

(畫圖) (圖版第一八参照)

其玉御還御の儀式夥しく賑はし、宮人は幣櫛を撃げて拜殿に伺候し、社僧は梵唄を唱へて大床

に列座す、巫祝乙女は神樂を奏し、御湯をすゝめ、猿樂田樂は舞の袖を翻へし、藝術を盡して神慮を慰め、人の敬ひをぞ催しける。

(畫圖) (圖版第一九参照)

菅生宮は天滿大自在天神の出現したまふ靈地なり、往昔しるしおける縁起中比熾失せり、爰に延寶八季の夏の比、社僧金剛院賢海、縁起の絶なんことを歎き、古今の神徳つたふる事を集録して縁起の筆者をもとむ、祖神のおほん事珍重すべきこと幸にあらずや、大乘院門主梅園三品兩筆、畫圖は狩野永納なり、社頭繁榮長久を願ものなり。

延寶八年仲夏吉旦

式部 太輔 菅 (忠長カ) (花押)

〔外題〕 菅生天神宮縁起 下

爰に中比社僧有けり、つらく當社の始を考ふるに、此御神松を愛したまへるに幸に高松山と云、天神の尊號を立給へるに幸に天門寺といへる事、是此所の菅の中より化現したまふべき兆し成べしと渴仰いやましの餘、普く諸人をすゝめて御本地堂を改め造り、大に本地の佛光を耀し垂跡の神威をぞ増奉りける。

(畫圖)

又彼日藏上人の冥途に行つゝ、菅丞相に逢たまひしは、金峯山藏王權現の神力によりてなれば、宜く勸請し奉るべしとて、菅生の村の東に地を求て勸請し奉り、また其本地佛堂を建立せられ

にけり、

(畫圖)

此御神、天に有ては日月の本主、地に降ては天照大神と御一躰なれば、一の鳥居の四五町ばかり行て土を改め、御社を造りて内外の二神の鎮座とせり、國中の人々悦び合て參宮し奉るもの群集せり、

(畫圖)

凡詩歌の道に心有ものは、殊此御神を祖として崇め敬へり、後花園院の御宇、連歌の宗匠宗砌、紹本能阿の人々、常に當社に歩みを運び、月次法樂の連歌の會懈ることなし、享徳三年五月廿五日會席事終て後紹本年比貴みて秘め置る菅丞相自書自贊の御影の下に、三物を書付て寄附せり、贊は七言四句の詩一篇、三十一字の歌一首なり、

莫發桂芳半旦圓、 三千世界一廻天、

天廻玄鑿雲將霽、 唯是西行不左遷、

與比乃間也美屋古濃空爾須彌徒良舞

已々路津久志農安里阿造能都喜

三物は河内野田菅生の宮を入れて悦び連ねたり、

長くもれ野田のさなへのするの秋

みぎはの菅生茂るもどつ葉

宗砌
紹本

夏河の内をしづけみ鳥おりて

能阿

(畫圖)

彼紹本寄附の御影に或時神酒をす、めたれば忽に御顔ばせに酔の色あらはれけり、廻は木石も敬ひ拜めば、をのづから靈有といへども、畫像の目の前に酔の色をあらはせる事、誠に自畫の奇特と覺えていと貴し、

(畫圖)

いつの代か失火の難ありて堂社盡く焼ぬ、寶藏にもまた火かゝりて、おほくの御寶物も焼けられ、彼自畫の御影のみ、外の箱ばかり焼て内の繪はやけず、火中に歴然として残りけり、有がたきかな、普門品に火不能焼と説、又火抗變成池とのべたまふ、佛言頼みあり、神徳欽むべきをや、

(畫圖)

(圖版第一九參照)

近き比里人あやまりて袴着の芝をすきかへし、田とせんとするに、俄に目くらみ氣たえて、鋤鍬を捨て倒れぬ、人相集て神の御とがめとおもひ、いろくの立願などして漸く氣付にけり、時にとりては海も山となり、山も海と成事、常のならひなれば、謂れある古きあともすかれて田と成こと、其類ひを出じといへども、この御神殊にあらたなるゆへにや、かゝる不思議の事どもは誠に稀代の事也、

(畫圖)

夫神佛は人の敬ふによりて威をまし、人は神佛の惡みによりて願ひをみつ、貴も賤も人として

願ひなきはなし其願ひ満つるによりて種々の苦み有ねがひみつれば安樂也安樂なれば人の心をのづから淳なり淳なれば則國治り民康し抑善根の種植がたく菩提の菓結びがたきは國みだれたみくるしむがゆへ也運は佛神の御悦びは國治り民康きにしくはなし千の秋萬の歳までも行末長く守りましませと祈り奉る再拜再拜

(畫圖) (圖版第一九參照)

(この畫圖には延寶八年庚申八月廿八日

狩野縫殿助永納筆(印)とあり)

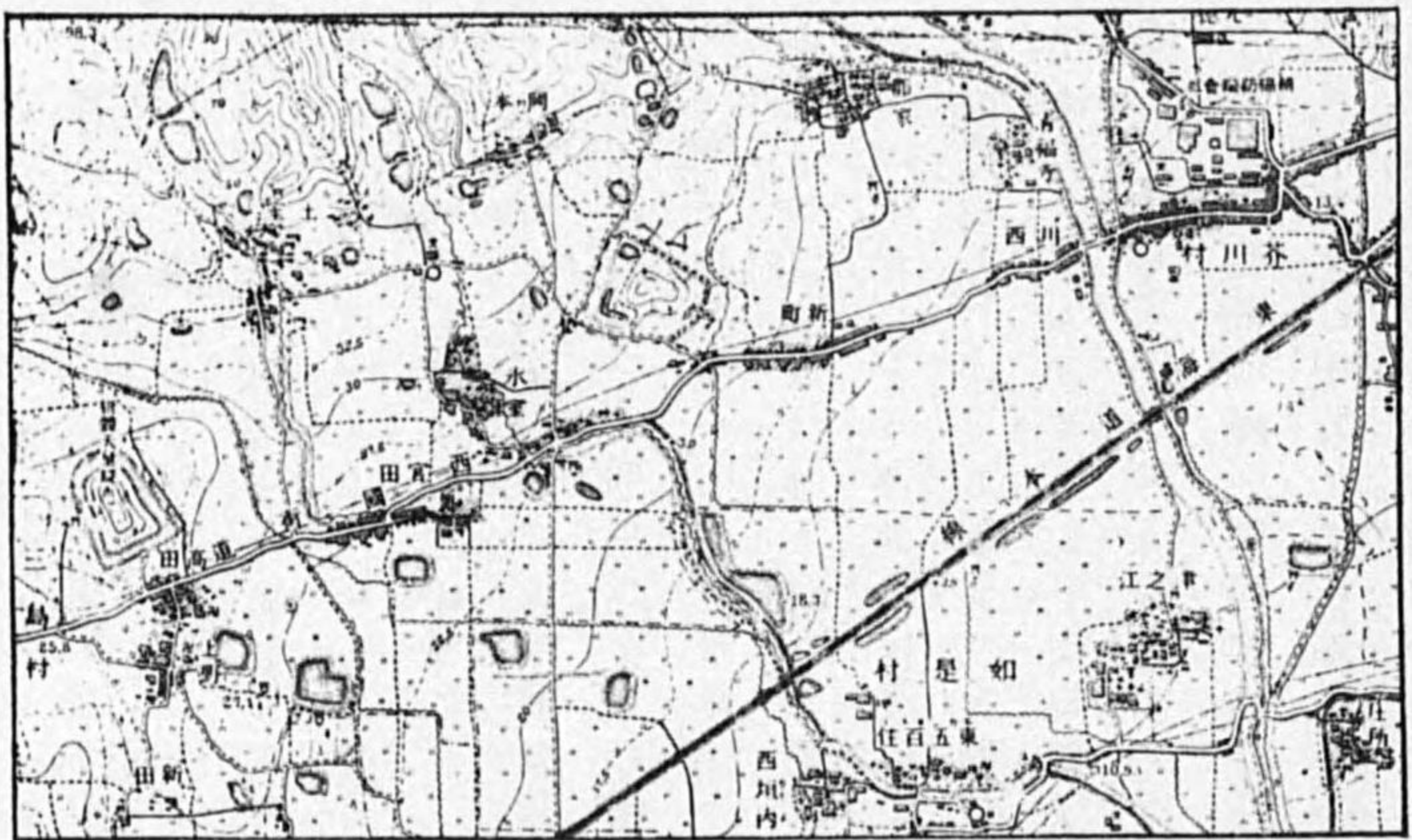
(岸本囑託稿)

三 島 郡

第四 今 城 塚

〔圖版第二〇—第二一〕

今城塚は三島郡芥川村字郡家にあり。呼びてイマシロといふ近時一部の人よりイマキと呼ばれ今木今來の文字をさへ宛つることあれどもこれ全く誤にして郷人は決してイマキとは呼ばず明にイマシロを以て之を呼べり。墳は西北方に面したる二重濠の前方後圓式のものなり。梅原末治氏は之を踏査して其結果を左の如く發表せり。



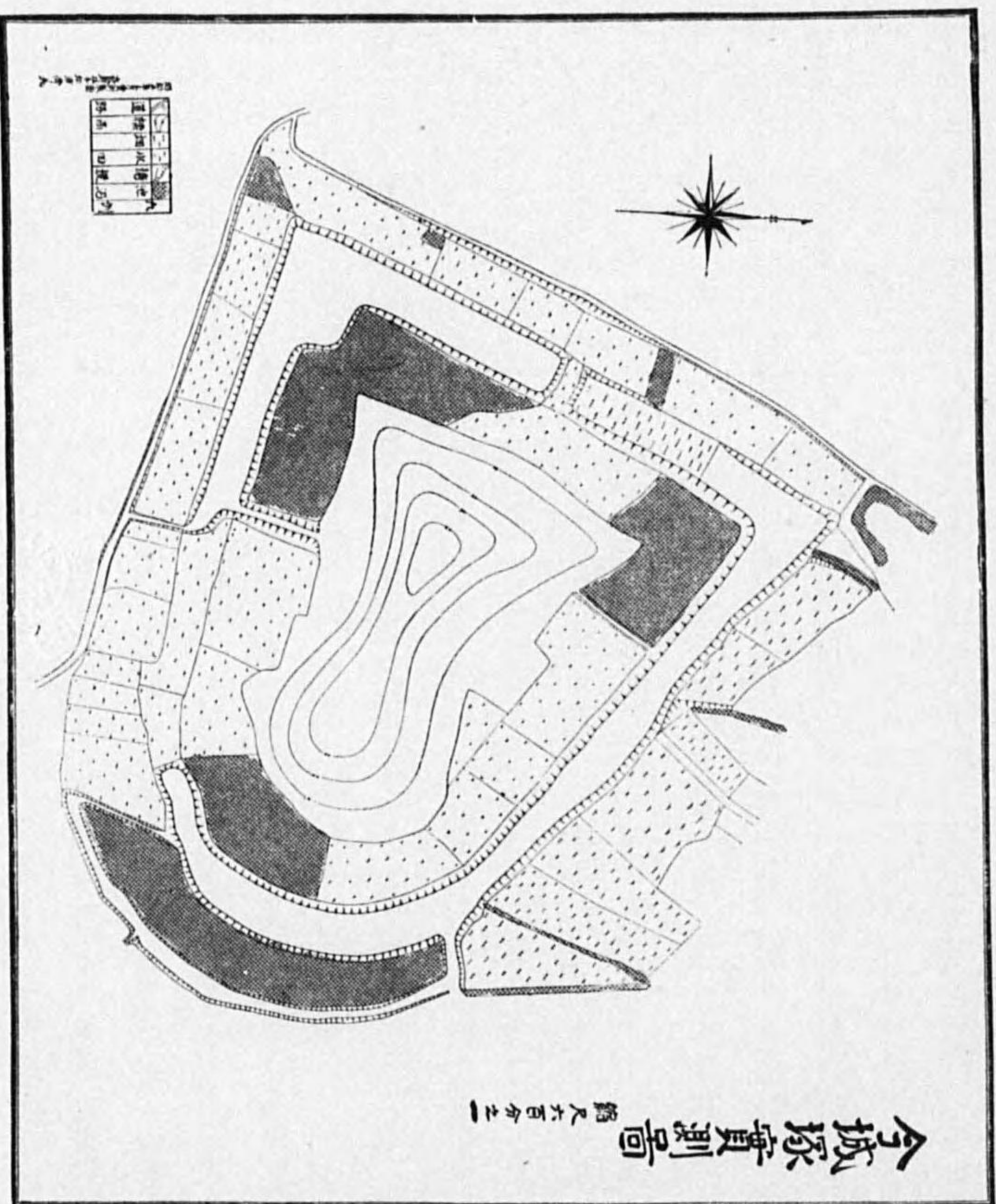
圖地近附塚城今圖七十第

此塚大瓢形墳にして西西北面し墳丘の前後の長さ約三町前方の幅約八十間後圓徑一町半あるべく其高さ四十尺内外に及ぶべし。封土の周圍に濠あり其幅三十間もあるべく濠を繞りて幅十數間の中堤あり。更に其外側に幅二十間位の濠あり。即ち即ち二重濠の制なり。

前方部は掘返されて其原形を破壊さるゝも後圓部は然らず。其頂上と思はるゝ處にニヶ所少しく掘り下げたる痕蹟あるも未だ全部を發掘したりとは思はれず。全山凡て松林にして濠の一部は灌漑用として二三の池を残す外大部分は埋め立て、田となれり。然れども其迹をたゞれば容易に復原して破壊以前の狀態を想像することを得べし。周圍に陪塚數個あり。東にあるものを掛塚とし南にあるものを神與塚とし之より西北に亘りて氷室塚前塚狐塚あり。掛塚は早く破壊されて全部田圃となり唯其名を地字として存するのみ。神與塚は僅かに土饅頭を存し其前に何處

より齎したるか近頃組合石棺の一部を据え齒神と稱して之を祀れり。氷室塚は阿武野村字氷室に屬するを以て名けたるものにして、數十本の松樹鬱蒼として枝を交へ稱して氷室の跡なりといへり。然れどもこれ其名によりて起れる傳説にして、その今城塚の陪塚たることは明なりとす。大正十一年迄官有地なりしに今は拂下げて民有地となれり。前塚は同じく阿武野村字岡本に屬し陪塚中尤も大なるものなりしが製瓦の材料として漸次破壊せられ殆んど其原形を失ひ、今は鐵骨電柱の基壇となれり。この陪塚の上に凝灰岩よりなれる一小石棺あり。これに關する調査は大正元年考古學雜誌第三卷第四號に梅原末治氏の詳細なる調査報告あり。

蓋は印籠蓋にして蒲鉾形をなし幅二尺二寸、高約一尺、石の厚中央に於て六寸一分、兩端に於て三寸五分あり、今四個の破片となりあり、加ふるに其端の一個は如何になりたるか附近に存在せざれば、全長は知り難きも推測するに六尺六七寸内外なりしならん、表面の前後兩端即ち把手の附着しをる部分には是に對して三角形の沈彫文様あり、把手は長三寸五分、徑五寸八分の圓形のものにして津堂の大石棺の如くクビレ部を有せり、唯其の端の裝飾等に至りては、多年風雨に曝されありし事とて破損甚しく何ものをも認め得ざるを憾む。内面には前後の兩端より四五寸位の所に、幅四寸内外、深一寸内外の凹所あり、以て側壁と接合せるを見る。左右の兩側壁は高一尺四寸五分、長六尺五寸三分、石の厚さ五寸五分内外あり、各前後に二個の把手を有す、これ又クビレ部ある楕圓形をなし、長徑八寸乃至九寸、短徑三寸五分内外、長さ二寸五分乃至三寸あり、内面には上下より二寸一分、左右の壁より二寸五分位の距りにて、短形の沈



今城塚實測圖 圖八十八第

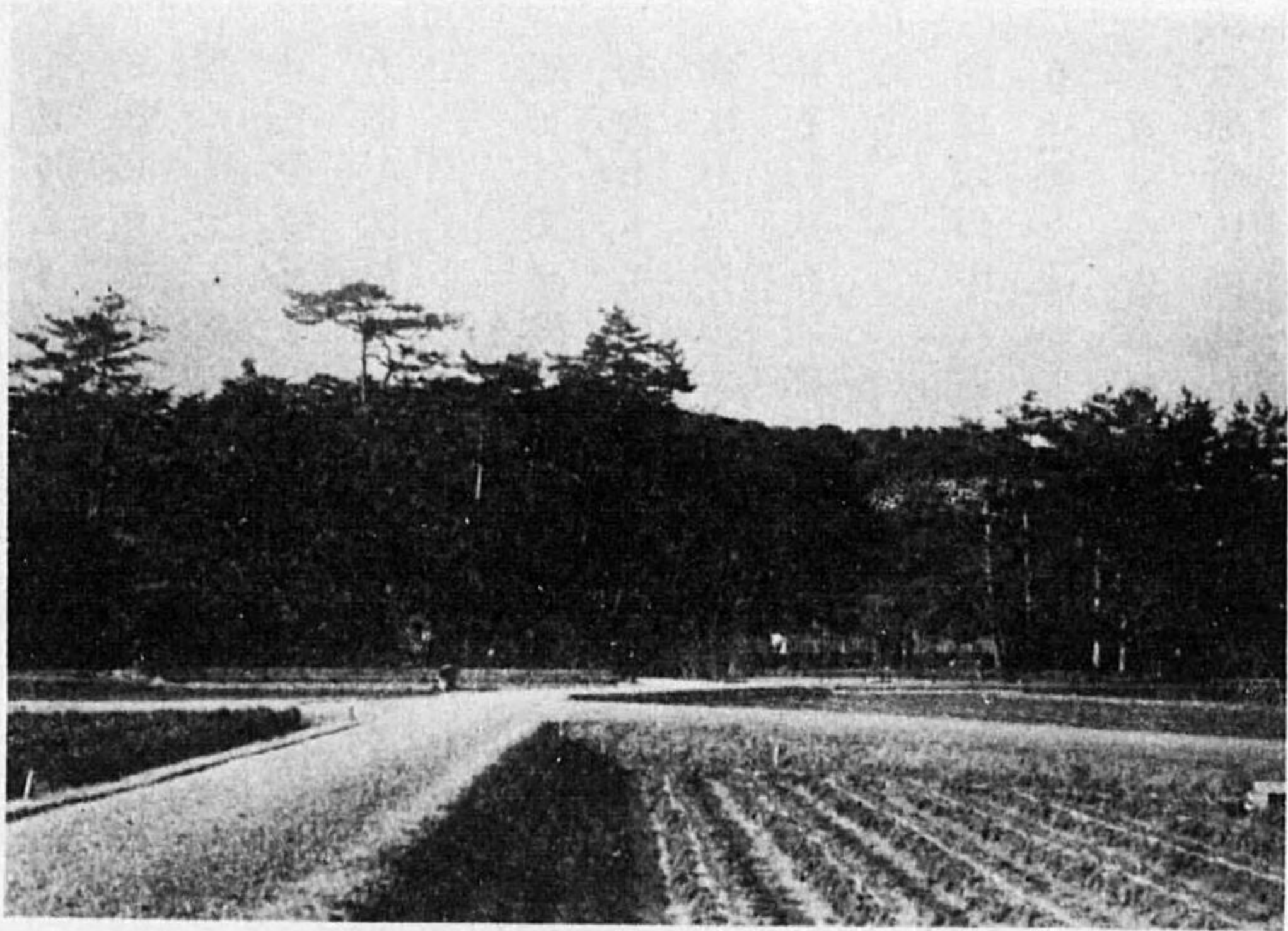
彫あり、又此壁と前後の壁との相接する所には善く接合せしむる様なる精巧を極めたる凹所を造りあり。

前後の兩側壁は幅一尺三寸八分、高中央に於て一尺六寸端に於て一尺三寸四分を算し、共に外側には上より二寸八分、横より四寸八分の位置に、津堂の大石棺の西側壁に於て見る如き縦二寸五分、横三寸四分内外の小突起あり、内面には左右の側壁と同じく縦横各一尺一寸内外の正方形の沈彫あり、此壁の端は蓋及左右の壁と異なり、皆凸形をなして以て他の壁に接合せるを見る。

底石は又蒲鉾形をなし、幅一尺八寸五分、厚さ中央に於て四寸二分、内面は左右兩端に各八分の面取ありて兩側室に接せり、此底面にも其形状より推せば把手狀の突起ありしらしきも、今一端は心なき野人の爲に破壊せられ、他端は土中に埋もれありて詳細に調査する事を得ざりき。この石棺は今同郡茨木中學校に在り。狐塚は田圃の中に僅に其跡を存し、二三の樹木其上に繁茂せり。

今城塚の中に嘗て壘一枚大の巨石あり。夜泣石といふ。高槻藩主永井侯探つて城中に移したるに、夜々泣いて舊地に復歸せんことを訴ふ。故に再び塚内に移されたりといふ俗説を傳へり。近頃迄前方部の一隅に横はりしが、今は同地方某氏の家に移されたり。某氏の家は其已後主人非命に倒れしことありて、村人中には之を石の祟なりと稱するものあり。

三島郡は舊島上島下二郡の併合せるものにて、舊島上郡には服部連の墓と稱する古墳のある



圖九十第 繼體天皇御陵

服部村字塚脇を始め、阿武野村字塚原等多數の古墳あれども、其の規模の大なること、この今城塚に及ぶものなし。かゝる大古墳が果して何人の墳墓なるか。こゝは大に注意を拂ふべきことなれども、吾輩寡聞僅かに二つの評説を耳にするのみ。即ち一は繼體天皇の皇后手白香皇女の墓とするもの、一は同天皇藍野陵となすものなり。前者は西宮神社祠官吉井良秀氏の説にして、芥川村の隣村清水村字真上は石川年足墓誌によりて所謂白髪部なれば、之によりて名づけられたる繼體天皇の皇后手白香媛の御墓なるべし、而して是迄手白髪皇女の御墓と考へられたる大和國山邊郡衾田墓は同名異人たる市邊押磐皇子の妃、即ち顯宗仁賢二天皇の御母のそれなるべしといへり。されど藍野陵とこの今城塚とを比較して其形式規模を對照すれば、其廣さに於て今城塚が稍優れたるのみならず、其形式に於ても彼は單濠なるに此は

二重濠の堂々たるものなり。故に相接近せる地に於て天皇陵よりも其皇后陵の方を立派に造營したりしといふことは解し難きことにして特に相當の理由が説明さるゝに非んば、未だ容易に此説には首肯し難く、且つ又衾田墓が播磨風土記によりて顯宗仁賢二天皇の御母と其名と同うすとすも、延喜式には明に手白香皇女とある以上、手白髪命が果して皇女といひ得る方なりやを吟味せざる可からず。第二の説は木村一郎、梅原末治等の諸氏によりて稱へられたるものにして、この説こそ吾人と其軌を同うするものといふべし。されど其論據甚だ薄弱にして未だ以て十分なる斷定を之に向つて下す能はざるものあり。木村氏は單に延喜式により三島藍野陵は必ず島上郡内にあらざる可からず。而も現在の藍野陵は舊島下郡に屬するを以て、この島上郡内の大古墳こそ當しく之に擬すべきものなりといへり。梅原氏は谷井濟一氏と共に委しく此地を踏査し、

扶桑略記には高さ三丈方三町と見ゆ、陵が方三町の兆域より成るの點よりいへば、兩者現藍野陵と今城塚とを指す相伯仲の間にあるも濠を除けば、茶白山の方少しく小なり。高に至りては今城塚の方扶桑略記の記事に近く、之に反して茶白山は四段に築かれ殆んど二倍の高さを有するには如何かと思はる。

といへり。是れ木村氏の説に、更に實測的研究を加へ、一段の進歩を見るものなりと雖ども、唯陵高の如何が扶桑略記の記事に近しとのみにては、未だ以て之に斷定を與ふべき有力なる説とすに足らざるなり。

余久しく此地方に在り、夙に藍野陵の疑問を解決せんと志したりしが、偶郡内の條里遺制を調査せし結果、島上、島下兩郡の境界が古代に於て如何なりしかを明にし、この境界によりて、年來の疑問を解決する資料を得たるを悦び、從て今城塚の忽諸に付す可からざるを感じ、大正四年以來當府に上申すること兩度、宮内省に上申すること一度、屢調査會の議題に上り、保存の計畫漸くならんとし、而も實現に至らず、以て今日に及べり。今や將に史蹟指定地とならんとする議あるに際し、顛末を發表して大方の是正を請はんとするものなり。(昭和五年一月二十日史蹟トシテ假指定セラル、編者)

繼體天皇三島藍野陵は延喜式に、
三島藍野陵 磐余玉穗宮御宇繼體天皇在攝津島上郡兆城東西三町南北三町守戸五畑
とありて、延喜時代には明に攝津國島上郡内に在りしなり。諸陵雜事註文には

一 攝津島上郡(傍書)繼體天皇
四節供 三五七索餅
九各菓子十五合

子細同前(七索餅)

十二月餅百枚檢註收(假飯米云々)

水鳥二羽 鯛二隻 炭十籠 毎年檢註也仍註收(假カ米段別二升餅十枚 所當依檢註之間無一定之員數 下司一人 給田一町下司初任々料上絹一匹四丈子細同前見參料六丈布二段 上寮頭每拜任見參料同)

とありて、四時の祭祀嚴然として行はれ、其供御の規定まで明瞭に記述されたりしに、終に其所在を失はるゝに至りしなり。郡内三ヶ牧村字柱本興樂寺に、元祿十年永井豊熊の文案あり。其中

に

一、繼體 攝津國島上郡三島藍野ニ葬ル島上島下兩郡豊熊知行所之分御廟所御尋被成候詮議
仕候得共繼體天皇之御廟ト申傳候所無御座候事

(中略)

一、唐崎西面柱本三島江右四ヶ村近古ハ三島ト申候得共唯今ハ三ヶ牧ト申候藍野ト申字之義
ハ無御座候事

とあり、之によれば元祿度御陵調査の際には藍野陵が不明なりし爲、その搜索を高槻藩に命じたるものなり。永井豊熊は永井直遠のことにして、高槻藩永井家五代の主なり。文意によれば三島の名によりて専ら三島江方面を搜索したるもの、如きも、同郡富田町小方某氏所藏文書中に、
陵之御尋元祿十丑年十月繼體天皇陵御尋之御差紙十二月九日來

といふ記事あるを見れば郡内遍く搜索の手を擴げ、其所在を明にすることに努めたるもの、如し。然れども其結果は徒勞にして全く不明に了りしものなり。現在の藍野陵は享保十七年に御治定になりしものにて、國書刊行會の解題によれば諸陵雜事註文の註記は正治年間のおしなれば鎌倉以後に不明となりし以來此時まで久しく放棄されたるものなり、この享保御治定の理由は如何なりけん、全く之を知るによしなしと雖も、思ふに茶臼山が一に池上陵と稱したりしに、よれるもの、如し。西國街道に沿ひ最も見易き位置にあり、且つ其管轄が明に島上郡なるに拘らず、今城塚をすて、何故に島下郡なる茶臼山に定め、以て延喜式の明文に矛盾する結果を來し

疑義を百世に残すに至らしめしや。蓋し茶白山は其呼稱よりしてこれが古墳たることは明なるも、今城塚は其名稱に於ても其傳説に於ても、單に城跡としてのみ考へ、古墳としては全然之を考慮に入れざりし故なるべし。芥川村誌に、

今城といふ。いづれより起るか知らず。永祿年間松永久秀の築く所にして三好長慶原山支城なりと。或は曰く細川六郎の據る所なり。

と記して今城に關する傳説を擧げたる記事は、古來之に對して古墳としての考への少しもなかりしことを表はすものなり。芥川村下村某氏所藏にかゝる貞享元年の「攝津島上郡郡家領内境目田地之高辻山林用水之證文并寺社古跡之集覺」なるものにも、今城塚は山の部に於て取扱ひ呼て今城山といひ其濠濠を今城池といへり。これ又元祿前後に於ける郷人の之に對する考への如何なりしかを知る一資料なり。而も戰國時代に三好長慶等が隨時之を支城として使用したりしことが其名稱の起原をなし、イマキと呼ばずしてイマシロと稱することが其呼稱の平安以前のものに非ざることを示すものと知るべし。

かゝる事情の下に決定されたる藍野陵は到底延喜式と矛盾を免れざれば、こゝに百世の疑義を残し、識者の間に永く論議を繰返さしむるに至りしこそ遺憾の至なれ。本居宣長は

島上は島下の寫し誤りなるか、但し安威は上下兩郡の境近ければ此陵は古は上郡なりしにや、今は下郡なり。

といはれたり。されど既記諸陵雜事註文には明に

一攝津國島上郡(傍書)繼體天皇

とあれば其所在の島上郡たること少しも疑を容るべきにはあらざるなり。松下見林は前皇陵廟記に

今在島上島下郡堺太田村俗云池上陵亦茶白山

と記せども、甚だ不徹底なる態度にして、寧ろ窮餘の詭辯に過ぎざるべし。喜田貞吉博士は「皇陵」に

繼體天皇の攝津三島藍野陵島上郡にあり、兆域方三町此地東西に相對して、ほぼ同規模の兩瓢形墳あり。東なるは今城塚と稱し、二重濠あり、島上郡に屬し、西なるは茶白山と稱し、單濠を繞らし島下郡に屬す。兩郡の境界古今變遷あるか。延喜式内島下郡太田神社茶白山の西畔にあり。此社の位置古より移動なかりしものとすれば茶白山は延喜の頃より既に島下郡の域たりしに近きか。

と記し、重きを島上島下兩郡の境界移動に置き、之によりて最後の斷案を得べきものなることを漏せり。

島上島下兩郡に涉る條里の調査は、この境界を明にする上に於て最も有力なる資料なれども、茲に之を記述することは、餘りに多岐に亘るを以て、しばらく之を歴史地第五十四卷第三號の拙文に譲ることゝなせり。さればこゝに其結論のみを擧れば、兩郡の境界は古來甚しき移動なく、略後世のものに近く、其の移動ありしと思はるゝ、部分も、後世の境界線より東にありしものが、寧

る西に向つて移動し來りしものにして、島下郡が東方に島上郡に喰入りこそすれ、決して島上郡が島下郡に喰入しことはあらざりしなり。

かくの如く藍野陵が一時其所在を失ひ、現在のものは島上郡の所屬にあらず、延喜式は明に之が島上郡にあるべきことを示し、而も島上郡にこの堂々たる大古墳のある以上、之を繼體天皇三島藍野陵に擬するについて、何の不可か之あらん。況んや攝陽群談には

此山の廻り美者差者と稱する田圃あり陵を誤れるか

と述べ、今も今城塚の東方陪塚掛塚の字に接して字ミシヤザキと稱するものあるをや。論者あり。曰く郡の所屬に關してはさることながら繼體天皇の御陵は名けて三島藍野陵といふにあらずや、而して藍野の名は必ずや安威郷より起りしもの、其安威郷は今現に安威村として舊島下郡に存在するを如何にせん。然り然れども藍野の名は何ぞ、それ安威郷にのみ限らん。古代にありては北攝一帶藍の産地として名を負ひ、從て藍原又は藍野を以て呼びしものなるべし。そは日本書紀雄略天皇九年に凡河内直香賜が不義のことあり、之を罰せん爲め、搜索して遂に於三島郡藍原執而斬焉

とあるによりて明なりとす。されば陵の名はこの藍野原にあるの故に名付けられたるものにして安威郷より起りしにはあらず。されば安威村より距たりたりとて何等不條理を見出さざるなり。

此の如く、藍野陵を今城塚に擬するとせば、之と匹敵するこの堂々たる現御陵は、そも何人のも



社 神 九 女 圖 十 二 第

のなりや。これ當然考慮に置かざるべからざる一問題なり。これにつき余は之を繼體天皇の元妃目子媛の陵に擬するものなり。天皇は一后八妃あり。皇后は仁賢天皇の皇女手白香姫といひ、八妃中の元妃は即ち目子媛にして、一に目子郎女、又は色部といふ。尾張連草香の女にして皇子二人、一は安閑天皇にして一は宣化天皇なり。藍野陵を南に距ること約二町女九神社といふものあり。兆域約二反、以前は巨大なる松樹繁茂して一大森林をなしたりしが、明治八年東海道鐵道敷設の時其大なるものを悉く採伐し去りたりといふ。之を俗稱してメリ又はメコ、ノツといへり。此の呼稱が何ぞこの元妃目子媛の名に相似するや。其祭神は明ならず。攝津名所圖繪に此神社を記して

繼體天皇崩じ給ふ時十二の妃の内九人殉死せられしを陵の傍に葬り、こゝに祭るとぞ其證不

詳

といへり。もとより取るに足らざる俗傳なれども、其繼體天皇の皇妃に關するといふ點については、大に參考に値すといはざるべからず。大阪府志に藍野陵の北方約二町、今は陪塚に編入されたる二子山を一に女九塚と稱することを記せり。彼といひ、此といひ、前後に御陵を挾んで共に皇妃に關する傳説を有することは、此問題を解決するに最も興味あること、云はざるべからず。大正九年井上正雄氏が大阪府全志を編纂する、時氏の希望に従ひ、今城に關する一編を寄せたり。載せて同書芥川町郡家條下に在り。

繼體天皇崩御後僅かに五年にして崩せられし安閑天皇の陵は、日本紀に「葬天皇河内舊市高屋丘陵以皇后春日山田皇女及天皇妹神前皇女合葬于是陵」と記し、其後五年にして崩せられし宣化天皇の陵も、日本紀に「葬天皇于大倭國身狹桃花鳥阪上陵以皇后橘皇女及孀子合葬于是陵」とあれば、當時合葬の風行はれたものであつて、繼體天皇紀引用の百濟本記に「日本天皇及太子皇子俱崩葬」とある文は、安閑宣化紀の文と對映して頗る研究の必要あるものではあるまいか。而して合葬といふも實は陵寢を同うせられたにあらずして二陵相接して造られたる意味にや、延喜式には

古市高屋丘陵

勾金橋宮御宇安閑天皇
在河内國古市郡云々

古市高屋墓

春日山田皇女
在河内國古市郡云々

と出てある。之から推して繼體天皇の陵に接して目子媛の陵のあることは決して怪しむに

は足らぬのである。但し天皇には皇后手白髮皇女があるが、之は式に「衾田墓手白髮皇女在
大和國山邊郡」と出てある。そこで何故に皇后陵を大和に造り目子媛の陵を天皇陵と並置したるやと考ふるに、天皇には一后八妃ありて皇后は欽明天皇を生み給ひ、元妃目子媛は安閑宣化二天皇を生み給ふた。併し皇后は天皇即位の年に立てられたものなれば、目子媛の入内は遙に其以前であらねばならぬ。何となれば安閑天皇は在位二年御年七十歳にして崩せられしかば、其御出生は當に雄略天皇の十年なるべく、宣化天皇は在位四年御年七十三にして崩せられしかば、其御出生は同じく十一年である。故に繼體天皇の崩年八十二歳より推すときは安閑天皇は十七歳の御時、宣化天皇は翌十八歳の御時の皇子である。目子媛の御年は不明なるも、假りに安閑天皇御出生を其十五歳の御時とすれば、天皇に比して僅に二歳の相違なれば、兩者御年齢に於て殆んど御同年に近い。然るに皇后の方は御子欽明天皇が御年六十三歳を以て崩せられしより推す時は其御出生は繼體天皇即位三年即ち天皇の御年六十歳の御時の皇子であれば、當時皇后の御年齢目子媛に比して甚だ若かりしことは疑ひない所である。故に目子媛は皇后よりも先に崩せられ、而も其崩御が天皇と相前後したものであつたらうし、且つ安閑宣化二天皇の御生母たる關係上、當時の風に從ひ、二陵相並べて造作せられ、更に其規模の宏大なる所以ではなからうか。

これ單に繼體天皇紀のみによりて立てたる説に過ぎず、繼體天皇紀には天皇の寶算古事記に比して甚しき相違あり、紀の編者自身が當時既に天皇御在位年數の決定に迷ひ、百濟本紀爲文とさ

へいへる位なれば、單に之のみによれる説には甚しき弱點を有すれども、元妃日子媛は皇后より先に入内されしこと、其御腹に安閑宣化の二天皇の御出生ありしこと、安閑宣化の二天皇が共に同一地方に皇后陵をもち給ふことは事實なれば、安閑宣化二天皇が其御生母の陵を父天皇と同一地方に併置されしものなりと考ふることは敢て不當にはあらざるべし。

最近喜田貞吉博士は歴史地理第五十二卷第一號に於て、繼體天皇以下三天皇皇位繼承に關する疑問なる論文を發表し其内に日子媛の陵のことに言及せられたり。今抄出して参考に供す。繼體天皇以下三天皇の皇位繼承に關する容易に解し難き諸問題は、たゞ兩朝重複して存在したとの假定の下にのみ始めて合理的に説明せらるべきものである。(中略)茲に之を論じた因みに更に其陵墓に就いて一考するに稍之を裏書するかの感をなさしむるものがないでもない。(中略)繼體、欽明と安閑、宣化との間に、規模其他に於て著しい差があり、假りに兩朝の重複存在の事實を信ずるとすれば、其の兩朝間の勢力に大なる逕底があつたことが認められて、ほゞ當時の形勢を髣髴せしめるものが無いではない。(中略)繼體天皇の皇后として欽明天皇の御生母たる手白香皇女の山陵は、延喜式に大和山邊郡衾田墓があつて、兆域東西二町南北二町といふ、是も頗る宏大なものである。言ふまでもなく欽明天皇が、母后の御爲に築造せられたものであらう。然るに安閑、宣化兩帝の御生母たる、繼體天皇の元妃日子媛の事は延喜式に見えぬ。蓋し荷前の奉幣に預らなかつた爲である。而も實地に就て考ふるに、現在繼體天皇陵として指定せられたる茶臼塚は、規模天皇の眞陵たる今城山と殆ど一對の大陵として、其の位

置も近く有し、必ず此の時代の高貴の陵墓たることを認むべきものであるに拘らず、延喜式内の陵墓一も是にあつべきものがなく、又其前後に於て、此の地方に葬られ給へりと傳へられたる高貴の御方の存在も傳へられて居らぬのである。由て思ふに此茶臼塚は、安閑宣化兩天皇の御生母として、地を先帝陵の附近に選定し、同じ規模を以て日子媛元妃の爲に築造せられたのではなからうかと想像せらる云々。(天坊委員稿)

第五 富田町普門寺

〔圖版第二一―第二五〕

三島郡富田町普門寺は、嚮に發行せられたる大阪府史蹟名勝天然記念物第二冊三島郡の部に記載さるべきものにして、誤て脱漏せしものなり。今この冊子の發行さるゝを機とし、同寺の歴史と現状とを述べんとす。

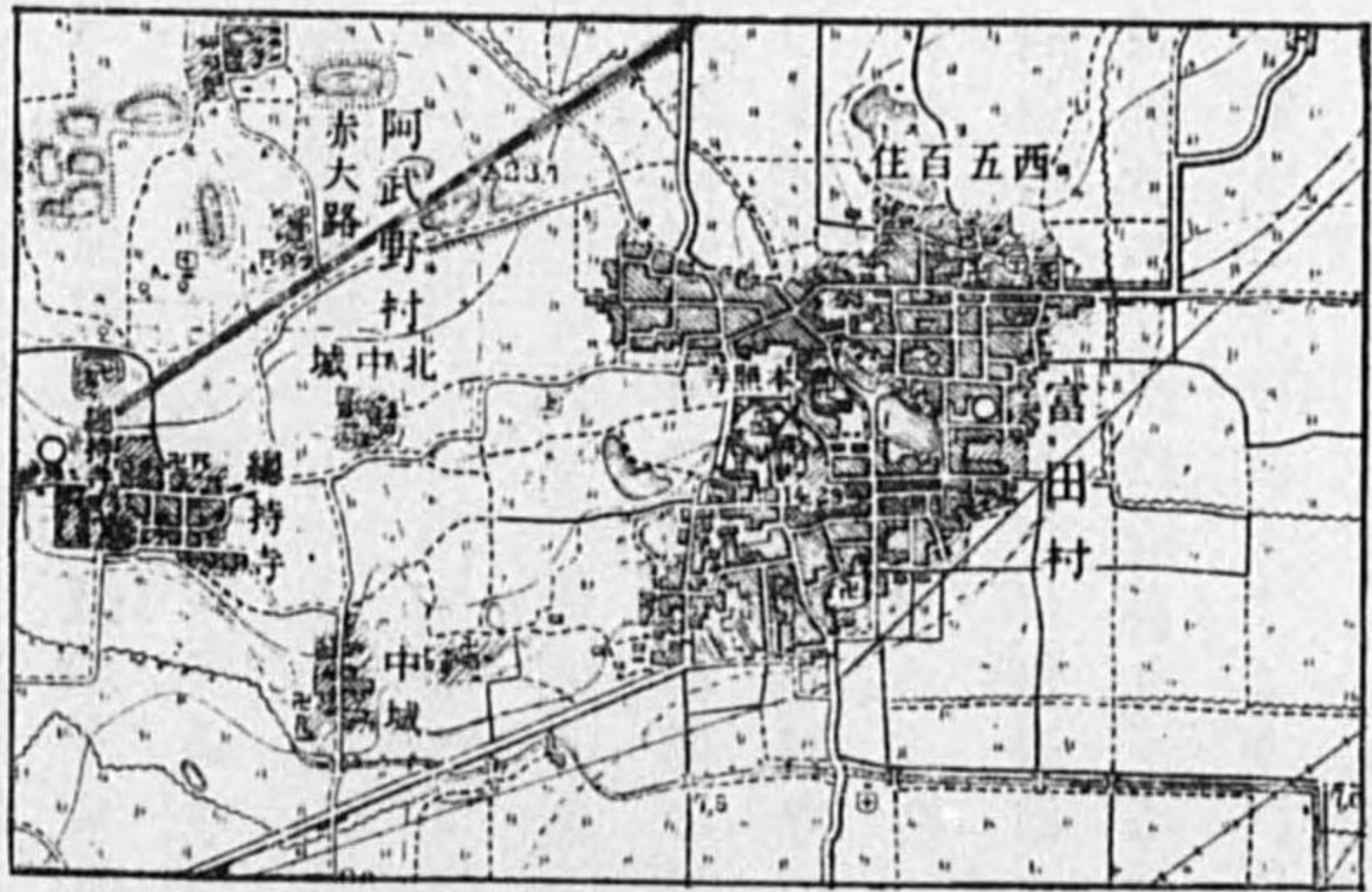
省線富田驛、または新京阪富田町停留所を下り、櫻並木の新道路を南に向ふときは、紅屋池といふ一大池に達すべし、この池畔に沿ひ西に進めば、富壽榮の松に名を得たる本照寺あり。これに隣りて町の土産神三輪神社あり。この境内を過ぎ、小學校に衝き當り、こゝを右するときは、則ち普門寺の門を見出すことを得べし。

寺は慈雲山といひ、臨濟宗妙心寺派龍安寺に屬す。其寺歴を尋ぬるに、明德の頃僧說巖の草創になり、もと鎌倉建長寺の末寺なりしが、廣長の頃七世古月に至り、遷化の際、龍安寺の東樂院壽室

に其後を譲りしより龍安寺に屬し、爾來同寺の輪番所として以て近代に及べり。何時の頃何人の選定になりしか不明なるが、慈雲山十境と稱するものあり、參考となるを以て左に之を擧げん。

慈眼堂、多門殿、松吹亭、荷衣沼、獅子林、野狐窟、千尺井、五更鐘、指月岡、連雲石、

攝津名所圖繪にある圖面には鐘堂、中門、佛殿、客殿、庫裡等を載せ、當時の規模を明にせるも、之を十境に對比する時は、其間多少の相違あるを想はしむ。十境記する所の獅子林を佛殿に擬し、慈眼堂を客殿に擬するときは、猶他に多門殿、松吹亭の建造物ありしもの、如し、現今存するものは唯方丈に庫裡を連結したる一建築物と一倉庫に過ぎず。佛殿即ち本堂は明治の初まで存在したりしが、維持の困難に堪へず、終に之を解体するに至しといふ。今は唯楯間に掲げたりし隱元禪師の筆になる「獅林」の額のみ現存して、以て當年の規模を想像せしむるのみ。即ちこの額は横九尺五寸、竪四尺七寸の板額なれば、之によりて其の堂宇の如何を察知すべし。門側に一小堂あり、役行者、毘沙門天をまつる。この毘沙門天は、慈雲山十境中の所謂多門殿の本尊にし、名所圖繪に食堂に安置すといへるものな



圖地近附寺門普門圖一十二第

るべし。同書には之につき一のローマンスを傳へて次の如くいへり。天正年中高山右近當國の神社佛閣を焼き伐せし時、其災厄また將に及ばんとせしかば、毘沙門天忽然として雲中に出現し、忿怒の相好を以て之に蒞み、燃え立つ修羅の魔風を吹靡け、迫る軍兵を飛散して、漸く舞馬の災禍を免れしめたりと。更にまた最近行者を祭る講社あり、其講會をこゝに營み、跡始末の不注意なりし爲め、殘存せし火種いつしか床上の壘に移り、次第に燻ほり初め、翌朝に至るも覺らず、漸く小學校兒童の登校によりて發見され、大騒を起し、辛じて之を消し止め、大事に至らざりしことあり。これが爲に信者間に一層深く其靈德に感激するものを生ずるに至れり。

細川最後の管領晴元は篤く本寺に歸依せしかば、名所圖繪には永祿年中其本願によりて堂舎の建營ありしことを載せたり。晴元が三好長慶と隙を生して以來、長慶は終に晴元を幽閉するに至れり。其幽閉の場所につき、一説には芥川城なりとすれども、一説には此寺内なることを傳へ、寺中に其墳墓と稱するものあり。攝津志は其墓に「右京大夫細川晴元墓傍書永祿六年三月朔日卒」とあるよしを記すれども、現在後庭に存する二基の法篋印塔中所謂晴元の墳と稱するものを見るに何等文學の痕蹟を見る能はず。而も子細に點檢しても磨滅し去りたるものとも思はれず、されば攝津志の記事は誤聞に出でしものか、將た眞の墓石か他に移されたるか、或は晴元の幽閉卒去が此寺に非ざりしか、未だ判定すべからず。もしこゝに幽閉の事實ありとすれば、永祿元年六月より其卒去まで約六年間、其居住はこの方丈なりしなるべし。其後三年永祿九年十二月には、足利十二代將軍義榮阿波より上洛し、京に在ること能はず、こゝに滯留す。續史愚抄に言

繼郷記其他を引きて翌十年二月八日帥中納言山科言繼を上郷とし、藏人頭右中將重通を奉行として征夷大將軍從四位下禁色昇殿の宣下式が、こゝに行はれ、尋で八月こゝに卒したることを記せり。義榮の卒去は織田信長が義昭を奉して入京するに會ひ、阿波に奔りて後、疔を病んで暴に卒すといふ説あれば、其卒地については未だ之を明にすること能はざれども將軍宣下式のこゝに擧げられたるは事實なるべし。かく當時の權家が之を宿舍として使用したりしこと考ふるべきは當年如何に寺觀の善美なりしかを想像し得べきなり。徳川時代に及んでは正保年間龍溪あり。當時明僧隱元が長崎に來るを聞き、自ら慶瑞寺に退き、遙かに之を迎へて、こゝに居住せしむ。これ實に明曆元年七月にして、禪師が長崎應化三年の決意を翻して、永く我邦に巡錫を垂るゝに至りし基なり。即ち禪師の毫光遍く國內を照破する第一閃ともいふべく、從て我邦黃檗宗發祥の根元地といふも過言にはあらざるべし。晴元の閉居、義榮の宿泊、共に唯當年俗界の權家に利用せられて、其存在を世に知られしといふに過ぎざれども、禪師の來住は實に寺門本來の面目を發揮したるものにして、普門寺をして爾來宗界に千鈞の重きをなさしめし感なきにあらず。是れ實に寺門の光榮なるのみならず、禪師自らも亦其意を得たるを悦びしもの、如し。當時詩あり

無端昔日降凡胎、

惹得娘生滿面埃、

四海五湖浴不淨、

翻身拶入普門來。

居ること數月、やがて明曆二年の正月となるや、禪師最初の新年をこゝに迎へ、得意滿面、上堂して

元旦の祝壽を述べ曰く

老袖壇に登て聖人を祝す。雉雲變隼として天真を捧ぐ。扶桑鳥唱ふ上林の曉。優鉢花開く大地の春。老僧祝筵己に竟る。若し會得せば慶吉ならずといふことなし。其れ或は未だ然らざれば、普門新を掛け、錦上花を鋪き去らん。玉曆初て頰つ。此界他方俱に運恭。金鳥海を出で、普天匝地盡く輝煌。草木均しく雨露に沾ひ生民共に恩光に沐す。尊なるべく貴なるべし。忠信の風、能く決し能く行す。簡易の教、處々の村、有道を歌ひ、家々の人、無爲を樂む。我れ格外の沙門、西沒東湧共に昇平を樂む。一句作慶生。良久して云く、一輪の新氣象。照徹す舊乾坤。滄波の外を歷すんば、何ぞ海國の尊きを知らん。

是れ決して尋常一様の祝壽といふべきものにあらず、實にこれ禪師將來の抱負と覺悟とを祝福したるものなりといふべし。されば其年七月五日宛も長崎登岸の日に際し、諸弟子と相議して此日を「開花元辰」と名付け、齋を設けて祝慶し、「我れ中國に在て六三春秋、世縁酬ひ畢る。今茲の土に入りて仍ほ生れて三日。我を呼で三白童子と作さば可なり」と自ら三白吟を作れり。其二に曰く

降下扶桑三白童、

偏尋勝友作同風、

照人一片新秋月、

性水靜時影現中。

白頭童子笑呵々、

西沒東昇會也麼、

七百二天錯過了、

空餘兩眼照婆娑。

彼といひ、これといひ普門寺在住が禪師布教の更生期の出發點たることを示し、當時沈滞せる我宗界に一大衝動を興へしものにして、其震源地は此普門寺なりといはざるべからず。在住僅かに五年なれども其間に禪堂建立の許可を得、併せて諸堂の修造をなすに至れり。かくて禪師は黄檗山に萬福寺の竣功を見るに至りしかば、こゝを去つて彼地に赴けり。是に於て一時妙心寺の法系を離れ、檗林の重鎮たりし此寺は、こゝに再び龍安寺に復歸するに至りしなり。かく史蹟に乏しからざる普門寺も今や頽廢の極に達し、僅かに方丈の殘骸によりて、當年の面影を偲ふに過ぎず。方丈は六間四面單層入母屋造總瓦葺なり。然れども其結構の上より察して、もとは瓦葺にはあらず、柿葺か若くは檜皮葺なりしを知るべし。名所圖繪所載の圖様より見ても之を證することを得べし、かく屋根が瓦と改まりし爲、下部は其重量を十分に支持する力なく、一層破損の度を甚からしめたるやの感なきにあらず。名所圖繪には其建具の畫が狩野安信の筆になり、圖に眞の山水、泊り鳥等ありて世に名高き由を記載すれども、今はかゝる圖様の襖を見ること能はず。現存するものは正しく安信の筆なれども、眞の山水のものはあらずして凡て草畫のものなり。嘗て檗僧獨立茲に遊び、其用筆の勁道と、墨色の豐潤に感し、激賞やまず、爲に二十二首の詩を殘せり。

造化功成筆底春、

山川草木露全身、

偶乘子墨先生興、

點出重玄若有神、

轟々玉魂蟠大地、

翻々雪影古高寒、

至今熱眼間心輩、

指出名山在筆端、

突出山橫鳥道邊、

樵風一徑冷生烟、

回首絕壁丹霞上、

樓閣平分帝釋天、

野水投竿不記年、

離鈎三寸徹三玄、

一生自分爲漁了、

鷗鷺磯頭船子禪、

飛泉直下壁千尋、

噴雪跳珠落磧深、

瀑出一源分萬派、

混成河漢急流心、

魚梁接武過溪西、

驢子蹄懸苔陷泥、

可怪途遙人襜褕、

長松假蓋不能棲、

濯々當風竹幾竿、

斜穿个々葉生寒、

一時寫出管簫手、

戛玉聲疑戟耳端、

衝風雁陣影如車、

欲斷還連八字斜、

萬里雲空飛不極、

好留一夜宿晴沙、

不斷烟浮雨霽山、

皴分小米豆青斑、

朦朧樹外人家遠、

茆屋連溪獨閉門、

霞々野水一扁舟、
 堪笑把竿間渭老、
 枯木枝頭散曉鴉、
 當空幾點風搏翅、
 萬里湘流水渺茫、
 歸帆何處人同遠、
 野水林中結屋斜、
 道人夢鶴間過畫、
 依々草閣平春水、
 對此不勝懷住想、
 雄鳴雌伏兩家鷄、
 只願引雛爭飲啄、
 度水緣山結一村、
 朝來入市擔柴遠、
 沙頭誰放高蹄行、
 山外有山多少路、
 撒網隨他到處投、
 終年溪上只垂鈎、
 群呼比翼噪啞々、
 再々排雲漾墨華、
 遙々一帶壓天長、
 片々風輕掛小航、
 竿々竹影故相遮、
 一覺來醒自煮茶、
 寂々柴門掩夕陽、
 何緣放杖斷隨方、
 放篋看來五德齋、
 不知湯火及籠栖、
 幾家烟火近晨昏、
 又約臨漁晚出門、
 欲渡臨流勒轡橫、
 却教無處避逢迎。

平野週遭結隱家、
 高眠牀上書連屋、
 分花欸竹自行々、
 獨擁一鉏應有計、
 泊々稽天野水邊、
 看他汨浪翻波外、
 弱柳條々不勝垂、
 不教攀折人間手、
 列岫光中擁化城、
 千秋世外增奇賞、
 短籬編竹半遮花、
 讀了重繙遍五車、
 不隔東家避世牆、
 讀書間到灌餘忙、
 鷗鳧自在占安眠、
 快有乘風挂席舡、
 風前縮盡晚花時、
 好待藏鴉遍幾枝、
 浮圖影裏見分明、
 大室維題安信名。

か、る名畫も久しく破損に委し、堂宇と共に全く顧みられざりしが、現住職遠山乾堂和尚、信徒小方氏等と協力し漸く之に應急の修理を加へ、稍見るを得るに至れり。庭前の樹石は前記十境にあくるが如く松吹亭、荷衣沼、野狐窟、指月岡、連雲石など、其泉石の配置よろしきものありしなるべきも、徒らに雑草の繁茂にまかせ、狐狸村童の蹂躪を肆にせしめしかば、折角の名苑も、あはれ其形態を失ふに至れり。されど幸に主要なる岩石は依然として其位置を動されざるを以て、他日之を復元することを得は、また以て鑑賞に値すべきものあらんか。

寺寶として傳ふるものに細川晴元書翰、開祖說巖畫像、六世泰雲畫像あり。晴元の書翰は其内

容に於ては言ふに足らざるものなり。蓋し何人か晴元の名あるによりて寄附したりしものなるべし。泰雲の畫像又單に普通の肖像畫たるに止まり別に取立て、いふ程のものにあらず。獨り説巖のそれに至つては實に優秀なるものにして、此一幅正に普門寺を世上に紹介するの價値ありといふも敢て過言にはあらざるべし。幸にして肖像の部分には色彩鮮明、よく其風貌を髣髴せしむるに足ると雖ども、惜いかな、題讀の文字は剝落甚しく讀むに堪えず。辛じて「○徳○西○」○「○叟祖○」の落款を摸索し得るのみ。享徳二年は癸酉に當り、延徳元年は巳酉に當ればこの二者の中なるべしと思はる。蓋し説巖と甚だ遠からざる時代のものなるべし。(天坊委員稿)

大 阪 市

第六 四天王寺出土瓦の一部と其附近出土瓦と難波宮址

〔圖版第二六―第二九〕

一、四天王寺出土瓦

四天王寺の西門の南方約三十間位の處に丹塗の香未だ新しき御堂がある。此は萬燈院である。この御堂の南側の地面切取工事の際地下約四尺計りの天然地層に近き部分に包含されて、飛鳥時代のものから奈良平安鎌倉室町桃山を経て江戸時代初期の各期に亘る各時代の疏瓦及び花瓦が発見せられたのである。

その瓦の圖示解説をなし史的私見を試みんとするのである。

第一圖、瓣面廣き單瓣であつて、周縁細く、瓣端に一點の珠紋を置く、飛鳥時代のものとして異存のない紋様である。(圖版第二六参照)

第二圖、前圖より周縁は約三倍の廣さをもつてゐる、子房も確に大きい、九顆の蓮子を含んでゐたと考へられる、蓮瓣の形狀は當期の特徴をもつてゐる、しかし瓣面にふくらみをもつてはゐない、恰も桃の實を二分して實を去り肉を格好よく浚へた様な瓣面で、甚だ感じよく出来てゐる、尙ほこの疏瓦は篋と指先をもつて造つた様なあとを認めるので珍らしい。前時代に同じ。(圖版第

二六參照)

第三圖、重孤紋の花瓦で、五條の孤線が並行してなつてゐる。特徴は中央の一線が細いのである。奈良時代前期のものとして置く。(圖版第二六參照)

第四圖、子房少く蓮花紋は單瓣でのびのび、瓣面で、稍々ふくらみをもち、瓣端は丸味を帯びて來てゐる。外區に珠紋帯を置き周縁は細い。(圖版第二六參照)

第五圖、これは複瓣で、瓣端は丸味を帯び、珠紋帯は直ぐ周縁となつてゐる。七顆の低き蓮子を子房内に包藏してゐる。第四圖もこれも奈良時代前期の紋様である。(圖版第二六參照)

第六圖、平瓦であつて「左寺」とある。(圖版第二六參照)これには可なり意見を附して説明するのである。左寺は東寺である事は周知の事である、夫は羅城門の左右に建てられた事は云ふ迄もない事である、それで東寺略史から少し孫引をしてみる事にする。白河天皇應徳三年十月廿日三條亞相公記の新建五重寶塔供養記には「東西二寺延暦十二年被造立」と記し、東大寺要録には「右延暦十二年歲次癸酉公家建立東西兩寺施入食封千戶、弘仁十四年癸卯、以東寺永賜空海和尚、其後涉東大寺眞言院廿一僧爲末寺」とあつて、東寺は左京にあつたから左寺と云つたのである。それで何故に左寺の平瓦がこの天王寺に出土したかと云ふに、その發見當時の考は、この左寺が創立せられる際にあつた、恰もこの天王寺も修繕を要する時にあつたので、偶然その當時の製瓦竈が同一製作所であつたが爲めに、天王寺の必要のものに混入して來たものを其儘故意か不用意か、同一寸法ではあるし、折角運んだものだけ位で不都合なしに屋根にあげてしまつたものが、其後火災

にあつて瓦屑の始末せられたものが、今度發見せられたものと考へたのであるが、その後左記の正倉院文書をみると、

攝津職解

申勘注東大寺瓦事

合貳萬枚

去天平勝寶八歲十一月二日官符所載者

四天王寺作瓦壹萬肆仟枚

梶原寺瓦陸仟枚

見運上壹萬捌仟陸伯陸拾陸枚

四天王寺壹萬參仟參百陸枚

梶原寺伍仟參伯陸拾枚

遺壹仟參百參肆枚

四天王寺陸伯玖拾肆枚

梶原寺陸伯肆拾枚

以前、被造東大寺司、今月十二日牒、併爲檢四天王并梶原二寺作瓦進上并殘數、今差右大舍人從八位下土師宿禰井守、充使發遣、職宜察狀、遣使與職共勘申上者、職依牒旨、就寺勘計見運上并殘數、具件如前、但所殘瓦者、限十箇日、依數無緩續擬進上、仍錄事狀、即付從八位下土師宿禰井守申上如件、以解

天平勝寶九歲三月十六日

從三位行大夫文室真人知努

正六位行大屬古市村主寸食
正六位上行少進石川朝臣氏人
正七位下行少屬穗積臣牛養

とあつて、東大寺の瓦を天王寺、梶原の二寺で官命によつて製作してゐる事が分るのである。その數に至つては天王寺の製瓦の方が甚だ多大である。これに依つてこの官寺である左寺の瓦も天王寺で作つたと考察することは敢て不當ではないと思ふのである。又その瓦竈の位置に就ては御手印縁起に、

若修理物用盡無其新申請公家以之宛用矣玉造岸西方瓦燒置二万枚埋藏竈穴至修造取用而已とあつて、瓦竈は玉造岸の西方、即ち今の細工谷町にあたるのであつて、當地のある老人の話によると以前にこゝらで炭屑などが出土した相である。又新市の住吉區天王寺に瓦釜の字が残つてゐるが、それは瓦釜池で、池が字になつてゐる。この竈の字は特に釜の字をつかつてゐて、天王寺村誌には天王寺の瓦竈の遺跡のやうにかいてあるが、地の理と縁起によつてみると當時大和川の支流を控へた細工谷町の方が瓦竈としては有望である。そして天王寺町の瓦釜の方を踏査すると、竈跡のあつた形跡がないやうである、そして池が瓦釜の字であるのを考へると、之は瓦竈の作瓦の用土を採取した跡でないかと考へられるのである。それは細工谷の方の土壤よ

りもこの天王寺町の瓦釜の字の方が遙に作瓦用に適するからである。かく考へる時にこの左寺は天王寺所屬瓦竈に依つて出来たものであらうと考へるのである。

第七圖、可なりの重量をもつた洵に堂々たる蓮華紋の疏瓦である。瓣は四瓣からなつてゐたと思はれるのである。前面の瓣間の背後から又瓣端を配してゐる、そして四瓣の單調を甘く調へてゐる。珠紋帯を廻らし、當時一流の周縁で形も造つてゐる。平安時代前期。(圖版第二七參照)

第八圖、こゝにはよく分らないが子房の中央に天王寺とあつて、その左右に干支がある。この瓦は左方半分を残してゐる。干支の「申」がある。この完全な紋様の瓦は中河内郡龍華村の勝軍寺に藏してゐるが、干支の左が磨滅して右がある、それは「壬」である。それでこの干支は二つを合してみると「壬申」となる。壬申とすると鎌倉時代であるか平安時代であるかと云ふ事になるが、それはこの蓮華紋の様式は鎌倉時代の蓮華紋よりは延びがあつて猶ほ生氣がある、それでこの干支は仁平二年とみるのが至當である。(圖版第二七參照)

第九圖、この疏瓦は治承を降るものではないかと思つてゐる。周縁の断面は可なりあるが、蓮華紋及び珠紋帯の彫りは頗るあさい、柘本にとらなければよく分らない位である、それで磨滅してゐるのではない、女型の刻みかたがあさいのである。子房中や蓮瓣の上に字が見えるが殆どよめ相もない。右方の瓣上に不規則に王寺と讀めるので、その上が天字ではないかと思つてゐるが、子房中及びその他は全く讀めない。心外であるが致方もない事と思つてゐる。(圖版第二七參照)

第十圖、これは筒瓦である、この瓦の重要な點は建仁三年の年號のあるのと瓦の背面上に繩紋

の跡のある事である、瓦に細紋はこの時代位でなくなつたと思ふのである。(圖版第二七参照)

第十一圖、これは打込の深い鎌倉時代にみる普通の巴紋である。(圖版第二七参照)

第十二圖、は十圖の小型の如きものであるが、巴紋には少ししのぎをもつてゐる、製作は劣つてゐる、鎌倉時代のものである。(圖版第二八参照)

第十三圖、やはり巴紋で何の變化も見られない平凡な瓦である。室町時代も末のものであらう。(圖版第二八参照)

第十四圖、小型の菊花紋の疎瓦である。桃山時代も可なり末期のものであらう。(圖版第二八参照)

第十五圖、これは中央に「天」字即ち天王寺の「天」がある。それを珠紋がめぐり、巾ひろき周縁がある。従つて打込もあさくなつてゐる。元和以前のものと見て差支なきものである。(圖版第二八参照)

第十六圖、これは第十四圖に配する花瓦であつて「天」字を中央にしてそれに唐草を配してゐる。(圖版第二八参照)

以上述べた瓦の紋様を考察してみると、飛鳥時代より奈良時代、平安、室町、桃山を通つて江戸時代初期までのものである。この各時代の瓦が同一地帯で出土した事は甚だ興味がある。それは萬燈院の南横手で出たと云へば一見萬燈院のものではないかと考へられるのであるが、萬燈院は萬燈院で、寶龜元年の建造となつてゐるのであつて、大正拾年この建物を改造した時には非常に注意をしてゐたが、奈良時代の末期以前の紋様の瓦は見出し得なかつたのである。それでこの瓦は萬燈院のものではない事は明瞭になるのである。それで天王寺の災害の年代の概略

を列挙して考察に資する事にする。

第一の災害が、仁明天皇承和三年塔廟雷火にて破壊。續後記

第二が、天王寺焼亡。日本紀略これは村上天皇天德四年の記事であるが、十七日丙辰、難波天王寺、焼亡とあつてその程度は明瞭でない。

第三が、堀河天皇永長承徳。西廊四十六間東大門倒了。

第四が、康和元年、大地震天王寺廻廊並樹木倒。目錄抄

第五が、後村上天皇正平十六年、金堂震災のため顛倒般若寺圓海奉勅再建、太平記 寺誌

第六が、後柏原天皇、永正七年大震にて金堂、如意輪御頸破損。同十三年修補。寺誌

第七が、正親町天皇、天正四年織田信長攝盛に放火し、寺預沒收す。寺誌、攝陽群談。後陽成天皇

慶長五年伽藍落成。

第八が、後水尾天皇、元和元年徳川家康伽藍に放火す。同四年秀忠伽藍再興、同九年落成。寺誌
以上の災害痕を考へてみると、仁明天皇の承和の塔廟雷火の災を始めとして、天徳の焼亡、永長の地震等の大災を経たので、大概の建初當時の建物は亡びたり、大破したり修理したりして再建せられたものと考へなければならぬ、しかしその一部分は決して残存をなしてゐない事はない、と考へられない事はないのである。それはこゝに解説せし出土瓦の状態及び時代を考察すると分るので、地下四尺位の天然地層に近い分部に一定の包含層なして、全焼半焼未焼の瓦の破片が飛鳥時代より江戸時代初期まで系統的に出土した事である。それは五六坪の地域に限ら

れてゐたのである。その上層に發見した古瓦は江戸時代中期以降明治大正のもののみであつたのであつて、これによつて考察してみても、それは幾多の天災地厄に相遇してはゐるが、何れかの建物か一部奇蹟か偶然か創立當初のまゝのものが江戸時代の初期まで残つてゐた事が考へられるのである、それは金堂とか塔とか講堂とか云ふ様な主要な建物でなかつた事は出土瓦の形式等によつて想像がつくのである。それが何んな建物であつたかと云ふ事になるが、それは南大門ではなかつたかと考へられるのあつて、その理由は大體に萬燈院でない事は前記の理由で明瞭であるのと距離は現今の南大門を去る西へ約二十八間位ある事であつて他の建物の數度の災害の状況を綜合してみると、此は南大門の瓦の一部でありそして南大門が江戸時代初期まで残つてゐたと考へられるのである、それで南大門の位置は長谷川氏の四天王寺建築論によつてみると、四天王寺の此距離は講堂食堂の中心間距離と略々等しく、廻廊南端と寺地の南邊間約を高麗百二十尺前後である。皇龍寺は金堂塔婆間の百四十尺に對して、之は大略二百尺程であるから割合は殆ど四天王寺と同一である。山田寺は不明。法隆寺は創建時の南大門は現在中門に接近した地點に在つたといふ記録を存し之れ亦現在の如き大なるものでない。中門南大門間に就いて右の諸例を見るに割合に短距離である。此事も當然藥師寺に踏襲せられてゐる。即ち金堂中門間の百七十尺に對して之は百尺で、金堂塔婆間の百尺と等しく、塔婆中門間七十五尺より大である。

とある、それで南大門も今の位置と大差なき事と思はれるのであつて、その出土の地點狀態各種の事情は前記の如くである。それで瓦の紋様を時代的に追つて考へてくると、飛鳥時代を始めとして江戸時代初期のものを末としてゐることからみて、これは第一の承和の災も、天徳の焼亡も、正平の難も、幾多の災害をのがれ又織田氏の放火も脱れたのであつたが、實に元和元年徳川家康の放火は四天王寺最古の建物を失くしたのである。こゝに全く建初當時の建物は元和元年を最終としてその戦禍に受難したのである。その後徳川氏は佛罰を恐れたものか、寢醒がよくなかつたか、相濟ぬとも思つたものか、元和四年に秀忠は伽藍の再興に着手、同九年に落成した事になつてゐる。若しこれが南大門のものでなくとも、江戸時代の初期即ち元和の徳川家康の放火までに飛鳥時代の建物が残存してゐた事は確實であると思ふ。

二、天王寺堂ヶ芝町出土瓦

第十七圖、これは堂ヶ芝町豊川稻荷神社境内の出土である、洵に感じのいゝ百濟式の疎瓦である。子房の小さい單瓣で、周縁の大きくない疎瓦であつたと思はれる。飛鳥時代。(圖版第二九參照)

第十八圖、一見平面的な疏瓦であるが堂ヶ芝出土と稱する完全に近いものを見ると子房は小さく瓣より可なり高く、蓮子は八個で非常に突起狀をなしてゐる、蓮瓣は八葉で、その八葉の瓣を二分巾位の圓紋が巻いてゐて、その圓紋の上に珠紋が置いてある、その外區に波狀紋があつて、周縁は特にない。この瓦には蓮瓣を圍む圓紋上には二條の細い圓輪はないが、堂ヶ芝出土と稱するものにはある。大和の向原寺にも之と同一様式のものがある。奈良時代後期。(圖版第二九參照)

第十九圖、これは重孤紋式の花瓦である、内部の孤線端が外部の兩線端にやゝ少なき短線によ

つて兩端の中央で吊つた様にながれてゐるのが特徴である。奈良時代後期。(圖版第二九参照)
この三種の瓦は最近発見せられたのであるが、これを考察するのには、先づ現今の四天王寺の地域の考察を致さねばならぬ。それは御朱印縁起によつてなす事にする。この縁起については兎角の説があつても之は有力なる資料であるつて、縁起の指す地域は略ぼ確かと思はれるやうである、それは實地踏査なり、長谷川氏の四天王寺論を讀むといふ、それでこの縁起については正しいと思はれる部分をとり、そうでない所は見のがす事にするといふのである。天王寺は日本紀によると、卷二十一に

平亂之後於攝津國。造四天王寺。

とあつて、同紀二十二の推古天皇元年の條には、

是歲始造四天王寺於難波荒陵是年也。太歲癸丑。

とあつて、御朱印縁起には、

以丁未歲始建玉造岸上(中略)癸丑歲壞移荒陵東。

法王帝説には、

丁未——依此即造難波四天王寺也云々。

補闕記には、

丁未七月——覆奏於玉造之東岸上在東郡即以營爲四天王寺。始立垣基——四天王寺後遷荒

墓村。

嘉禎目錄抄には、

推古元年四天王寺荒陵に移せしが此年法隆寺も同時發願、兩寺共正月起工。四天王寺は八
年に、法隆寺は十五年に竣成。

とあり。和漢三才圖會は御朱印縁起によつた様で

東生郡或謂郡成荒陵山四天王寺、在天王寺庄、天王寺初建於玉造岸上、海波壞岸、惡禽來聚、啄損佛閣、

是乃守屋大臣怨念乎其禽啄木鳥寺今名、五年後至推古帝元年、于荒陵山東寺是也、

とあつて、御朱印縁起の左右兩條内逆臣惡禽屢現搖動人心迷亂、橫狹凶情掠取田地、滅破寺塔、是只

守屋變現云々とあるのを誇張して三才圖繪はかいたのである様である。

こうして諸書をみると天王寺の移轉のことを記してゐるものが、縁起、補闕記、目錄抄、三才圖繪

等であるが、明瞭でないものが書紀と法王帝説とであるが、紀の「平亂之後於攝津國造四天王寺」と

あるのは「是歲始造四天王寺於難波荒陵是年也太歲癸丑」と二つの記事があるので、移轉説は全々

否定は出来ないと思はれる。それで玉造岸は何處であるかと云ふ事になるが、補闕記と三才圖

會は東成郡としてゐる、東成郡は倭名抄によつてみると、

攝津國延暦十三年管十三田萬二千五百二十五町百七十八步正公各十住吉順三百濟久太東生比牟我西生途之島上

志末乃島下准豐島手河邊加波武庫無兔原宇波八部夜多有馬阿利能勢世乃

であつて、住吉は今の地であつて、その次が北へ百濟それから東生、西生、島下、豐島、河邊、武庫、兔原、八

部、有馬、能勢、と南から次第に北へ追つてゐる。又三才圖會は、攝津西成郡の處に

按昔百濟郡有住吉郡之北何時乎失其名。俗稱欠郡木津難波勝間今宮西高津等是也今屬西成郡。湯屋島喜連田邊砂子山ノ内寺岡奥村大豆塚淺香天王寺阿部野新家舍利寺林寺平野町東高津等百濟郡爲欠郡今屬東生郡但天王寺東門東有百濟寺舊地。とあつて攝津志には

廢百濟寺。在天王寺東舊百濟郡。

とあるが攝津名所圖會は全く異つた事をかいてゐるそれは

百濟寺。百濟野にあり今字を堂ヶ芝といふ。或は云船場久太郎町は百濟町の訛也とぞ末勘とあるが此全文全く末勘としておく。それで東生郡は天王寺の東門の東より北へ百濟郡と接してゐた事がわかるのである。そして玉造の岸の上と云へば大和川の遺流である猫間川の附近がそれである事が見當がつくのである。次にこの瓦の出土地の位置を定める爲めに天王寺の寺域を見ることが出来るそれは御手印縁起によつて天王寺の寺域をみると

四天王寺 法號荒凌寺

荒凌郷荒凌東建之故以處村字號寺名發願四大天王故曰四天王寺

敬田院

東西捌町 南北陸町

東百濟郡堺 南堀川

西荒凌岸 北三條中小道

乾角建施藥院

良角建悲田院

北中間建療病院

是參院在寺垣外

とある。それでこの區域に従へば東は百濟郡の堺とあるから百濟郡は天王寺の寺域と接してゐたのである。それで東の堺は現今の勝山通二丁目附近、西は安居神社附近、南は大和附近、北は上綿屋町の北附近で、東西に長方形にあつたと考へられる。それから又長谷川氏の四天王寺論を引合に出すが、本寺敬田院の寺域は高麗尺の百丈四方に當つて比較的よく當初の本寺々域を示してゐて、本寺の別に施藥、悲田、療病の三院が垣外に建てられて東西八町南北六町に達するところ。こうしてみれば、この瓦の出土地點は尺度からでも四天王寺と別の建物であつたと考へなければならぬのである。これは縁起によると、は玉造の岸となるのであつて、恰度現今の大和川の遺跡である猫間川が残つてゐてそれを示してゐるので、こゝを玉造の岸としてこの瓦は天王寺の前身元天王寺の遺瓦と考へられるのである。これによつて序に百濟寺の存在を考へると、その遺跡を三才圖繪は「但天王寺東門東有百濟寺舊地」とし、攝津志には「廢百濟寺在天王寺東舊百濟郡」とし、攝津名所圖會のみ「百濟寺百濟野の中にあり今字を堂ヶ芝と云ふ、或は云船場久太郎町は百濟野の訛也とぞ末勘」とある乍遺憾これは故意に靈異記によつたのであると思はれるので、全文未勘である。元々大阪の百濟寺と云へるものは攝津志なり三才圖繪なりの指す地點は頗る未勘のものと思つてゐる。之は敏達天皇六年丁酉の條に、

夏五月癸酉朔丁丑遣大別王與小黑吉士、宰於百濟國王人奉命爲三韓、自稱爲宰、言宰於韓

蓋古典乎、今言使也、餘皆倣此大別王未詳所出也、冬十一月庚午朔、百濟國王付還使大別王等、獻經論若干卷、並律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工、造寺工六人、遂安置難波大別王寺

とあつて、丁度天王寺の東に國分寺が百濟郡にあるのでこんな考察をなしたのであると思はれる、本文中の難波の文字の爲めに頗る難波してゐるものと思はれる、之なかりせば百の問題も文句も起らなくて済んだのであらうと思ふ。それで日本靈異記の抜かきを持つて來て難波の文字の參考にする。

僧憶持心經得現報示奇事緣第十四。尺釋義覺者、本百濟人也、其國破時當後岡本宮御宇、天皇之代、人我聖朝住難波百濟寺

これで見ると、難波が問題になるか、この文句によつて攝津名所圖繪が百濟寺を、國分寺創立年代によれば攝津志には從へず幸に堂ヶ芝に古寺の趾があるのでこの説を斷行して、堂ヶ芝にもつていつたと思はれる。やはり本百濟寺は大和國で、この百濟寺は今の西區にある堀江の様に本店であつたかも知れない。即ち三才圖繪なり、攝津志の指してゐる百濟寺の遺跡は今の生野國分町にある國分寺に當るのであるし、そこには古瓦は奈良時代前期後期のもので其以前のもは出土してゐないのである。そこを亦攝津志、三才圖繪、攝津名所圖繪等はやはり國分寺としてさしてゐるのである。尙當時の帝都に考慮を拂へば帝都は大和の國にあるのであるからこの貴重な海外からの將來ものを帝都を離れて寺を建立しそれに安置するやうな事はな

い様に考へられるのであるが、元天王寺以前に百濟寺があつたと解すべき餘地があるか何うか知らないが、兎も角こゝは四天王寺の前寺地であると思ふ。

三、大阪被服支廠出土瓦

これは大分以前に陸軍の置鹽技師の發見にかゝるものであつて、その當時被服支廠建築工事の際に地下七八尺の處から無數の瓦片と共に發掘せられたのを聞いた事を記憶してゐる、そしてこゝに解説する二枚の疏瓦をその中より得られたのである。これは今は市民博物館に出てゐる。

第二十圖、これは奈良時代盛期の疏瓦である事は一見して明瞭であると思ふ、子房少く、七顆の蓮子を含んでゐる、蓮瓣は複瓣式に開いてゐて、珠紋帯は二條の圓輪中にあつて區劃をなし、周縁はその上面細く、それから珠紋帯にカアヅをもつた斜面形になつてゐる、その斜面に波狀紋が彫つてゐる。(圖版第二九參照)

第二十一圖、周縁は細く三重の同心圓紋の疏瓦で、この種ではしまりのいゝ瓦である。前時代に同じ。(圖版第二九參照)

第二十圖の紋様は全く平城宮址から出土する疏瓦のものと同じ紋様で手法も一致してゐる。第二十一圖の紋様のもある。

それから續日本紀の記事をみると

聖武天皇天平六年三月戊寅車駕發、自難波云々

同〔天平勝寶〕八爭春二月戊申行幸難波是日至河内國御智識寺南行宮已酉天皇幸智識山下大里三宅家原鳥阪等七寺禮佛庚戌遣内舍人於六寺誦經視施有差壬子大雨賜河内國諸社祝稱宜等一百十八人正稅各有差是日行至難波宮云々
光仁天皇寶龜二年庚子車駕幸交野辛丑進到難波宮云々
とあつてこの難波の宮居の謎を考察すべき鍵である。

それは平城宮址の発見の疏瓦と同一紋様及び手法であること、東大寺の瓦を四天王寺の瓦竈で製進せしこと又その當時の難波の文化を考察してみると四天王寺を中心として北と東とに難波の文化は發達してゐたと思はれるのであつてそれは天王寺の東には國分寺（奈良時代前期より寺院あり）舍利寺等の寺院があつてその北には元天王寺の建物があつて難波の文化はこゝ一帯に充滿してゐたと云ふ様な事でそれは時を得顔に難波の文化は咲き誇つてゐたのである。

それで此時代宮居を造營被遊るのには何うしてもこゝ以外の地で景勝の地である區域を選ぶ必要が起るのであつて東は紫匂ふ生駒の連峯河内の平野西は押照る難波のちぬの海南は聖き精舎の續き北は悠久の大河の流れそれを一望の下に納め得るこの今の上町東方の地帯は適當であつたと思はれる。それでこゝを選ばれた事は當然と考へられるのである。又「車駕幸交野辛丑進到難波宮」等の順路を考へ合す時はこの瓦の出土の場所を難波宮址と考察する事は敢て不當ではないと思ふのである。尙ほこの瓦の紋様は四天王寺附近の地帯にては未だ一枚も類似のものを発見せられてゐない。只森の宮附近発見と稱するものに之れと同一紋様の

ものがあるのみである。

それでこゝを長柄豊崎宮址に擬して時代逆行をして考へてみてよいか何うかは疑問であつてこゝからは奈良時代より以外のものはその以前のものもその以後のものも何らの遺物も發見せられてゐないからその確證がみつからない限り何とも云へないしかし將來何か出ないとも限らないのであるし又聖武天皇が天平十六年の二月に都を一時難波に遷都せられる以前に已にその「天平六年三月戊寅車駕發自難波」であるので考察の仕様の餘地もないが長柄豊崎の地名に囚はるれば致方もない次第である。しかして序にこゝを高津の宮址とまで逆行して行く事は到底事情許すべくもなく不可能である事は誰でも分ると思ふ。これに就ては私見もあるが今は觸れない事にする。

それで難波の文化の跡を覗ふに南よりして北へ延びた事が此古瓦の解説によつて大體に分る事と思ふ。（大脇正一氏稿）

第七 蜂須賀正勝墓

〔圖版第三〇〕

昭和四年四月十八日當大阪府は蜂須賀正勝墓を史蹟として假指定をなせり。墓は大阪市天王寺區六萬體町七百八十六番地にあり。而して今回の假指定の區域は墓及墓地面積二畝三歩四合六才なり。

この機會を以て本員はこの史蹟を調査報告し以て顯彰する所あるべし。

一 蜂須賀正勝略傳

蜂須賀彦右衛門尉正勝の舊阿波德島藩主蜂須賀家の祖先たるは既に世間周知の事實たり。而して正勝の傳記に就きては今春の發刊にかゝる文學博士渡邊世祐氏の好著「蜂須賀小六正勝」ありて説く所頗る詳細を極め、或はその少許に就き異見を唱ふる人あらんも、殆んど總ての史料の採用せられ而してその解釋及び立論略妥當なるを以て以下主として同書の要を採りて紹介する所あるべし。

蜂須賀彦右衛門尉正勝は政利の長男にして大永六年尾張國海部郡蜂須賀村に生れ、幼名を小六と呼び、後彦作藏人と稱せり。其の祖先は早くより蜂須賀村に土着せる豪族にして代々尾張守護斯波家に仕ふ。戰國の世となり、斯波家衰ふるに及び、正勝は尾張に於て驥足を延ぶべから

ざるを察し、郷を出で、美濃に赴き當時新に勃興せる新進氣鋭の士齋藤道三に従ひて登用せらるゝ所あり。其後弘治二年四月、道三の其子義龍と戦ひて敗滅するに至りしより郷里蜂須賀の地に還り、やがて尾張岩倉城主織田信賢に仕へ大に努むる所ありしも、永祿二年三月清州城主織田信長の來り攻め信賢降るに及び、止むなく犬山城主織田信清の配下に屬せり。而も再び信長の襲ふ所となりて信清の亡命するや、正勝は身の不遇を悲しみつゝ、蜂須賀郷に歸休せり。

かくの如く正勝の道三に仕へ、信賢に従ひ轉じて又信清に屬したるは、當時に於ける地方豪族としては實に止むを得ざる行動と謂ふべし。既にして織田信長、美濃の齋藤氏を撃たんとして永祿九年九月部下木下藤吉郎秀吉をして巢股に壘砦を築造せしむるや、正勝之に従ひて大功あり、恩賞として祿五十貫を受け、以後彦右衛門尉と稱せり。これによりて正勝の才幹は秀吉の認むる所となり、爾來秀吉股肱の將として各地の戰陣に馳驅して勳績を樹てたり。元龜四年四月越前朝倉征伐、同年六月江北長井討伐、天正元年伊勢長島一揆攻略、天正三年大阪本願寺攻め等その主なるものなり。是より先、秀吉の羽柴を稱し、永祿十一年十月、信長の命に依りて京畿の守護職となりその民政を行ふに際しては、正勝は秀吉に代りて禁中幕府の守備に任じ、將軍足利義昭より桐紋章を用ふを許され武門の面目を施し、又信長より勸賞として尾張春日井郡三淵郷の地五千石を與へられたりと傳ふ。又秀吉の代官として庶政を決しては、禁中公家寺社等の領邑恢復に力を致し之等を舊に復し、以て社會の秩序の整備に力を致したる事亦多し。降つて天正五年、信長の命を奉じて秀吉の中國征伐に従ふや、正勝又小寺官兵衛孝高等と共に諸所の戰陣に従

ひて畫策する所多く、諸城の攻略にその子家政と共に奮闘目覺しきものありたり。この功によりて正勝は始めて一城の主となり長水城を保てり。次で秀吉の中國征伐の根據を姫路城にうつすや、天正八年正勝は新に播磨龍野の城主となり五萬三千石を領するに至れり。引きつゞき天正九年各地の戰陣に馳驅すると共に秀吉の中國攻略を容易ならしめんとして瀬戸内海制海權の獲得を謀るや、正勝は秀吉の帷幄に參じて遂に淡路岩屋城を攻め、瀬戸内海の制海權をして秀吉の手に歸するの端緒を開けり。いよ／＼天正十年四月秀吉の大軍を率ひて備中高松城に清水宗治を攻むるや、毛利輝元は吉川元春、小早川隆景等と共に來り援けしが、正勝は黒田孝高と共に秀吉の命をうけて輝元との間を斡旋し速に和睦を結ばしめ、本能寺の變の起るや高松城に滞りて之を守り秀吉をして後顧の患ひなく上國の軍事に努めしむ。其後正勝は秀吉の麾下にありて帷幄の策に任じ、或は子家政と共に各地に轉戦し秀吉の天下一統の業を輔けり。天正十年六月山崎合戦、次で清州會議、乃至は天正十一年の越前柴田勝家の討伐伊勢瀧川一益征伐、何れも正勝與りて力ありたり。天正十一年五月秀吉の大阪に築城するや、正勝は新に邸宅を大阪城外の櫻ノ岸に與へられ日夕登城して内外の事務に任じ、その參勤料として丹波河内に於て五千石の地をうけたり。これ蜂須賀家の根據を大阪に置きし初めにして、龍野城に於ける政務は一切をあげて家政の手に委ねたり。天正十三年秀吉の内大臣となり累進して關白の宣下を蒙るや、正勝亦秀吉の推舉執奏によりてか從四位下修理大夫の榮爵に叙せられたり。これより先天正十二年秀吉の徳川家康と小牧山及び長久手に對陣のため大軍を尾張に發するや、正勝はその

子家政と共に大阪城の留守居となり、その間黒田孝高と共に中國に使して毛利家と先の媾和條件の折衝にあたり、家政は黒田長政と共に家康と款を通せし雜賀根來一揆を岸和田城に邀へ討ち大勝を博せり。小牧の役の終ると共に秀吉は其翌天正十三年雜賀根來一揆を討伐して之を降し、次で小牧の役に家康に連合したる長曾我部元親を討たんとして四國征伐の軍をおこし、遂に之を平定したり。正勝又その子家政と共に軍に從ひ就中家政の功最も著し。家政はその功によりて阿波に封せられたり。元來阿波は正勝が封せらるべき筈なりしも、正勝は早くより大阪に居住し常に秀吉の左右に侍するの必要ありしより殊更に之を避けて秀吉に願ひ、家政をして阿波を領せしむるに至りしなり。而して彼の大阪にあるや常にその子家政の阿波統治の事に心を用ひたり。

かく常に秀吉の帷幄に參じて劃策經營に努めし正勝も遂に病に伏し、天正十四年五月二十二日大阪城外櫻ノ岸の居邸に卒せり。時に歳六十一なり。遺骸は邸地の傍に葬り、江名を福聚院殿前匠作四品良巖淨張大居士といへり。昭和三年秋に行はせられたる御大典に際して正勝の功績天聽に達し更に從三位を贈らるゝの恩典に浴せり。

二、蜂須賀正勝墓

現在大阪府天王寺區六萬體町國恩寺址にあり。市電稚寺町停留所を下車し北行すること約一町半ばかりにして達すべし。始め天正十四年五月二十二日、正勝の大阪城外櫻ノ岸の居邸に卒するや、遺骸を邸地の傍に葬り、その子家政菩提のためにその墓地に龍雲山安住寺を建立した

りしが、その後大阪城擴張の爲墓と共に安住寺を天王寺の傍に移されたり。即ち現在の墓地にして寺名も同時に國恩寺と改められ、同家より祠堂料として毎年米五十石を寄せたり。因に寺は妙心寺末たり。國恩寺は後明治十二年廢寺となり、寺址は廢寺の後一部には天王寺公設市場を設けられ他の一部のみ共同墓地として残り、正勝の墓もその中にありて以後同町天瑞寺に依りて管理せられて今に至れり。故蜂須賀茂昭侯は大阪通過の際、展墓を怠ることなかりしが、當主正韻侯は墓の人家の奥にありて空しく寒煙に鎖さるゝを慨き、墓地を同家の私有とし、且東裏の民有地を買収して墓參道の開設を圖り、在阪舊藩士は力を戮せて之が施設に盡し、共同墓地に存したる同藩士及び同藩の親戚たる常州土浦藩士其他の墳墓の大部分を天瑞寺に移し、墓地を修營せり。因に天瑞寺は萬松山と號し、承應年間蜂須賀忠英の側室天瑞院の再興したる寺たり。かくて墓地は擴張せられて面目を一新し、地域大略一段歩に及ぶべく、四圍コンクリート壁を繞らし、墓參道は上汐町六丁目に設けられ、別に一劃を作りて墓あり。この一劃は昨年假指定せられたるものなり。墓は西面し、二重の玉垣をめぐらし、前面に石鳥居及び二基の塔籠たてり。中央石壇上に五輪塔ありて、高さ臺石共に約六尺三寸あり。陰刻の碑銘ありて次の如し、

(前面) 福聚院殿前匠作良巖紹張大居士

(裏面) 修理大夫從四位下

蜂須賀正勝公墓

(左側) 天正十四丙戌五月廿二日

(右側) 阿州

もとより天正十四年のものには非ずして後年重修の際のものなり。(岸本囑託稿)

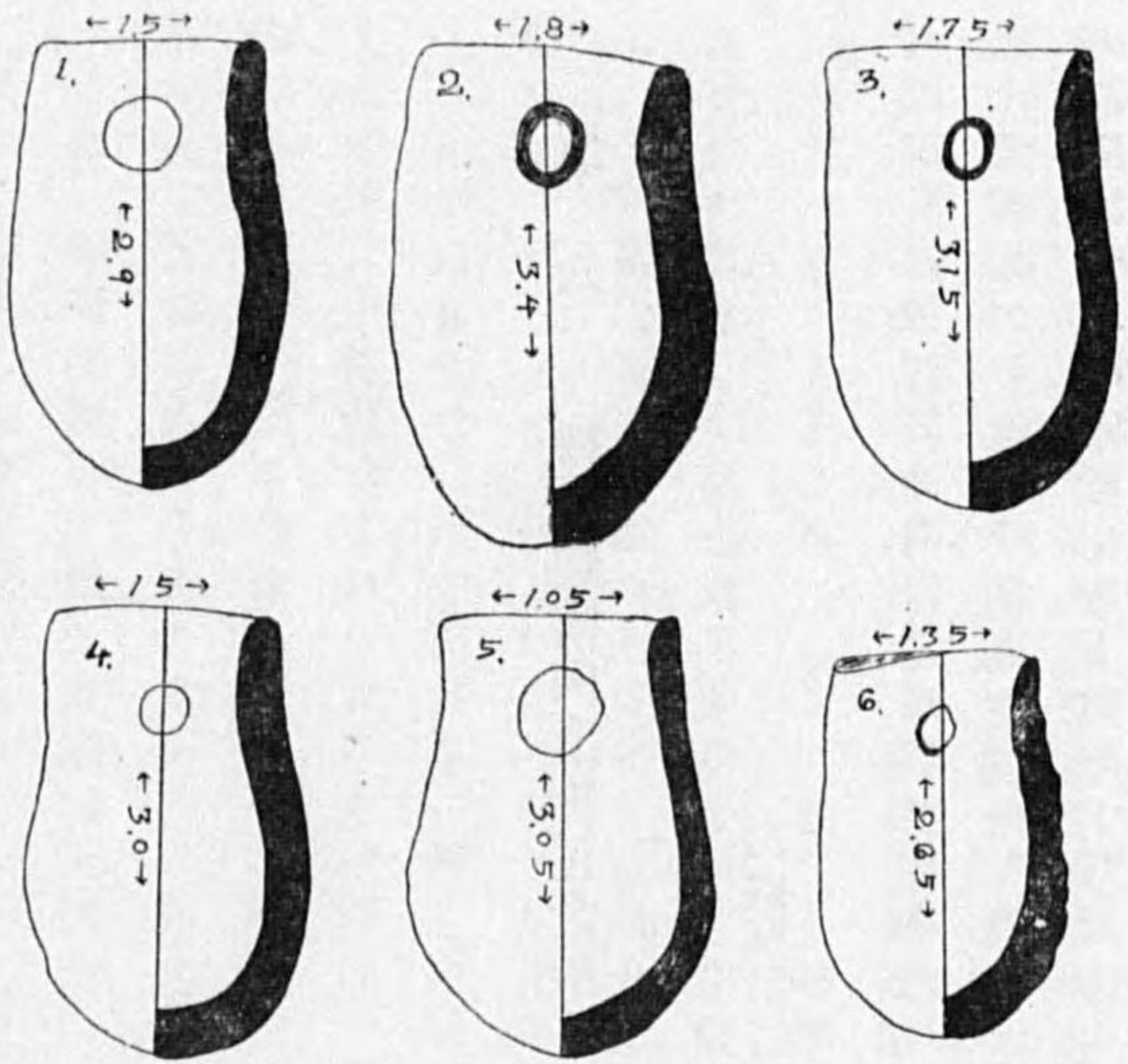
第八 難波驛構内遺物包含層

(圖版三一—三六)

大阪市南區難波新地南海電鐵難波驛構内にあり。昭和四年六月より十月にかけて南海電氣鐵道株式會社がその本社新築のためその第一期工事の基礎工事の着手として現在の難波驛本屋の西隣約千坪の箇所を地下約二十四尺ばかり掘り下げたる際、殆んど無數とも稱すべき貝殻と共に土器と可成り炭火したる流木及獸骨背椎骨と覺しきもの一片を發見して遺跡の存在を知れるものなり。

その出土土器にして本員の調査したるものは次の如し。

一、タコ壺形土器、完形六個、破片四個、この土器はタコ壺の形をなせるものにして、高さ二寸乃至二寸五分、口徑一寸乃至一寸五分、夫々大小あり。何れも上部の一方に孔徑二三分の圓形の孔を有し、その色は褐色或は淡褐色のもの、灰白色を帯びるもの、黝黑色を呈するもの等ありて一定せず。薄手にして質やはらかなり。その多くは彌生式土器に屬すべきものなるも、その中には祝部風の色澤と土質とを有するものありて寧ろ祝部土器に屬せしむべきを穩當とするが如きものも存せり。

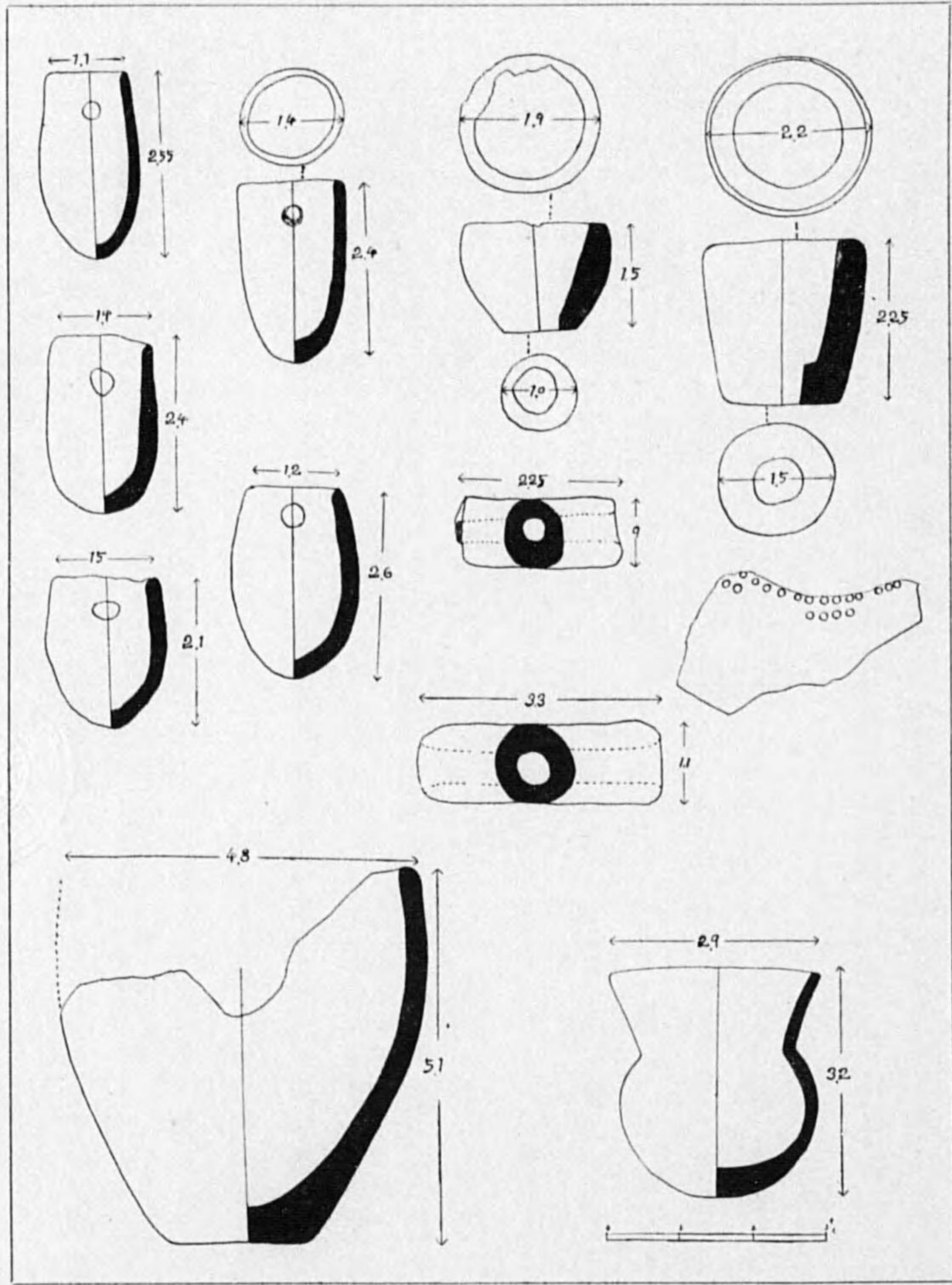


和泉四ツ池出土土器 圖二十二第

第一六卷、第一號、益々歸來也氏)尾張の熱田原播磨國千代田原町上原(人類學雜誌、第四三卷、第一號、直良信夫氏)等なり。尙この類似の土器として和泉國泉北郡大鳥社附近同郡東陶器村岩室には底に把手様のもの

全體として時代的に下れるもの、如し。面してこの種の土器は既に他地方に發見せられたるものにして本員の見聞したる限り、和泉國泉北郡四ツ池、堺市外三國ヶ丘、(考古學雜誌、

第二十三圖 難波驛構内出土土器實測圖



のをつけたる祝部土器あり。又八幡一郎氏はこの類似の土器を鐸形土製品として發表されたり。(人類學雜誌、第四二卷、第二二號)而して今この難波驛のものゝ和泉國四ツ池(第二二圖)とを比較するに四ツ池の方稍形大にして又厚手なり。

二、筒形土製品、大小二個、大なるものは長さ三寸三分、中央徑一寸一分、小なるものは長さ二寸二分五厘、中央徑九分にして兩者共に不整の圓形の孔を通せり、素焼にして褐色なり。孔口内側に磨損せられたる形跡あり。漁獵用土錘であらう。

三、輪口形土器、完形二個、破片一個、輪口の如き形をなせる土器にして完形のもの一は高さ二寸二分五厘、口徑二寸二分、底部徑一寸五分、他は高さ一寸五分、口徑一寸九分、底部徑一寸にして胴部張れり。何れも素焼褐色の土器なり。

四、壺一個、高さ三寸二分、口徑二寸九分、底は丸底なり。黝黒色にして祝部土器の如き色澤と土質とを有し砂を多く混せり。

五、土器破片五個、イ、口縁部を缺失せる壺破片。現存部は高さ五寸一分、胴部の徑四寸八分を算し、底部平底にして口縁部に至るに従ひや、胴部より狭れるが如し、砂を多量に混入し、粗質なり。黝黒色にして底部更に黒し、内部は縦に筋目ありて外部には蘚苔類の死殻附着せり。

ロ、口縁部と覺しきものにして内部は桃色、外部は、少しく黝色を帯びて横に直線の模様あり、質砂を混す。ハ、壺の頸部と覺しきものにして陰刻連珠文あり、黝黒色にして質粗なり。ニ、他に黝黒色の祝部土器の口縁部と底部と覺しき破片各一個あり。

而して以上の本遺跡発見土器は多く表面及び外部磨滅せるは特に注意すべき點にして長く海底にあり波に洗はれたるを示すものなり。且多くは彌生式土器に屬すべきものなれど何れも他の石器時代遺跡に見る土器とはその様を異にし、中には祝部土器風のもの及び祝部土器に屬すべきものを混せり。時代的に見て少しく後期に屬すべきものなり。

之等土器の出土状態は建築工事現場坪井技師の談によれば地下約二十尺内外の箇所より發見せられ發掘箇所千坪の各所に散在して出土し、その包含層の下には極めて密にして厚き主貝層ありて上層遺物包含層とは明なる層位的區別ありたりと。本員の調査したる際には既に二十四尺まで掘り下げられ杭打作業中にて唯全面に貝殻の散布を見るのみなりき。

此の遺跡地に埋藏せる貝は殆んど無數とも稱すべくその貝の種類に至りても百數十種を數ふべし。横山次郎氏は地球第十三卷第一號に「大阪難波驛半化石」として載せられたるが貝層中に含める貝及び其他の物に就きて次の如く記され、且その目録をあげられたれば之を引用すべし。

(上略)顯微鏡的の有機物は主に石灰質のもので幼貝、海膽類の針、貝形類の Cythere 及 Ioxoconcha の二屬有孔虫では Elphidium, Quinqueloculina, Triloculina 等がある。大きいものでは大多數が軟體動物の貝である。次にかゝげる目録には微小貝が可なりはぶいてあるがどれも稀有のものであるから大勢に影響する事は尠い、*を附せるものは可成り夥しく出るもの

Pelecypoda

- * Anadara subcrenata (LISCHKÉ) サ ル ボ ウ
- Anadara satowi (DUNKER)
- Anomalocardia squamosa (LINNÉ)
- Anomia lischkei (DAUTZENBERG et FISCHER) ナ ミ マ ガ シ ラ
- Atrina japonica (SOWERBY) タ ヒ ラ ギ
- * Cardium muticum (REEVE) ア カ ガ ヒ
- Chama aspersa (REEVE) キ ク ザ ル
- Chlamys pelseneerei (DAUTZENBERG et BAVAY)
- * Cryptomya elliptica (A. ADAMS) ク シ ケ マ ス ホ
- Dosinia japonica (REEVE) カ ガ ミ ガ ヒ
- * Lutraria maxima (JONAS) オ ホ ト リ ガ ヒ
- * Macoma secta (CONRAD) サ ギ ガ ヒ
- * Macrocallista pacifica (DILLWYN)
- * Mactra sulcataria (DESHAYES) バ カ ガ ヒ
- Modiolus barbatus (LINNÉ) ヒ バ リ ガ ヒ
- * Mya japonica (JAY) ホ ホ ノ ガ ヒ
- Ostrea denselamellosa (LISCHKÉ) イ タ ノ ガ キ
- Paphia greeffei (DUNKER)
- * Paphia philippinarum (ADAMS) ア サ リ
- Paphia undulata (BORN) イ ヨ ス ダ レ
- * Peteu laqueatus (SOWERBY) イ タ ヤ ガ ヒ
- Pilucina pisidium (DUNKER)
- Pilucina sp.
- * Solen gouldi (CONRAD) マ テ ガ ヒ
- Solen krusensternii (SCHRENCK)
- * Soletellina boedinghausi (LISCHKE) フ ザ ナ ミ
- Soletellina adamsi (REEVE) ム ラ サ キ ガ ヒ
- Standella (Eastonia) capillacea (REEVE)
- Tellina diaphana (DESHAYES)
- * Tellina nitidula (DUNKER) サ ク ラ ガ イ
- * Tellina delta (YOKOYAMA)
- Tellina speciosa (HANLEY)

Gastropoda

- Actaeopyramis eximia (LISCHKÉ)
- Agatha virgo (A. ADAMS)
- * Alaba cf. subangulata (A. ADAMS)
- Batillaria multiformis (LISCHKÉ) カ ミ ニ ナ
- Cancellaria spengleriana (DESHAYES) (コ ロ モ ガ ヒ)
- Clava kochi philippi ニ ク イ ロ カ ニ モ リ
- Cylichnella cf. japonica (A. ADAMS)
- Cythereella sp. (n. sp. ?)
- Epitonium stigmaticum (PILSBRY)
- Epitonium sp.
- Eumaticina papilla (GMELIN) ネ コ ガ ヒ
- Fusinus perplexus (A. ADAMS) ナ ガ ニ シ
- Inquisitor? japonica (LISCHKÉ)
- Inquisitor jffreyssii (SMITH) モ ミ ナ ボ ラ
- * Latrunculus japonicus (SOWERBY) パ イ

- Muriciformis thomasiana (CROSSE) …… ア カ ニ シ
- Nassarius livescens (PHILIPPI) …… ム シ ロ ガ ヒ
- Nassarius festivus (POWIS) …… ア ラ ム シ ロ
- Nassarius surcinctus (A. ADAMS) ……
- * Obtortio septentrionalis (TOKUNAGA) = rufocincta (A. ADAMS?)
- Odcostomia desimana (DALL et BARTSCH) ……
- Odcostomia sp., aff. hilgendorffi (DALL et BARTSCH) ……
- Odcostomia sp. ……
- * Oliva mustelina (LAMARCK) …… マ ク ラ ガ ヒ
- Phalium strigatum (GMELIN) …… カ ヅ ラ ガ ヒ
- Polinices didyma (BOLTEN) …… ツ メ タ ガ ヒ
- Polinices sagamiensis (PILSBRY) …… シ ラ タ マ ツ バ キ
- * Pupa strigosa (GOULD) …… カ ヅ ラ ガ ヒ
- Pyramidella Pulchella (A. ADAMS) ……
- Retusa sp. ……
- Scaliola glareosa (A. ADAMS) ……
- Scaliola gracilis (A. ADAMS) ……
- Serpularia imbricata (DUNKER) …… オ ホ ヘ ビ ガ ヒ
- Strombiferma ozawai (YOKOYAMA) ……
- Strombus japonicus (REEVE) …… シ ド ロ
- Stylopygma lendix (A. ADAMS) ……
- Syrnola n. sp., aff. cylinbrella (A. ADAMS) ……
- Tegula rustica (GMELIN) …… コ シ タ カ ガ ン ガ ラ
- Terebra lischkeana (DUNKER) …… ヒ メ ド ク サ
- Trigonostoma bocageanum (CROSSE et DEBEAUX) …… ガ リ イ レ ボ ラ
- Turbo (Marmorostoma) coronatus corensis (RECLUZ) …… カ ン キ ク
- Turbonilla approximata (DALL et BARTSCH) ……
- Turbonilla n. sp., aff. eximia (A. ADAMS) ……
- Turbonilla, 5sp., possibly new to science. ……
- Tympanotonos micropterus (REEVE) ……
- Umbonium (Suchium) moniliferum (LAMARCK) …… キ シ ヤ ゴ
- Xymene birileffi (LISDHKE) ……
- Echinoidea
- Echinarachnius mirabilis (AGASSIZ) …… カ シ バ ン ウ ニ
- Fibularia acuta (YOSHIWARA) ……
- Crustacea
- Pinnothera sp. (Dositia japonica に寄生す)
(以下筆者追加)
- Ostrea gigas (THUNBERG) …… カ キ
- Epitonium (cf.) augustum (DUNKER) …… シ ノ ブ ガ ヒ
- Natica adamsiana (DUNKER) …… ア ダ ム ス タ マ ガ ヒ
- Psammisolen divaricatus (LISCHKÉ) …… キ ヌ タ ア ゲ マ キ
- Saxidomus Purpuratus (SOWERBY) …… ウ チ ム ラ サ キ
- Turbo (Lunella) coronatus (GMELIN) …… ス ガ ヒ

(○印アルモノ圖版第三五、三六参照)

右の中新に日本のフォオナに加はつたものは *Eastonia Capillacea* (REEVE) であり、この種はインドからフィリッピン半淡水に現に生きてをるものである。此難波半化石フォオナは現在では黒田氏調査の堺市附近(地球、第七卷、第五號、五三頁以下参照)のものに似てをり、同様の石器時代では千葉縣市川のものに似てをる。

本遺跡地の地質状態は完全なる数段の層をなし、地層の變動は認むる能はず。大體地表より數尺は土壌及埋土其下約十三尺は淡褐色細砂層、上より十八尺にはカキ層以下五尺の間に少々の貝と共に土器其他の遺物、二十三尺以下は主貝層にてボーリングの結果に徴すれば、略三十尺の頃に及ぶ横山氏は、この様な砂は大阪の洪積層に類なく一見明に沖積世の海成層と判じうべきものである(前掲、地球、第十三卷第一號)と説かれたり。而してボーリングは工事に先立ち五ヶ所に於て成されたるが、現在發掘箇所は大體第二號、第三號、第四號を含み、第一號は發掘箇所の西方入堀川の左側に、第五號は東方難波驛乗車口前市電線路の側に行はれたり。それによれば第一號は第二、三、四號と各同様の結果を得たるも第五號の箇所には殆んど貝を含まず。かくて貝層は尙東方は少許とするも他の三方に相當の擴がりを認むべきものなりとす。

要するに以上によりて明にせられたる如く本遺物包含地は石器時代の貝塚に非ずして同時代の天然の海底に沈積したるものとなすを至當とすべし。之を以て貝塚とするにはあまりに明かなる多くの矛盾を生ずべし。地質上より海底は勿論、遺物及び貝の埋藏のあまりに深きこと、遺物包含層と主貝層との明なる層位的區別あること、而して貝の大なるものより微細なる

ものまで其數の殆んど無數と稱すべく、又その貝層の範圍の廣汎にして且つ厚きこと、且貝の埋藏の自然の状態(二枚貝は貝殻を閉ぢ、マテ貝は縦に埋る)最も困難なる事には食用に堪へない微小の貝と原始人との關係は如何に解釋すべきか。かくて本遺物包含層は天然の海底沈積にして土器には明かに海水に洗はれた形跡を認め、地質學上貝を含む砂層は明かに海成にして貝の多數は棲息したる原位置のまゝ保存せられ居れり。即ち石器時代に於てこの附近は海中にしてその當時海底に棲息したりし貝類が地層の生成と共に自然に沈積したる頃、附近陸上に住居したる人類使用の土器が流れ來りて海底に留りて埋没されたものならん。而してこの附近東方に往昔の海岸線を考ふるも敢て不合理にはあらざるべし。

かくの如く本遺物包含地は貝塚とは考へ難しと雖も、市内股賑の巷の下に未だ嘗て出土せざりしかくも多數の貝類と如上の土器等の遺物を發見したるは珍重すべく、吾人に多大の興味を感せしむるものなり。(岸本囑託稿)

中河内郡

第九 鳥坂寺址發掘鴟尾

〔圖版第三七—第三八〕

一、序言

天平時代に於ける河内には地理上大和と隣接せる關係とともに推古時代に培養された佛教文化が可成熾烈に然かも根強く潜在してゐたために今に其の遺蹟は到るところに夥しく殘存してゐる。

されど悉く千古の星霜を経た今日、當時の大夏高樓の殿堂は見る影もなく草茫茫たる廢墟となり、若くは原形もなき迄に荒蕪して徒らに田野と化し、只辛うじて僅かの文献、或は各所より發掘される礎石や瓦等によつてありし日を追憶するのみである。

今回圖らずも鳥坂寺趾より鴟尾古瓦等發掘されたるは鳥坂寺趾研究に一段の光明を與へたと共に建築、考古學方面に特に重要な資料を提供するものであり決して看過すべからざる事柄である。

殊に鴟尾は其の遺物の現存せるもの極めて少く僅に推古時代の法輪寺所藏の鴟尾、天平時代の唐招提寺金堂屋上の鴟尾等にして是等は何れも奈良縣下所在なるに適々大阪府より發見さ

れたのは是亦特に注意すべき稀有なことである。

二、發見の位置

發見の位置は中河内郡堅下村大字高井田(通稱塔坂?鳥坂?)の西方式内社天湯川田神社の北方大軌線路切割の北側葡萄畑の一隅である。(大軌沿線安堂國分驛間の略中央)

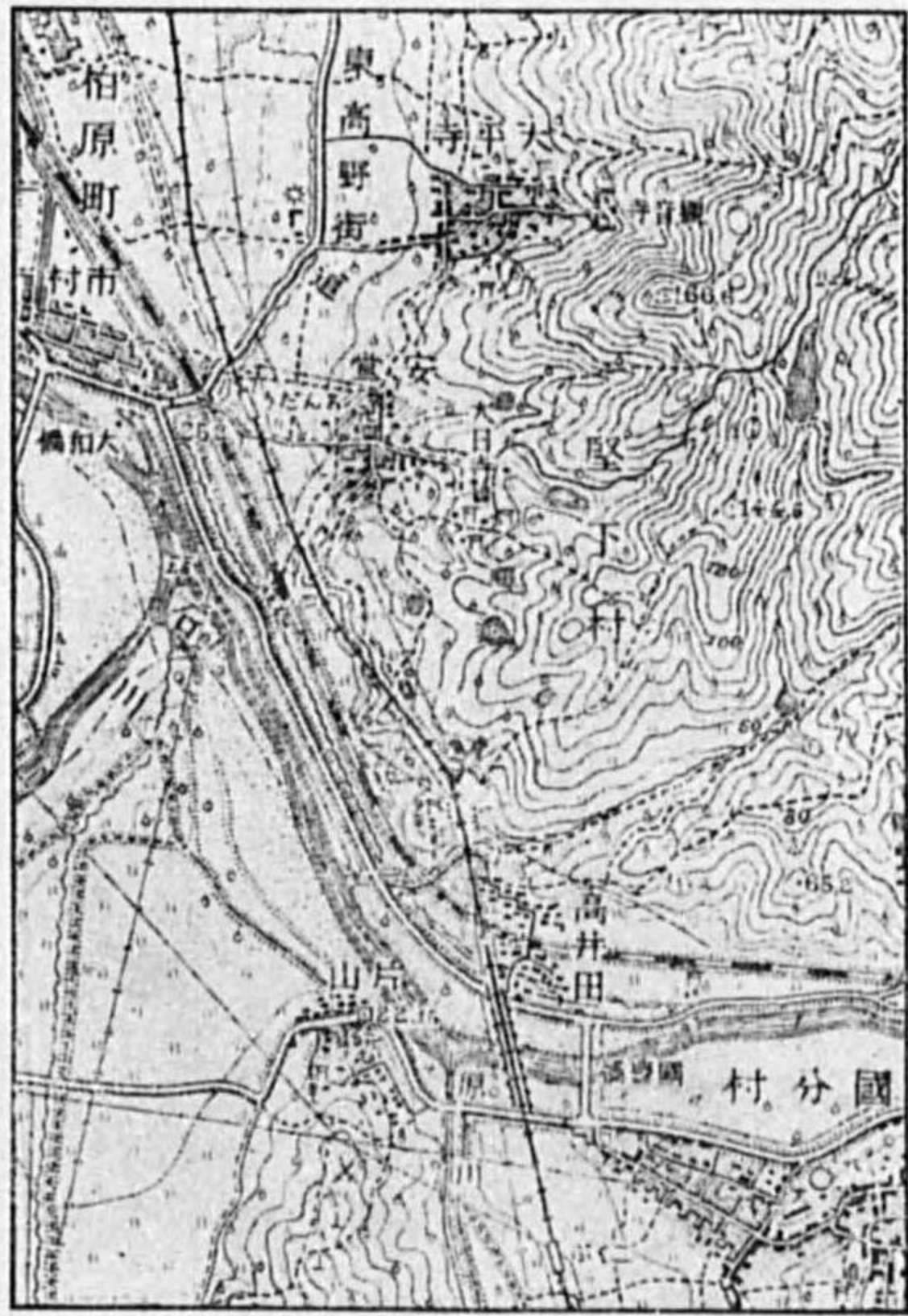
此地古來鳥坂郷と呼び奈良時代鳥坂寺の舊跡で西より東へ傾斜せる丘陵をなし往古伽藍聳立せし遺跡にて今尙附近に土壇礎石古瓦等の破片堆積し現に鳥坂と俗稱されてゐるところである。

鳥坂寺に就ての文献を見るに

續日本紀天平勝寶八歲二月巳酉

天皇幸知識山下大里三宅家原鳥坂等

七寺禮佛。



圖四十二第 鳥坂寺址附近地圖

庚戌遣内舍人於之寺誦經觀施有差。

政事要略二十二年中行事

八月四日北野天神會事。余惟宗寬弘四年出爲河守五年九月五日住大縣郡普光寺僧幡慶

語云下略

河内志六縣郡

古蹟普光廢寺在高井田村(中略) 名井上寺又名鳥坂寺

古事類苑

鳥坂寺は一に井上寺と云ひ又普光寺とも言ふ今廢寺にして舊地は河内國大縣郡高井田村に在り。

大阪府史蹟名勝天然紀念物第三冊(昭和三年版)

廢普光寺跡堅下村大字高井田

高井田の西方天湯川田神社の北方は古の鳥坂郷にして鳥坂寺の舊蹟なり田圃の中に古瓦の破片夥しく堆積し礎石また地中にあり。地名今尙鳥坂と稱す。鳥坂寺は普光寺また井上寺とも云ふ。孝謙天皇天平勝寶八歲二月鳥坂寺に幸して佛を禮し給ひしこと續日本紀に見ゆ。延暦三年普光寺の僧勤韓赤鳥を獲て之を獻じ大法師位を授かりしといふ。その後の變遷詳かならず

續日本紀

延暦三年六月辛亥普光寺僧勤韓獲赤鳥授大法師位並施稻一千束。

遊普光寺(寺在河州府東山)大江佐國

秋月適尋古寺登 暮林翁索嶺泉澄

梯危路遠幽溪入 山隔雲從斷峽興

如遇舊遊丹頂鶴 纒談往事白眉僧
此時促膝沈吟苦 被引風流去來能

三、發掘の動機と埋没狀況

發掘者、中河内郡堅下村大字高井田四九番地農松井已之助氏は發掘土地所有者南河内郡柏原町大字月止高田清二氏より約三十五年以前より同地を賃借し爾來引續き耕作してゐたもので昭和四年四月十八日葡萄畑手入のため同地に赴き隣接高所の境界にある排水溝中に數年前より煉瓦様のかなり大きな塊の露出されてゐた爲に排水溝を閉塞してゐたのを浚渫せんとする際其の溝底地下約五寸の個所より巾七八寸位長さ一尺三寸位厚さ一寸五分位の赤色を帯びた煉瓦の如き破片一個を發見したので尙同所を掘り下げたところ前記鴟尾斷片を發見するに到つたもので當時は濕氣を含んでゐたため重量約六十貫を有せりとのことである。

四、發掘鴟尾に就て

余は六月二十四日佐藤佐松村莊二郎兩氏の案内で先づ松井已之助氏宅を訪べれ斷片の小さなもの三十數個及瓦等に就いて實測及拓本を取りそれより引き續き鳥坂寺址發掘現場に赴き出土狀況及殘存せる部分に就て詳細なる調査を遂げた。

調査當日は鴟尾の最も大なる部分は其の重量約五十貫餘りあつて發掘個所より三尺餘り距つた葡萄畑中に亞鉛引鐵板を以て被覆せられ保存されてゐた。これを取除けば上部の缺損甚だしく下部は比較的完全に残され外觀煉瓦の如く赤色を呈し正しく火災に罹つたものと思は

れる。

之を側面より見るに下端約三尺高二尺に達し稀に見る大きさのもので他に比類なきものであつた。二重の鱗があつて中央に一系列の珠紋があり背面中央には複辨を持つ蓮華模様があり各部の美しき線釣合ある形は實に安定を示し上半部は缺損せるため復原又は斷片の組合せ後にあらざれば論じ得ないが均衡よろしきを得たものである。(圖版第三八、三九参照)

五、復原的考察 附製作年代

是が復原に當つては天平時代に於ける鴟尾の代表とすべき唐招提寺金堂のものを標準基礎として考察する方法と今一つ今回出土のもの殘缺を綜合復原して前者と比較對照する方法との二方面から觀察して作圖することにした。(殘缺の形狀よく唐招提寺のものに相似せる點あるため)

第一案は比較的容易であるが單なる想像によるのだから果して實際的のもの即ち第二案と符合するや否やを期し難い。けれども三十個も斷片の殘存せることとて第二案による方法を取り復原を試みた。

最初斷片の悉くを拓本に取り之を輪廓通りに切り抜き如何なる形が出来上るかど種々苦心して繼ぎ合せて見たが意外にも各斷片が少しも組合はず無理に之を組合せてみても豫て想像した鴟尾の形とは全く異つたものが現はれ此の試みは遂に不成功に終つた。

次に六月二十六日再び佐藤松村兩氏を煩はして現場に赴き現物に就て己に試みたる拓本の

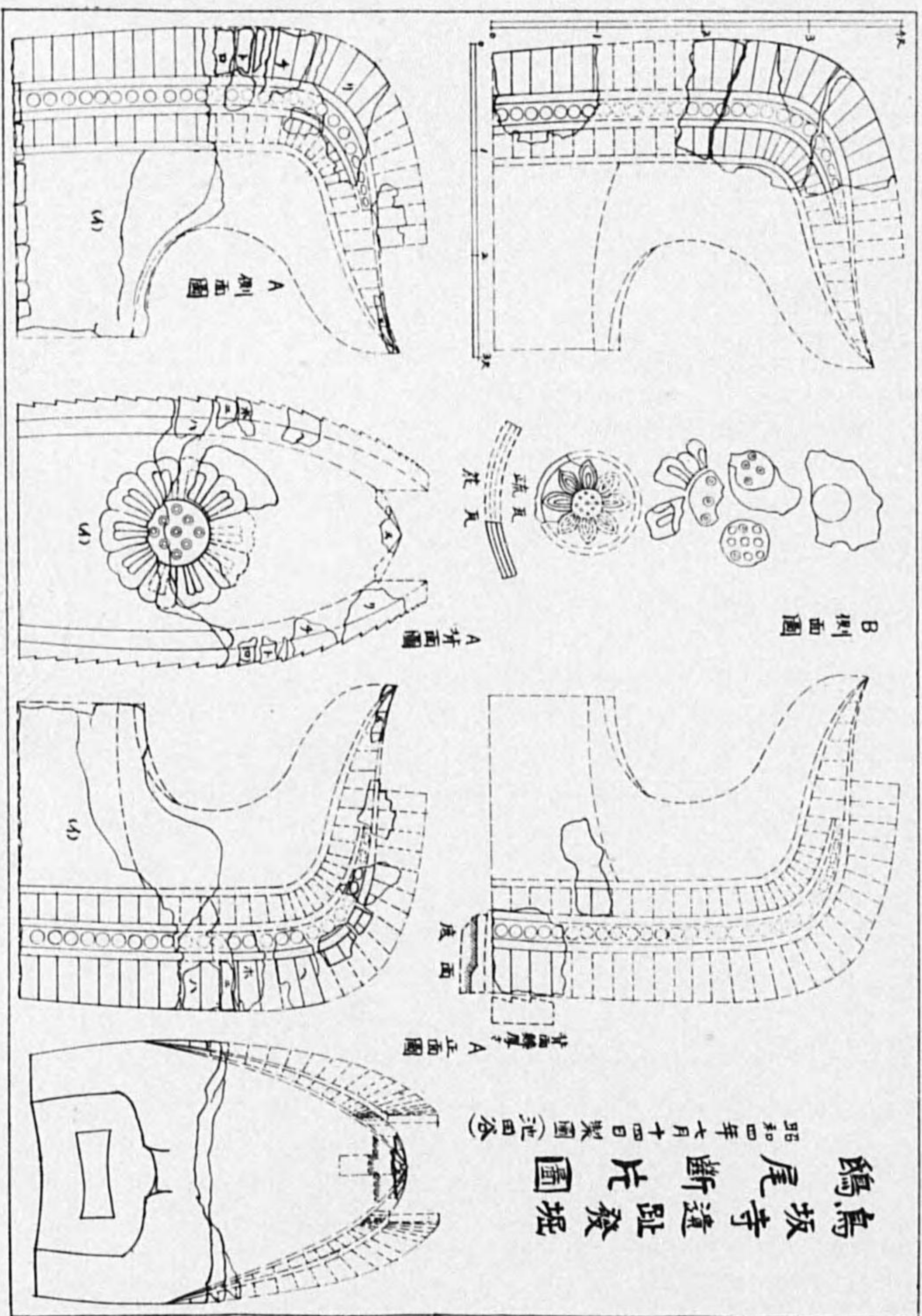
組合せに従ひ現物を組合せて對照した所が都合よく正確に組合せが出来かけたが、茲に又一つの疑問が生じた。それは破片が豫想外に龐大なものとなり想像せるが如き鴟尾の形状を作らず殊に鱗の部分の幅厚さに不同のあること、同一個所の部分が二個あるもの等が發見された事で遂に今回の發掘鴟尾は一個にあらずして二個の鴟尾の断片なることが了解されるに到つた。其結果第二十五圖の如きA、B、二個のものが生じたのである。

此の鴟尾の製作年代は天平時代のものたることには間違ひなかるべく、即ち創建當時のものである。

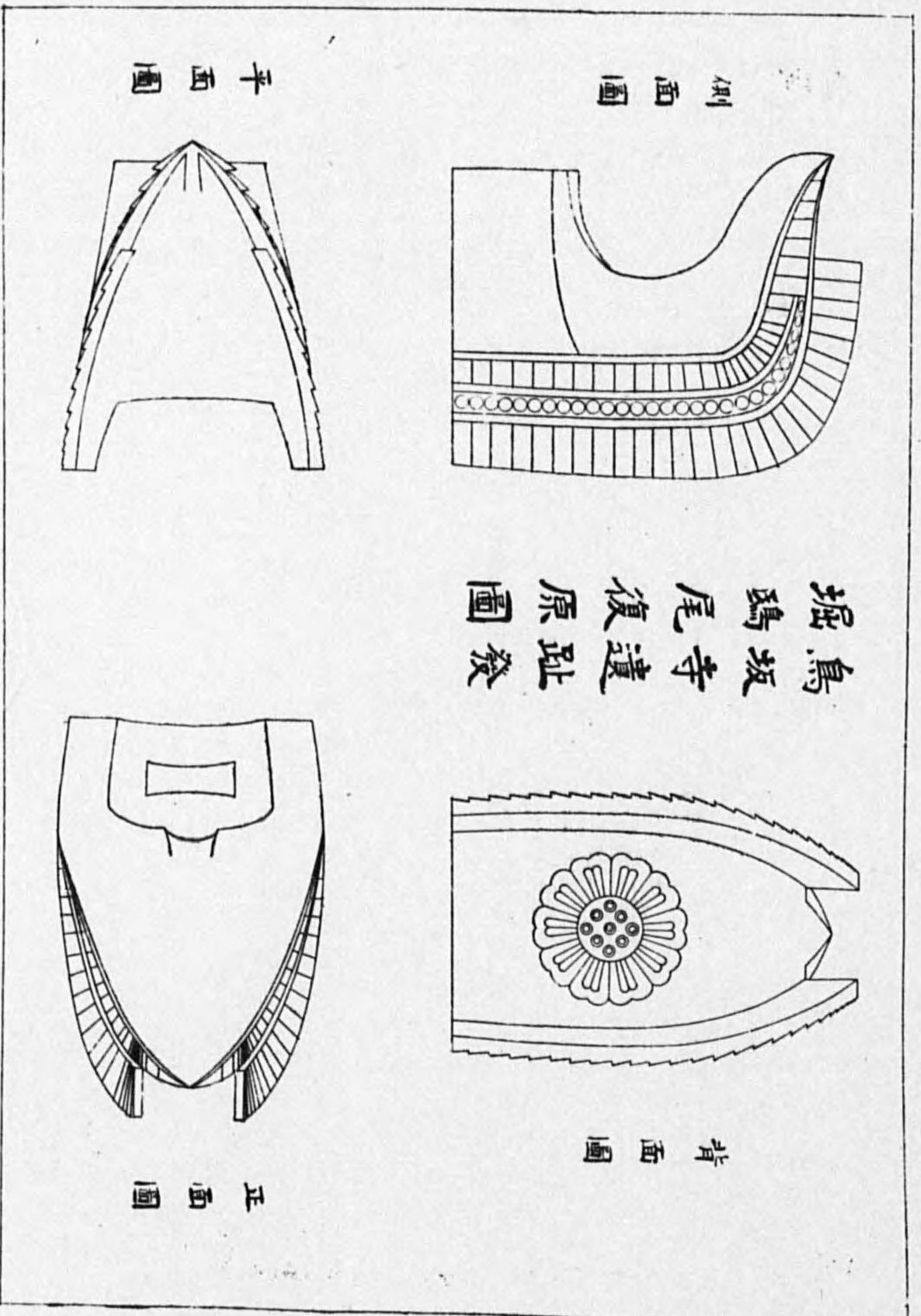
然しながら鳥坂寺建築に關する文献が今のところ皆無のためこの鴟尾に就ての確なる年代は斷定し難いが、天平勝寶八年には天皇の行幸さへあつたとすれば少くとも當時の建築物も相當の規模のものであつた事は容易に首肯出来る。また天平勝寶八年は丁度奈良東大寺、正倉院生駒靈山寺、奈良手向山八幡宮等の建立された年であつたが鳥坂寺は少くとも是等の社寺より古いものといふことが出来る。

- また形の上から考察して、鴟尾を推古式と天平式とに分類するとすれば、
- 一 推古式とは法隆寺玉虫厨子、法輪寺所藏の如きもの
 - 二 天平式とは唐招提寺金堂所用のもの

であるが、此の鴟尾が後者の形式に屬するものである事は異論のない所である。尙鳥坂寺のものは同じ天平期のものと比較すればその構圖並に技巧に於ては遙かに精美を



鳥坂寺遠趾發掘鴟尾断片圖 圖五十二第



鳥坂寺遺址發掘尾鷗原圖 第六十二圖

極め他の何れのものよりも優秀なものである。

當時の鴟尾は金銅製と瓦製との二種あつたらしく文献によれば東大寺、西大寺等の金堂には金銅製のものが使用されてゐたが何れも現存してゐるものはない。また建物の屋根の形式から考へると立派な建物は概ね四注造であり、大棟の両端には鴟尾を頂いてゐる。東大寺、唐招提寺の金堂の如きは皆四注造りになつてゐる。此點から考へれば鳥坂寺も亦鴟尾を使つてゐたから四注造りであつたと断定出来ることもに規模が相當大きなものであつたことも想像出来るのである。

出土品は鴟尾斷片の外、疏瓦及花瓦等であるが、何れも天平時代のものである。

結 尾

本鴟尾は天平時代のもので四注造大棟兩端に使用されたる二個の斷片である。

本鴟尾の發見によつて鳥坂寺建築の規模が相當大なるもので唐招提寺に優るとも劣らざるものにはあらざりしかと推定されるのである。然かも技術優秀にして當時の遺物としては稀有のものである。(池田谷委員)

圖

版



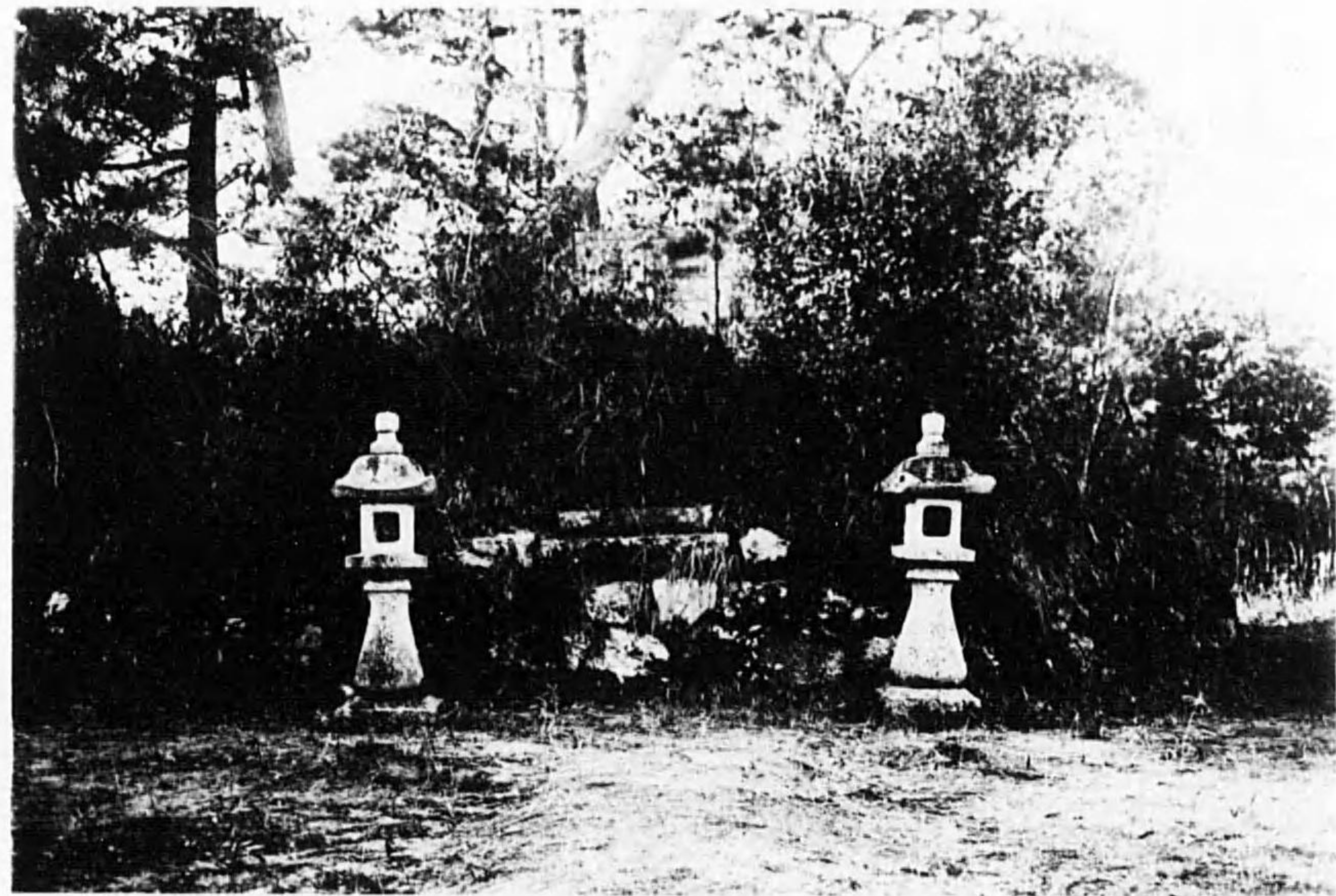
一ノッ 址 寺 法 通 (一)



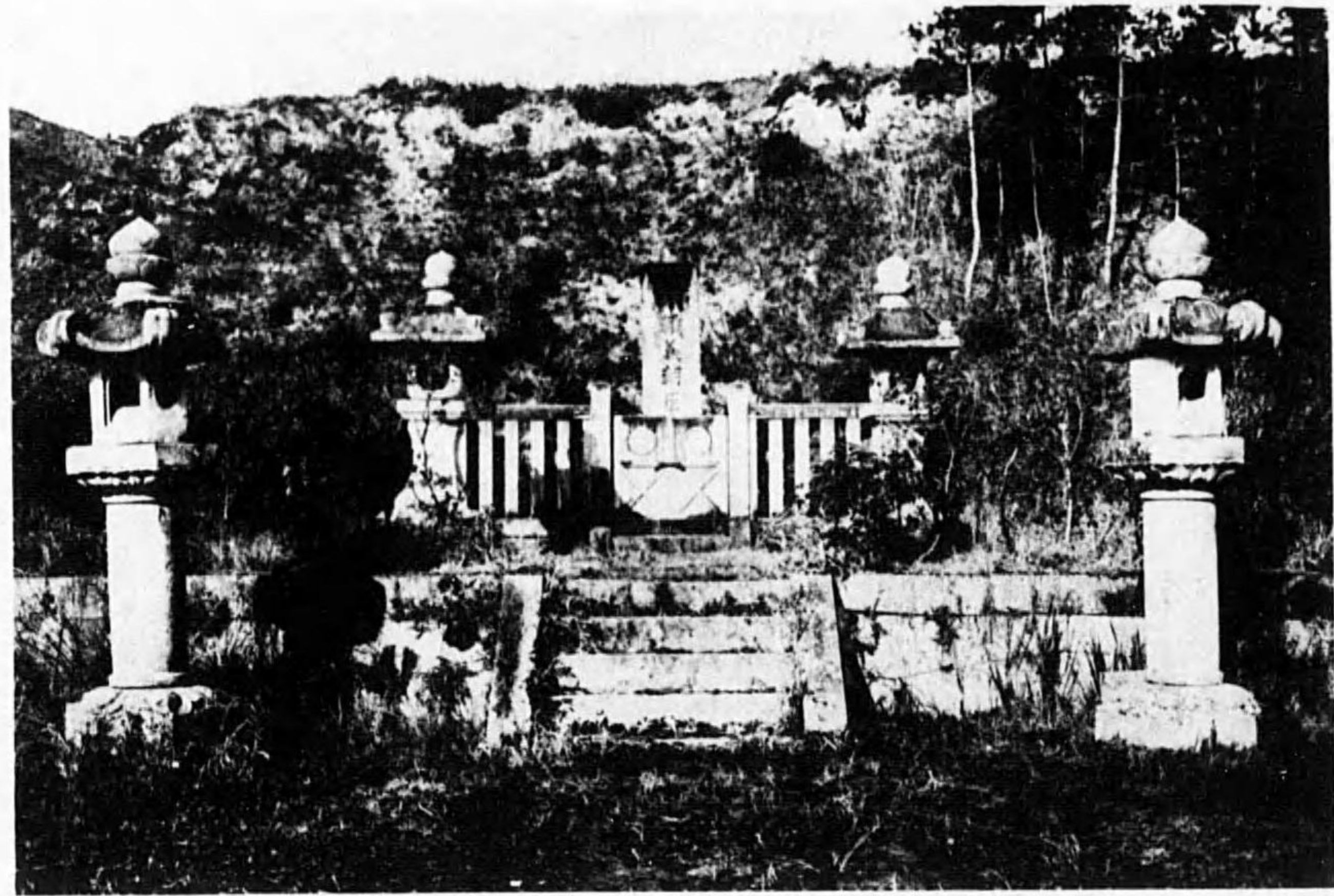
二ノッ 址 寺 法 通 (二)



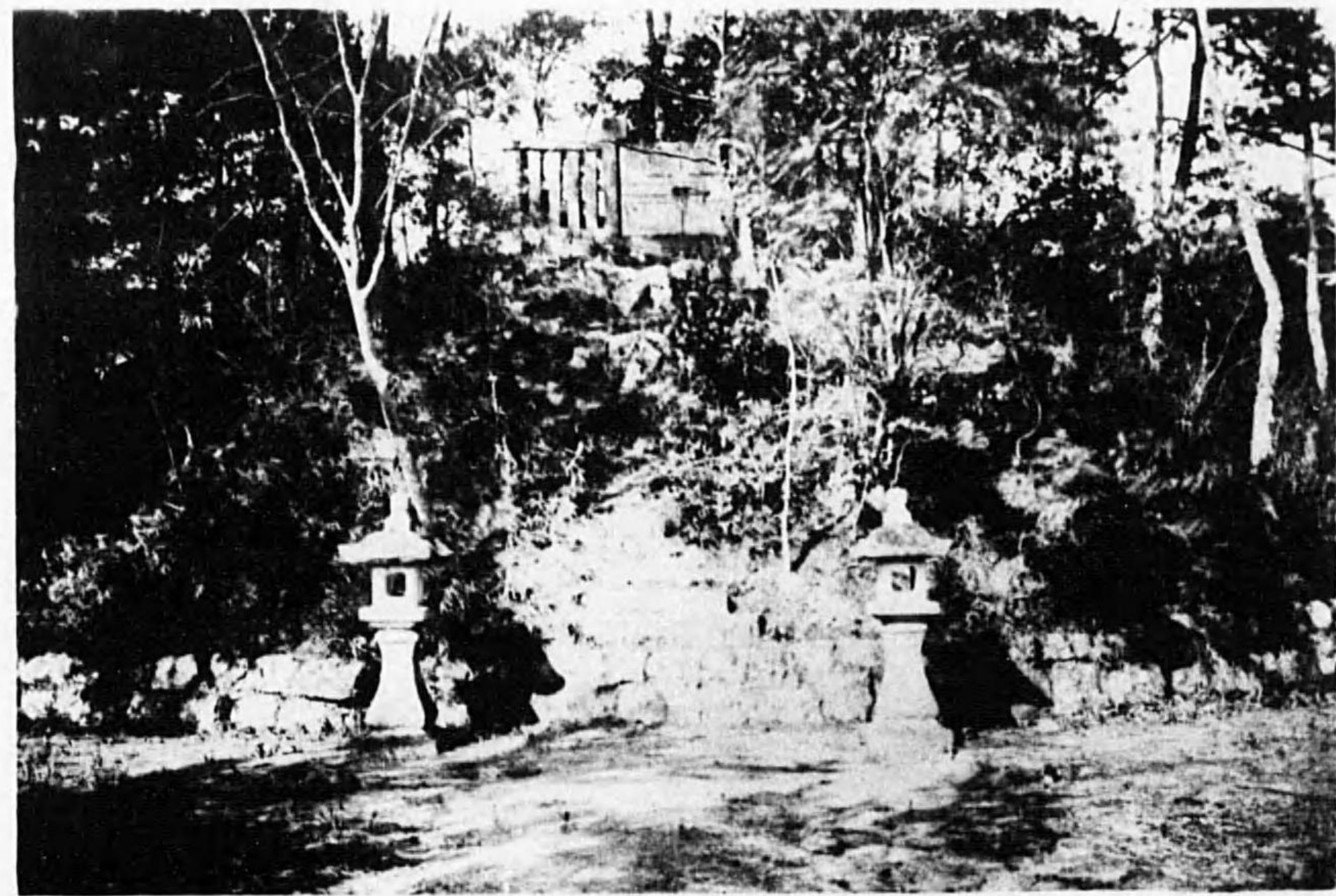
三ノッ 址 寺 法 通 (一)



墓 信 頼 源 (二)



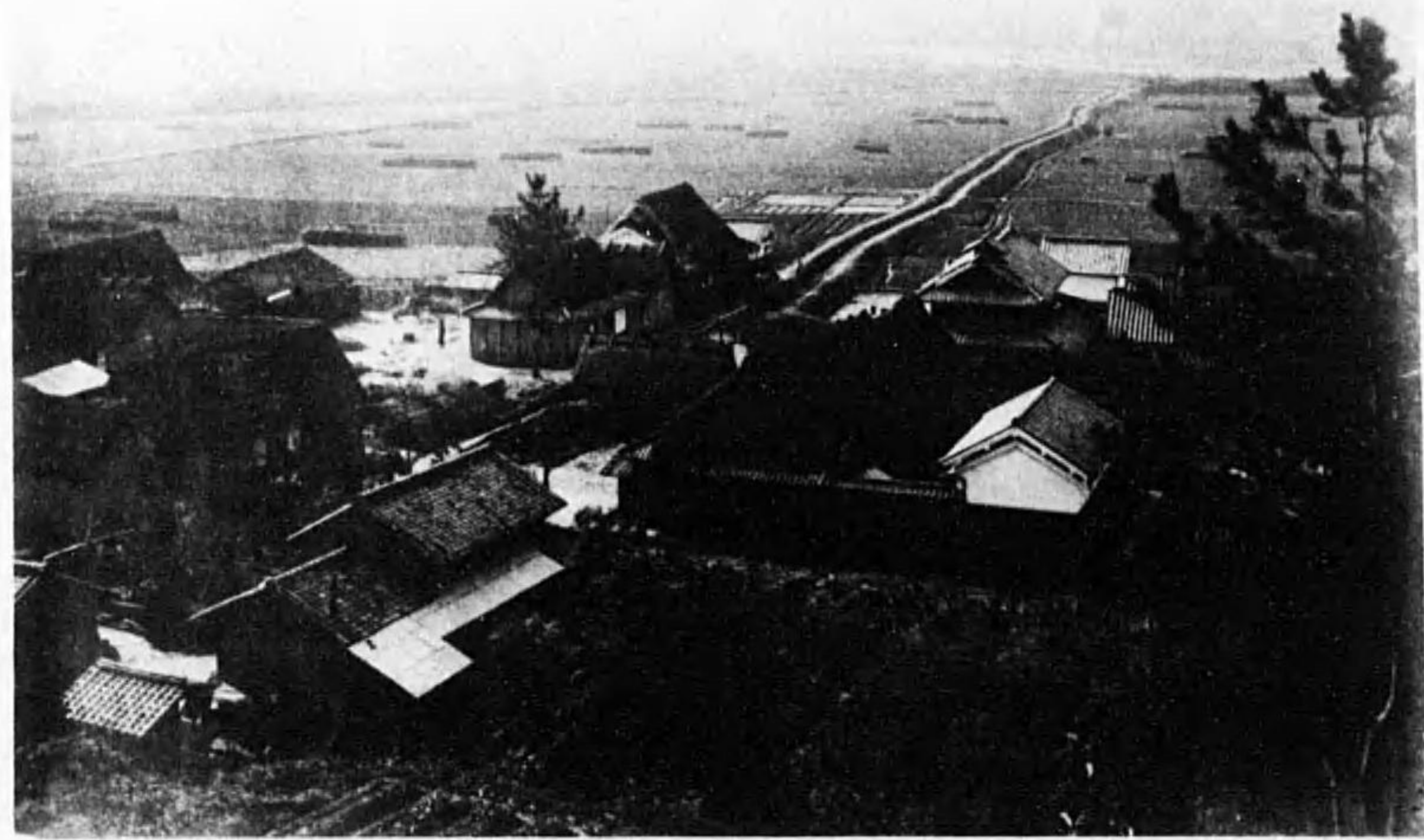
墓 義 頼 源 (一)



墓 家 義 源 (二)

河内國通法寺執行琳海寺住僧通覽
 海海寺相論係由寺三昧岩下除
 右當寺者為住持又通嚴佛達之地如舊永
 元啓文治貞應文永開東御下如昔或傳
 中一人等亂入敷地浮免所當寺不可有阿
 忘之山被載之或山林樹木止措方之煩可
 為寺家運也 爰琳海則任開東代
 御下如就執行可領知之由申之住僧寺
 忽守文治開東御下如正應 波羅成敗
 沙法之口接之者就所傳其有正河法之處
 去年一月令和之舉如狀者於佛性出拜
 夫一院者任正應 波羅御下如住僧寺
 領知其外除者可為琳海河法
 然早守彼狀而讓相事不可有違亂之狀
 永仁七年正月十二日
 住持僧 通法
 前上野介

書教御羅波六年七仁永 (一)



△望ヲ川石ヲヨ陵丘ノ後背址寺法通 (二)



(夏) 前体解樋西池山狭 (一)



上 同 (二)